

**平成 20 年岩手・宮城内陸地震
フォローアップ調査報告書**

**平成 22 年 3 月
内閣府**

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| I. 調査の概要 | 1 |
| 1. 調査の目的 | 1 |
| 2. 調査の進め方 | 2 |
| 3. 検討体制 | 3 |
| 4. 報告書の構成 | 3 |
| II. 平成 20 年岩手・宮城内陸地震の概要 | 4 |
| 1. 被災地について | 4 |
| 2. 岩手・宮城内陸地震について | 5 |
| (1) 被害の概要 | 5 |
| (2) 今回の地震災害の特性について | 6 |
| III. 復旧・復興支援策 | 7 |
| 1. 復興に向けた行政の取り組みについて | 7 |
| 2. 平成 20 年岩手・宮城内陸地震の復旧・復興支援策 | 15 |
| (1) 宮城県で活用されている復旧・復興制度 | 15 |
| (2) 岩手県で活用されている復旧・復興支援制度 | 24 |
| (3) 栗原市で活用されている復旧・復興支援制度 | 42 |
| (4) 奥州市で活用されている制度 | 50 |
| (5) 国が特に講じた支援措置 | 51 |
| IV. 生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果 | 53 |
| (1) ヒアリングの趣旨・対象者の属性 | 53 |
| (2) ヒアリング項目 | 54 |
| 2. ヒアリングの結果 | 55 |
| 1. フォローアップ調査の視点 | 97 |
| 2. 対応施策の分析 | 99 |
| (1) 早期復興のための対策について | 99 |
| (2) 復興を視野に入れた初期段階での対策について | 108 |
| (3) 支援組織・人材に係わる対策について | 111 |
| VI. まとめ ～平成 20 年岩手・宮城内陸地震から得られた知見～ | 115 |
| 1. 小規模地方公共団体における局所的地震災害対応の新たな工夫と可能性 | 115 |
| 2. 今後の検討課題 | 117 |

I. 調査の概要

1. 調査の目的

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震は、朝8時43分という人々が一日の活動をスタートした頃に発災し、宮城県栗原市と岩手県奥州市で震度6強、宮城県大崎市で震度6弱を観測した。

土曜日ということもあり、被災者の多くは自宅におり、また、新潟県中越地震と同様に主に山間地を被災地とする地震であったため、農業被害による生活基盤の破壊が起きたことが特徴となった。特に被害の大きかった栗原市耕英地区では、農業用施設や養殖施設を失った人が多く、そのような被災者にとって就業環境の回復には多大の労力がかかるものといえる。

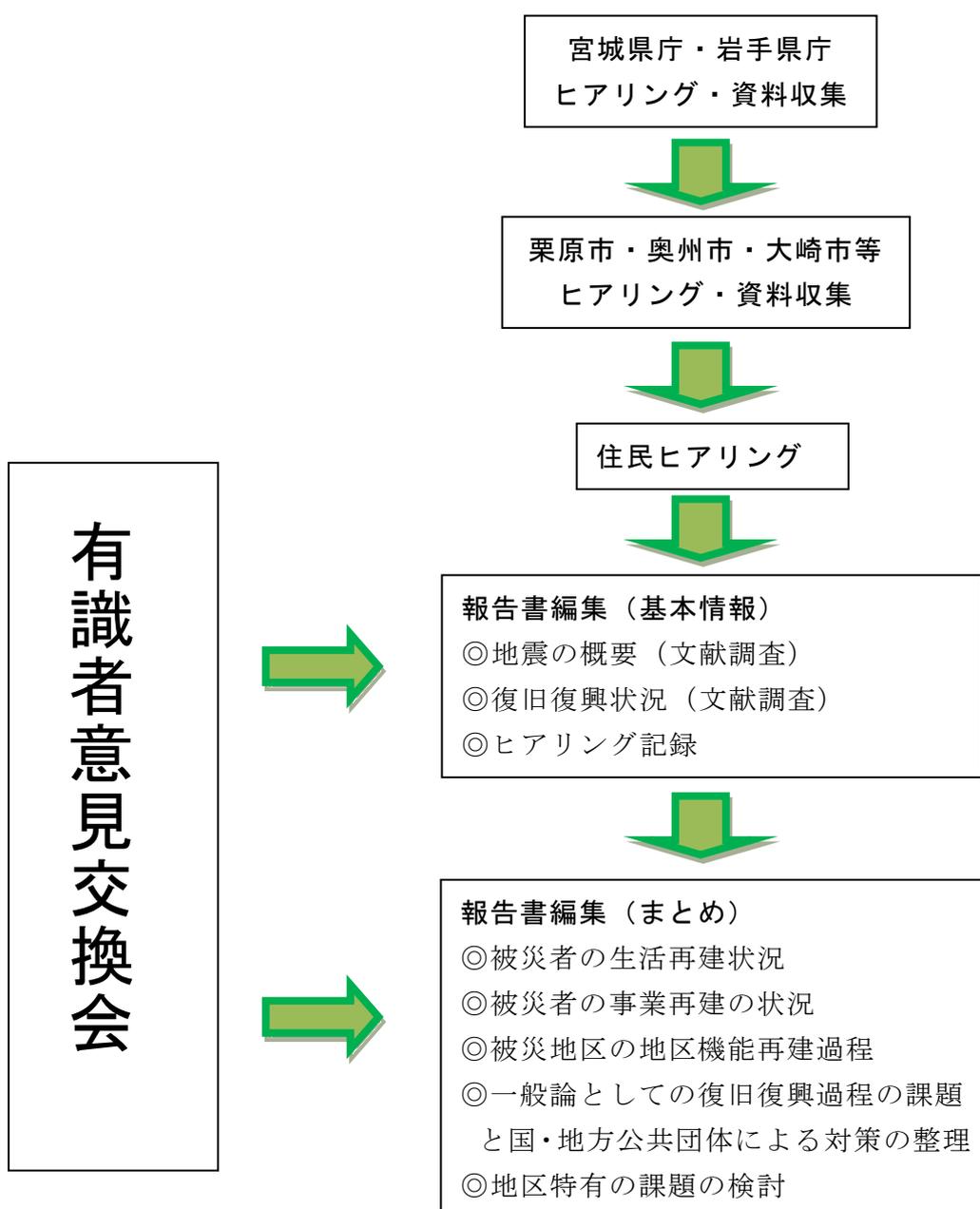
本調査では、岩手・宮城内陸地震の被災状況をまとめるとともに、被災地が復旧・復興するにあたり、どのような支援策を利用し、またそれを有効に生かしたか、あるいは今後の災害においてこれら支援策をどのように有効に使い、改善していくか、といった観点で検討し、その教訓を他の地方公共団体が被災地方公共団体から学び取れるように編集することを目的としている。

《被災地付近マップ》



2. 調査の進め方

本調査においては、平成 20 年岩手・宮城内陸地震の被災状況や被災地の復旧・復興における行政の対応について、はじめに宮城県庁、岩手県庁のご協力をいただき、基本となる情報の収集を行った。さらに、これを踏まえて、文献調査を進めるとともに、被災地のうち宮城県栗原市、宮城県大崎市、岩手県奥州市を中心に、行政関係者、被災地住民からヒアリングを行った。調査にあたっては、生活再建、事業再建、地区再建の3つの視点で情報収集に努め、有識者意見交換会からの助言を受けつつ、最後のとりまとめは、生活再建及び事業再建の二つの項目に集約した。



3. 検討体制

| 開催 | 内容 |
|------------------------------|--|
| 第1回有識者意見交換会 平成22年2月16日（火） | 調査目的と方法について ヒアリング記録について 岩手・宮城内陸地震の論点整理について |
| 第2回有識者意見交換会 平成22年3月17日（水） | 岩手・宮城内陸地震の論点整理について 調査報告書のとりまとめについて |

有識者意見交換会メンバー

| | |
|------|---------------------|
| 室崎益輝 | 関西学院大学総合政策学部 教授 |
| 小松洋吉 | 東北福祉大学教授ボランティアセンター長 |
| 菅原 進 | 宮城県栗原市総務部次長兼危機管理監 |
| 永松伸吾 | 人と防災未来センター 研究副主幹 |

4. 報告書の構成

本編

1. 調査の概要
2. 平成20年岩手・宮城内陸地震の概要
3. 復旧・復興支援策
4. 生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果
5. 復旧・復興対策の分析
6. まとめ～平成20年岩手・宮城内陸地震から得られた知見～

資料

1. 「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震について」（平成21年7月2日、内閣府）
2. 「平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」（平成21年12月21日、宮城県総務部危機対策課）
3. 「岩手・宮城内陸地震災害復旧・復興推進本部会議資料」（岩手県地域振興部）
4. 「栗原市震災復興計画」（栗原市）
5. 「平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震 震災誌」（平成21年6月、奥州市）
6. 「平成20年6月14日発生、岩手・宮城内陸地震関係資料」（宮城県大崎市）

Ⅱ. 平成 20 年岩手・宮城内陸地震の概要

1. 被災地について

岩手・宮城内陸地震の被災地は、宮城県と岩手県の県境付近、栗駒高原を中心とした地域となっている。これらの地域は、栗駒山を擁する栗平市、焼石連峰を擁する奥州市など、山岳地帯として登山家やアウトドア愛好者が頻繁に訪れていた場所であり、今回の被災では、そうした人々を主な顧客とする観光業と、山間地の環境を利用した農林水産業が大きなダメージを受けることとなった。



2. 岩手・宮城内陸地震について

(1) 被害の概要

岩手・宮城内陸地震は、平成 20 年 6 月 14 日 8 時 43 分頃、岩手県内陸南部（北緯 39 度 02 分、東経 140 度 53 分）の深さ 8 Km を震源として、M7.2 の規模で発生した。震源地付近の主な地方公共団体における震度及び人的・建物被害は次の通り。

各地の震度（震度 5 強以上）

震度 6 強 岩手県：奥州市

宮城県：栗原市

震度 6 弱 宮城県：大崎市

震度 5 強 岩手県：北上市、一関市、金ヶ崎町、平泉町

宮城県：加美町、涌谷町、登米市、美里町、名取市、仙台市、利府町

秋田県：湯沢市、東成瀬村

人的被害の状況

| 県名 | 死者 | 行方不明 | 負傷者 | 備考 |
|-----|-----|------|-------|-----------------|
| 岩手県 | 2 | | 3 7 | 重傷 9、軽傷 2 8 |
| 宮城県 | 1 4 | 4 | 3 6 5 | 重傷 5 4、軽傷 3 1 1 |
| 秋田県 | | 2 | 2 1 | 重傷 5、軽傷 1 6 |
| 山形県 | | | 1 | 重傷 1 |
| 福島県 | 1 | | 2 | 重傷 1、軽傷 1 |
| 合計 | 1 7 | 6 | 4 2 6 | 重傷 7 0、軽傷 3 5 6 |

住家被害の状況（棟）

| 県名 | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 火災 |
|-----|-----|-------|----------|----|
| 岩手県 | 2 | 4 | 7 7 8 | 2 |
| 宮城県 | 2 8 | 1 4 1 | 1, 7 3 3 | 1 |
| 秋田県 | | 1 | 9 | 1 |
| 山形県 | | | 1 | |
| 合計 | 3 0 | 1 4 6 | 2, 5 2 1 | 4 |

出典：

「平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震について」（平成 21 年 7 月 2 日、内閣府）

「平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」（平成 21 年 12 月 21 日、宮城県総務部危機対策課）

「平成 20 年岩手・宮城内陸地震の被害の状況について」（平成 21 年 9 月 30 日、岩手県総務部総合防災室）

(2) 今回の地震災害の特性について

①居被害と事業被害の密接性

農業や観光業の場合、職住が近接して経営をしていることが多く、住居の被災により事業の継続が困難になるケースが多くなる。このため住宅再建できても事業再開までは困難な場合、事業を諦め、仕事を求めて転居せざるを得なくなるケースが見られた。

②交通遮断被害の顕在化

代替交通路のない地域が、交通路の遮断により長期間アクセス困難になることで、損壊を免れていても居住できなかつたり就業が困難になる被害があった。

③就業支援の困難性

就業機会の少ない地域での被災であるため、被災後に改めて就業することが困難を極めるケースが見られ、例えば、従事していた農業が被災により継続できなくなった時、サラリーマンとして別の農業現場で働き続けることは難しい。

④被災による集落内コミュニティへの影響

少数世帯で形成される集落が被災し、支援内容の差が集落内コミュニティの人間関係に影響を与えるケースが見られた。

⑤二地点居住者の被災

特に被害の大きかった耕英地区では、被災地内の住宅とは別に冬季用の住宅（セカンドハウス）を耕英地区外に所有しているため、住民票を被災住宅に置いていないと支援を受けられないケースが見られた。

⑥風評被害

被災地から少し離れた観光地では、地震の影響がほとんどなかったにもかかわらず、風評被害の影響を受けた。

⑦事業継続の困難性

元来、地域経済が活発でなかったことに加え、物理的アクセスの未回復や風評被害等により地域産業（農林水産業、観光業等）の事業継続が困難となった。

Ⅲ. 復旧・復興支援策

(各種行政資料より編集)

1. 復興に向けた行政の取り組みについて

岩手・宮城内陸地震の対応にあたった地方公共団体のうち、宮城県、岩手県、及び震度6以上を記録した栗原市、奥州市、大崎市の対応を時系列でまとめると以下のとおり(ただし、義援金や助成金の支給のように、一貫して継続的に行われている対応は除外)。

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|--|--------------------------------------|---|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 20 | 6 | 14 | ●災害対策本部設置 | ●災害対策本部設置 | ●災害対策本部設置 | ●災害対策本部設置 | ●災害対策本部設置 |
| | | | ●災害救助法適用 | ●災害救助法適用 | ●災害救助法適用 | ●災害救助法適用 | ●災害救助法適用 |
| | | | ●自衛隊派遣要請 | ●自衛隊派遣要請 | | ●自衛隊に情報収集を依頼 | ●3号配備発令 |
| | | | ●緊急消防援助隊応援要請 | ●緊急消防援助隊応援要請 | | ●自衛隊に孤立者の救助を依頼 | |
| | | | ●宮城県総合防災情報システム(MIDORI)稼働、ヘリコプター映像を表示 | | ●消防・警察広域援助隊、陸上自衛隊救助活動開始 | ●被災地視察 | |
| | | ●現地連絡員、心のケアチーム・健康相談チーム、農林水産技術職員、土木部技術職員、住宅復興支援チームの派遣 | | ●内閣府が栗原市に現地本部を設置 ●危険度判定を国・県・他市並びに建築士会等の協力で実施開始(～22日) | | ●16:00段階で3号配備から1号配備に移行を決定 | |
| | | 15 | | | | ●危険度判定を市の職員で実施開始(～4月28日) | ●鳴子温泉地域(黒崎地区・鍛冶谷沢地区)に避難勧告 |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|----|---|--|-------------------------|--|---|
| 20 | 6 | 16 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者等への相談窓口の設置 ● 岩手県警より女性警察官5人で編成したイーハトーブ隊を避難所に派遣 ● 風評被害対策としてホームページによる情報を提供開始 | ● 避難指示（栗駒沼倉放森地区） | <ul style="list-style-type: none"> ● 建築士会が危険度判定を実施（～20日） ● 小中学校・幼稚園・保育所が休校（胆沢愛宕、衣川、衣里） | |
| | | 17 | | | ● 避難指示（栗駒沼倉耕英地区・花山金沢地区） | <ul style="list-style-type: none"> ● 第1号非常配置を指示。 ● 小中学校で授業再開 | |
| | | 18 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業者等への巡回相談の実施 ● 「岩手・宮城内陸地震災害復旧技術研修会」第1回開催 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 衣里幼稚園再開（これを最後に全校授業再開） ● 被災建築物応急危険度判定（6.18～6.20） | |
| | | 19 | ● 「岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢ダム周辺災害復旧連絡会議」を設置（12月まで） | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 被災宅地危険度判定（6.19～6.20） ● 農業施設被害調査（6.19～7.16） | ● 20日から職員配備体制を1号体制から0号体制へ移行（体制縮小）することを決定。 |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|----|-----|------------------------|---|------------------------------|-----|
| 20 | 6 | 20 | | ●風評被害対策のため、観光事業者がテレビ出演 | ●避難指示（金成片馬合上吉目木地区・金成日向田地区） | | |
| | | 21 | | | | ●胆沢地区焼石岳中沼登山口近くの取り残し車両 24台撤去 | |
| | | 22 | | | ●避難勧告（一迫菰生・一迫清水堰田・一迫北沢二本松、花山程野・花山浅布、栗駒沼倉・栗駒稲屋敷・栗駒芋塚、鶯沢南郷上川久保・鶯沢南郷上新反田・鶯沢袋長原・鶯沢北郷早坂・鶯沢北郷大畑・鶯沢南郷中原・鶯沢南郷洞泉寺・鶯沢南郷五輪原・鶯沢南郷原） | | |
| | | 23 | | | | ●避難勧告（衣川区下河内地内） | |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|--------------------|---------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------------------|
| 20 | 7 | 1 | ●災害対策本部廃止 ●災害復旧対策本部の設置 | ●農業復興支援チーム設置 | | | |
| | | 2 | ●住宅相談窓口の設置 | | | | ●鍛冶谷沢地区避難勧告解除 |
| | | 3 | | | ●避難指示解除（金成日向田地区） | | |
| | | 4 | ●局地激甚災害指定 | ●局地激甚災害指定 | ●局地激甚災害指定 | ●局地激甚災害指定 | |
| | | 5 | | | ●避難勧告（花山中村・花山浅布地区） | | |
| | | 6 | | | ●避難勧告解除（鶯沢南郷上新反田・鶯沢北郷大畑・鶯沢南郷中原） | | |
| | | 7 | | | ●被災者生活再建支援法適用 | ●災害にかかる総合相談会 | ●災害対策本部を廃止 ●復旧対策本部を設置 |
| | | 8 | | ●「中小企業災害復旧資金」取り扱い開始 | ●避難勧告解除（栗駒稲屋敷、鶯沢袋長原） | | |
| | | 10 | | | ●花山松ノ原地区電話回線復旧 | | |
| | | 10 ～ 31 | | | ●応急仮設住宅完成 | ●応急仮設住宅完成 | |
| | | 11 | | | ●金成片馬合上吉目木地区避難指示解除 | | |
| | | 12 | | ●「いわて・平泉観光キャンペーン」知事が上野に出張し呼びかけ | | | |
| | | 15 | | ●災害対策本部廃止 ●復興対策本部発足、 | ●花山本沢地区停電復旧 ●花山小川原地区電話回線復旧 | | |
| 末 | | ●応援はっぴ及びたすきを各30組作成 | | | | | |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|-------------|---|---|--------------------------------------|------------------|-----|
| 20 | 8 | 1 | ● 公立幼稚園・小中学校 23 校の災害査定開始（年内復旧完了） | | | ● 胆沢区・衣川区仮設住宅引渡し | |
| | | 2 | | ● いわておかみ会（政府広報番組へ出演、各種広報媒体へ広告掲載） | | | |
| | | 4 ～ 9 | | ● 「がんばろう！岩手」ロゴマーク公表、HP アップ ● 県職員の自主的な応援 T シャツ 応援ジャンパーの作成 ● 「がんばろう！岩手」市町村へ通知 | | | |
| | | 9 | | | ● 避難勧告解除（栗駒芋塚、鶯沢南郷上川久保・鶯沢北郷早坂・鶯沢南郷原） | | |
| | | 12 | | | ● 全戸断水解消 | | |
| | | 25 | ● 国庫補助災害復旧事業災害査定開始（農業用施設、林業関係施設、治山関係施設） | | | | |
| | | 26 | | | ● 避難勧告解除（鶯沢南郷洞泉寺、鶯沢南郷五輪原） | | |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 | |
|----|----|---------------|---|------------------------------------|----------------------------|-----|-------------|--|
| 20 | 9 | 4 | | ●「おでんせ 観光王国いわて」における知事のプレゼンテーション | | | | |
| | | 7 | | ●焼石岳登山道の点検補修 | | | | |
| | | 10 | | ●「元気です岩手キャンペーン推進隊」設置及びHPアップ | | | | |
| | | 11 | | | ●栗駒沼倉耕英地区停電復旧 | | | |
| | | 12 | | ●須川ビジターセンター復旧工事完了 真湯キャンプ場補修工事完了 | | | | |
| | | 17 | | | ●栗駒沼倉耕英地区電話回線復旧 | | | |
| | | 17 ～ 19 | | | ●農林水産業共同利用施設災害復旧事業 災害査定 | | | |
| | | 24 | | ●災害復興住宅融資利子補給補助制度について県の要綱制定 | | | | |
| | 10 | 1 | | ●県観光協会による「総額1億円1万人プレゼントキャンペーン」開始 | ●避難指示（花山松ノ原地区） | | | |
| | 11 | | | ●「作業用道路全線確保祭事大橋仮橋」供用開始 | ●避難指示解除（花山松ノ原地区） | | | |
| | 12 | 8 | | | ●「元気です岩手キャンペーン推進隊」シール作成配布 | | | |
| | | 27 | ●岩手・宮城内陸地震に係る荒砥沢ダム周辺災害復旧連絡会議が国直轄災害復旧事業として認定される。 | | | | ●災害廃棄物の処理完了 | |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|----|----|------------------------------|---|--|-----|-------------|
| 21 | 1 | | ● 県立高校 14 校・特別支援学校 7 校補修工事完了 | | ● 栗原市花山高齢者生活福祉センター（湖畔の里）復旧工事完了 | | |
| | 2 | | | | ● 避難指示と解除（金成姉齒根岸、5 日指示、23 日解除） ● 栗原市鶯沢デイサービスセンター、栗原市若柳デイサービスセンター復旧工事完了 | | |
| | 3 | 末 | | ● 被災浄化槽復旧工事完了（奥州市 19 基、金ヶ崎町 6 基） ● 児童福祉施設（北上市）、地域福祉センター（奥州市）復旧工事完了 | ● 農林水産業共同利用施設災害復旧事業（カントリーエレベーター 3 施設、牧場 1 施設）復旧工事完了 ● 避難勧告解除（一迫北沢二本松、26 日） ● 栗原市震災復興計画策定 | | |
| | 4 | | ● 小規模山地災害対策促進事業（宮城県独自事業）の開始 | | | | ● 災害復旧本部を廃止 |
| | 5 | 20 | | | ● 避難勧告解除（一迫萩生、花山浅布、花山中村地区） | | |
| | 7 | 1 | | | ● 避難指示解除（花山金沢地区、花山程野） | | |
| | 8 | 1 | | | ● 避難勧告解除（一迫清水堰田） | | |
| | 9 | 1 | | | ● 避難指示解除（栗駒沼倉放森地区、栗駒沼倉） | | |
| | 10 | | | ● 災害関連緊急治山事業（県営事業）による復旧工事完了 | | | |
| | 11 | 30 | | | ● 交通規制解除（栗駒耕英地区） | | |
| | 12 | | | ● 直轄治山施設の被害復旧事業終了 | | | |

行政による復旧・復興支援

| 年 | 月 | 日 | 宮城県 | 岩手県 | 栗原市 | 奥州市 | 大崎市 |
|----|---|---|-----|-----------------------------------|-----|-----|-----|
| 22 | 2 | | | ●直轄地すべり防止災害関連緊急事業(国直轄事業)による復旧工事完了 | | | |

出典：

- 「平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震について」（平成 21 年 7 月 2 日、内閣府）
- 「平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」（平成 21 年 12 月 21 日、宮城県総務部危機対策課）
- 「岩手・宮城内陸地震災害復旧・復興推進本部会議資料」（岩手県地域振興部）
- 栗原市震災復興計画（栗原市）
- 栗原市ホームページ「平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震」（栗原市）
- 「平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震 震災誌」（平成 21 年 6 月、奥州市）
- 「平成 20 年 6 月 14 日発生、岩手・宮城内陸地震関係資料」（宮城県大崎市）

2. 平成 20 年岩手・宮城内陸地震の復旧・復興支援策

平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの復旧・復興を図るため、岩手県、宮城県、栗原市及び奥州市が実施してきた支援策は、これらの地方公共団体が作成した資料によると、次の(1)～(4)のとおりである(なお、国制度等の支援策の一部については、これらの資料に記載されていないものが、実施されていると考えられる)。

また、国が特に講じた支援措置としては、局地激甚災害の指定(平成 20 年 7 月及び平成 21 年 3 月)、治山、砂防等の直轄事業、普通交付税の一部繰り上げ交付(平成 20 年 6 月 23 日)などが挙げられるが、これらについては(5)のとおりである。

(1) 宮城県で活用されている復旧・復興制度

1) 被災生活者再建支援制度

平成 7 年の阪神・淡路大震災を機に、平成 10 年に被災者の生活再建等を目的とした被災者生活再建支援法が成立し、被災者生活再建支援制度が開始された。制度開始当初は支援金の使途が細かく規定され、事務手続きが非常に複雑で被災者にとって大変利用しづらい制度であったが、平成 19 年に被災者生活再建支援法が見直され、定額渡し切り方式の導入や年収・年齢要件の撤廃により、基礎支援金(最大 100 万円)と加算支援金(最大 200 万円)の 2 区分に区分けされたわかりやすく活用しやすい制度に改正された。当該支援金の申請書は、被災者が栗原市に提出し、市が確認の上、県を經由して財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部に申請され支給される。

表 被災生活者再建支援制度支援金の支給額

| | | | | | |
|---------------|---------|--------|--------|-----------|-------|
| 基礎支援金 | 被害程度 | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 |
| 住宅の被害程度に応じて支給 | 支給額 | 100 万円 | 100 万円 | 100 万円 | 50 万円 |
| 加算支援金 | 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 貸借(公営を除く) | |
| 住宅の再建方法に応じて支給 | 支給額 | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円 | |

表 被災者生活再建支援制度申請状況(平成 21 年 9 月末現在)

| 区分 | 基礎支援金申請世帯数 | 加算支援金申請世帯数 | 支援金額(千円) |
|--------|------------|------------|----------|
| 全壊 | 26 | 12 | 48,750 |
| 大規模半壊 | 15 | 5 | 14,250 |
| 半壊(解体) | 8 | 5 | 16,750 |
| 計 | 49 | 22 | 79,750 |

2) 災害援護資金

「災害弔慰金の支給に関する法律」による災害援護資金は、県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害で世帯主が重症を負ったときや、住居・家財に大きな被害を受けた場合に生活の立て直しを援護するために市町村が貸付を行うもので、今回の災害では栗原市において 6 件、計 1,360 万円の貸付が行われた。

3) 災害復興住宅等融資制度

地震等の災害で住宅等の所有者が、住宅の建て替え、補修、購入、土地の購入等を行う場合に、独立行政法人住宅金融支援機構から低利率で融資を受けられる制度で、宮城県と栗原市、独立行政法人住宅金融支援機構と連携し、災害時に一般県民を対象とした住宅相談業務を地震直後から行うとともに、制度の周知に努めた。被災住宅の適格認定及び工事完了後の現場審査等の業務は、独立行政法人住宅金融支援機構により県に委託され、各土木事務所において実施した。

4) 中小企業金融対策

中小企業経営安定基金・災害復旧対策資金を適用し、災害救助法の適用を受けた栗原市と大崎市の被災中小企業に対する、施設・設備等の損壊などの直接的被害の早期復旧に要する設備・運転資金が、貸し付け限度額 3000 万円、償還期間 7 年以内、利率 2.1% 以内、信用保証率 0.45~1.59% で融資できるようになった。

また、今回の地震では、直接的被害は生じていないものの、いわゆる風評や道路事情悪化等による顧客減少に伴う売上高の減少などの間接的被害が深刻である状況を踏まえ、融資対象を拡充する措置を追加的に講じ、災害の早期復旧の一層の促進を図った。

さらに、被災中小企業者が復旧のために借り入れた資金の金利負担軽減を図るため、上記 2 市が利子補給した場合、当該市に対して補助金を交付することとした。

なお、災害救助法の適用を受けていない地域の中小企業者については、中小企業経営安定基金・一般資金等による金融支援を行った。

5) 農林水産業の金融対策

農業災害対策基金を適用した支援として「平成 20 年岩手・宮城内陸地震による農業災害対策資金」が、以下のような概要で打ち出された。

- 1) 目的：災害により被害を受けた農業者の農家経営の維持及び生活の安定を図るために必要な資金を融通する。
- 2) 融資対象者：災害により、農作物、農業機械、農業施設、その他農業の用に供するもの（果樹、家畜、資材等）に関する被害額が平年の農業所得の 2 割以上となる被害を受け、農業経営及び生活の維持が困難となる農業を営む個人及び法人等。
- 3) 融資対象経費：農業経営の再建及び生活の維持回復に必要な経費
- 4) 貸付条件：
 - ア) 貸付限度額（次のいずれか低い額とする）
 - a) 個人 150 万円（農業所得が過半を占める者 300 万円） 団体 500 万円
 - b) 被害額の合計額から農林漁業セーフティネット資金の借入並びに共済金の額を減じた額
 - イ) 基準金利 3.05%（農協の場合）
 - ロ) 利子補給率 2.00%（内訳、県 1.00%、市町村 0.50% 以上、農業団体 0.50%）
 - エ) 貸付金利 1.05% 以内
 - ウ) 償還期間 5 年以内（うち据置 1 年以内）

ただし、個人で 150 万円を超える貸付の場合、7 年以内（うち据置 1 年以内）
- 5) 融資枠：3 億円
- 6) 貸付実行機関：平成 20 年 8 月 20 日～平成 21 年 3 月 31 日
- 7) 平成 21 年 3 月 31 日現在の融資実績、団体 1,870 千円 個人 6,560 千円

宮城県における復旧・復興支援

また、漁業近代化資金を用いて被害養殖施設の整備支援が次のようなスキームで設定された。

- 1) 資金名：漁業近代化資金
- 2) 貸付額：5,200万円
- 3) 基準金利：2.85%
- 4) 利子補給率：1.25%
- 5) 貸付金利：1.60%
- 6) 償還期間：15年（うち据置2年）

6) その他宮城県で行われた民生支援・優遇制度

| 制度名称 | 概要 | | | 担当課 (相談窓口) |
|-----------------|-------------------------------|---|---------------------------------|-------------------------------------|
| | 対象者 | 内容 | 申し込み期間等 | |
| 課税の減免 | 家屋、家財、事業資産などに損害を受けた者 | 一定の要件に該当する場合、次の県税の全部又は一部を減免 ①個人県民税 ②個人事業税 ③不動産取得税 ④自動車税 | 税金の種類により申請先、申請期限が異なる | 県税務課 (相談及び申請窓口は、各県税事務所) |
| 納税の猶予 | 災害により損失を受けて、県税を納期限までに納付できない者 | 申請により、1年以内の期間に限って、県税の徴収を猶予 | 申請期限は、り災の日から1年以内 | 県税務課 (相談及び申請窓口は、各県税事務所) |
| 県立高等技術専門校の授業料減免 | 居住用財産が全部又は一部が損壊し、授業料の納付が困難な世帯 | 職業能力開発校の授業料の減免に関する規則に基づき、授業料を減免 | 災害の発生した日から第4期納付期日(平成21年2月16日)まで | 県産業人材・雇用対策課 (相談及び申請窓口は、各高等技術専門校) |
| 東北労働金庫災害ローン | 東北労働金庫会員の組合員及び当該金庫管内に居住する勤労者 | 自宅の改修費用、自動車など日用品の買い替え費用など、り災復興に伴う生活全般の資金 | 平成20年6月16日から12月30日まで | 東北労働金庫の本店・支店 |
| 災害弔慰金の支給 | 災害により死亡した者の遺族 | 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金を支給 ・支給額 生計維持者500万円、その他250万円 ・費用負担 国1/2、県1/4、市町村1/4 | | 各市町村 県保健福祉総務課 |

宮城県における復旧・復興支援

| | | | | |
|--------------------|---------------------------------------|---|----------------------------------|---------------------------|
| 災害障害見舞金の支給 | 災害により負傷又は疾病にかかり、治った時に精神又は身体に一定の障害のある者 | 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害障害見舞金を支給 ・支給額 生計維持者 250 万円 その他 125 万円 ・費用負担 国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4 | | 各市町村 県保健福祉総務課 |
| 国民健康保険一部負担の免除等 | 国民健康保険の被保険者 | 保険者（市町村）は、国民健康保険法第 44 条第 1 項の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予。 | | 各市町村（国民健康保険主管課） 県国保医療課 |
| 国民健康保険税の免除 | 国民健康保険の納税義務者 | 地方税法第 717 条の規定により、天災その他特別の事情等がある場合において、市町村長は当該市町村の条例に基づき、国民健康保険税を減免することができる。 | 市町村での受付期限 平成 20 年 12 月 13 日まで | 各市町村（国民健康保険主管課） 県国保医療課 |
| 後期高齢者医療保険料一部負担の免除等 | 被保険者及び連帯納付義務者 | 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 69 条の規定により、特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払いが困難と認められるものに対し、一部負担金を減額若しくは支払いを免除し、又は窓口払いを保険者徴収に切り替えてその徴収を猶予することができる。 | 市町村での受付期限は、平成 20 年 9 月 30 日まで | 各市町村（国民健康保険主管課） 県国保医療課 |

宮城県における復旧・復興支援

| | | | | |
|-------------------------------|---|--|--------------------------|--|
| 後期高齢者保険料の減免 | 被保険者及び連帯納付義務者 | 高齢者の医療の確保に関する法律第111条の規定により、天災その他特別の事情等がある場合において、広域連合長は広域連合の条例に基づき、保険料を減免することができる。 | 広域連合での受付期間 理由発生から1年以内 | 各市町村（国民健康保険主管課） 県国保医療課 |
| 生活福祉資金貸付制度（災害援護資金） | 低所得世帯（世帯収入がおおむね市町村民税非課税程度の世帯） | 貸付限度額 150 万円以内 償還期限 7 年以内 貸付利子 年 3% | 広域連合での受付期間 理由発生から1年以内 | 宮城県社会福祉協議会 県社会福祉課 |
| 生活安定資金貸付制度（被災者に限らない） | 同一市町村内に1年以上居住する低所得世帯 | 貸付限度額 5 万円以内（特に必要と認められる場合は 7 万円以内） 償還期限 1 年以内 貸付利子無利子 保証人 1 名 | 通年 | 各市町村社会福祉協議会 県社会福祉課 |
| 母子寡婦福祉資金貸付金貸付制度 | 被災した母子家庭の母及び寡婦 | 【事業継続資金】 事業を継続するため、被災した店舗、田畑等の修復等に要する資金の貸付け 【住宅資金】 被災による家財の破損、住宅の半壊、全壊、半焼、全焼等に対する修復等に要する資金の貸付け | 通年 | 県子ども家庭課 県保健福祉事務所 |
| 児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収における特例認定 | 本人又は扶養義務者で、災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者 | 児童福祉法第 56 条の規定により各保健福祉事務所等は、施設等に措置された者について、本人又は扶養義務者からその負担能力に応じて負担金を徴収しているが、災害その他特別な事情により本人又はその扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合には、特例認定をすることができる。 | 通年 | 県子ども家庭課 県障害福祉課 県保健福祉事務所 県児童相談所 県さわらび学園 県拓桃医療療育センター 各市（児童福祉主管課） |

宮城県における復旧・復興支援

| | | | | |
|--|--|---|------------------------|---|
| <p>児童扶養手当支給制限の特例</p> | <p>受給資格者のうち、母又は養育者、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限を受けた者</p> | <p>次に掲げる所有財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者は、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当は支給制限を解除する。 ①住宅、家財 ②主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 ③機械、器具その他事業の用に供する固定資産</p> | <p>(今回は)平成21年6月末まで</p> | <p>県子ども家庭課 各市町村</p> |
| <p>特別児童扶養手当支給制限の特例</p> | <p>受給資格者のうち、父、母又は養育者、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限を受けた者</p> | <p>次に掲げる所有財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者は、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当は支給制限を解除する。 ①住宅、家財 ②主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 ③機械、器具その他事業の用に供する固定資産</p> | <p>通年</p> | <p>県子ども家庭課 各市町村</p> |
| <p>保育料の減免</p> | <p>保育所に入所している児童の扶養義務者であって、災害等による著しい損失を受け、保育料を納めることが困難であると市町村長が認めた者</p> | <p>市町村長が、災害等によって、所得又は財産が著しい損失を受け、保育料を納めることが困難であると認めた場合に保育料の減免を受けることができる。</p> | <p>通年</p> | <p>各市町村（保育所担当課）</p> |
| <p>身体障害児、者、精神障害者への自立、支援医療（育成医療・更正医療・精神通院医療）の</p> | <p>自立支援医療の支給認定を受けている者又は扶養義務者（育成医療の場合）で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者</p> | <p>災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即して負担上限額を認定する。</p> | <p>各市町村の取扱いによる</p> | <p>【育成医療】 県保健福祉事務所 【更生医療及び精神通院医療】 各市町村（障害福祉主管課）</p> |

| | | | | |
|-------------------------------|--|--|-----------------|---------------------------------------|
| 自己負担額の変更 | | | | |
| 特定疾患治療研究事業の患者負担額の減免 | 1) 地震により、患者又は患者の生計中心者の居住する家屋が全壊又は半壊した者 2) 地震により、生計中心者の所得が著しく減少する者（自己負担の階層区分が2階層以上又はB階層からA階層に引き下がる者） | ①地震により家屋が全壊又は半壊した者→自己負担の階層区分を2階層引き下げ。 ②地震により生計中心者の所得の減少する者→減少後の所得額により、自己負担の階層区分を変更。（勤務先が被災したことによる、解雇や減給も対象。） 区分が、①で変更の認定を受けた階層区分より下回る場合は、再度申請することができる。 | 通年 | 県疾病・感染症対策室 県各保健所・ 仙台市各区保健福祉センター |
| 小児慢性特定疾患治療研究事業の患者負担額の減免 | 地震により、生計中心者の所得が著しく減少する者（自己負担の階層区分が2階層以上又はB階層からA階層に引き下がる者） | 適用期間内の診療分について、減少後の所得額により自己負担の階層区分を変更認定し、自己負担限度額を変更することにより実施。（勤務先が被災したことによる、解雇や減給も対象） | （今回は）平成21年6月末まで | 県疾病・感染症対策室 県各保健所 |
| 肝炎治療特別促進事業における災害等による患者負担額の減免等 | 地震等により家屋が半壊以上の被害を受けた者 | 地震等により、家屋が半壊以上の被害を適用期間内に受けた方は、実施要綱別表に定める自己負担限度額（月額）のうち1万円を適用する。 | （今回は）平成21年6月末まで | 県疾病・感染症対策室 県各保健所 仙台市各区保健福祉センター |
| 補装具費給付事業の自己負担額の変更 | 補装具費の支給認定を受けている者又は扶養義務者（身体障害児の場合）で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者 | 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案し、実情に即して負担上限額を認定する。 | （今回は）平成21年6月末まで | 各市町村（障害福祉主管課） |

宮城県における復旧・復興支援

| | | | | |
|----------------------------|---|---|-------------|------------------------------------|
| 介護給付費等の額の特例 | 介護給付費等の支給決定を受けている者又は扶養義務者（障害児の場合）で、災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者 | 災害その他特別な事情があり、利用者負担分の負担が困難な場合の負担額の減免 | 12月末まで | 介護給付費等の支給決定を行っている市町村福祉事務所（障害福祉主管課） |
| 障害児施設給付費医療費の特例 | 障害児施設給付費医療費の支給決定を受けている保護者で災害その他特別な事情により負担能力に著しい変動が生じた者 | 災害その他特別な事情があり、利用者負担分の負担が困難な場合の負担額の減免 | 平成21年6月まで | 県児童相談所 |
| 障害児福祉手当及び特別扶養者手当の所得制限適用を除外 | 手当受給対象者で災害により住宅家財などにその価格の1/2以上の損害を受けた者 | 災害により自己等の所有に係る住宅家財等の財産につき、被害金額がその価格の概ね1/2以上である損害を受けた場合に所得制限の適用を除外 | 通年 | 各市町村（障害福祉主管課） |
| 介護保険料の減免 | 介護保険の第1号被保険者 | 保険者（市町村）は、介護保険法第142条の規定により、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 | 平成20年12月末まで | 各市町村（介護保険主管課） |
| 介護保険サービス利用料の減免 | 介護保険サービスの利用者 | 保険者（市町村）は、介護保険法第50条及び第60条の規定により、特別の理由がある者に対し、利用者負担額を軽減することができる。 | ※各市町村の規定による | 各市町村（介護保険主管課） |

出典：

「平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」（平成21年12月21日、宮城県総務部危機対策課）

宮城県における復旧・復興支援

| 区分 | 事業名 | 事業主体 | 概要 | 事業期間 |
|------------|--------------------------|------|---|---------|
| 治山 | 災害関連緊急治山事業 (地すべり防止) | 宮城県 | ○民有林野の災害復旧(災害発生年に実施) ・栗駒地区(九渡沢ほか5箇所) ・花山地区(時鳥沢ほか4箇所) 地すべり ・栗駒地区(洞万ほか3箇所) | H20 |
| 治山 | 治山施設災害復旧事業 (地すべり防止施設) | 宮城県 | ○民有林野の治山施設災害復旧 治山施設 ・栗駒地区(九渡沢その1ほか6箇所) ・花山地区(温湯、軽井沢) 地すべり防止施設 ・栗駒地区(洞万ほか2箇所) | H20 |
| 治山 | 治山激甚災害対策特別緊急事業 | 宮城県 | ○民有林野の災害復旧 ・栗駒地区(九渡沢ほか8箇所) ・花山地区(坂下) | H21～H23 |
| 道路 | 公共土木施設災害復旧事業(道路) | 宮城県 | ○国道398号、県道岩入一迫線、県道築館栗駒公園線、県道栗駒衣川線、県道文字上尾松線など9路線の災害復旧 | H20～H22 |
| 河川 | 公共土木施設災害復旧事業(河川) | 宮城県 | ○二迫川、三迫川の河川災害復旧 | H20 |
| 河川 (砂防) | 公共土木施設災害復旧事業(砂防) | 宮城県 | ○裏沢地区(駒の湯温泉付近)や水無川(花山)、草木川など17箇所の砂防施設災害復旧 | H20～H21 |
| 河川 (砂防) | 災害関連緊急砂防事業(激特) | 宮城県 | ○砂防災害復旧 ・沼倉耕英東地区(駒の湯)、沼倉下流地区(行者滝下流)、温湯上流地区 | H21 |

出典：

栗原市震災復興計画(栗原市)

(2) 岩手県で活用されている復旧・復興支援制度

岩手県庁部局別災害復旧・復興への取組内容と今後の取組予定

(岩手県災害復旧・復興推進本部会議「平成21年6月11日資料」より)

部局名 岩手県地域振興部

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|--|---|
| <p>■「がんばろう！岩手」運動に係るロゴマーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン案の庁内公募⇒14人、20件 ・デザイン選定⇒保健福祉企画室 浜守豊司 作 ・公表：平成20年8月4日 ・県民活用に向けたHPダウンロード版UP ：平成20年8月9日 ・マスコミへのパブリシティ活動 ・外部会議でのロゴマークの紹介 ・「がんばろう！岩手」を冠したイベント等名称の設定 <p>○地域活性化セミナー「希望王国 元気な市民の底力」 (2008/9/20)</p> <p>○「がんばろう！岩手 2009」市町村応援フェア (2009/1/25)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・外部会議でのロゴマークの紹介等 ・「がんばろう！岩手」を冠したイベント等名称の設定 |
| <p>■「がんばろう！岩手」運動に係るHP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UP 8月4日 | |
| <p>■「がんばろう！岩手」運動パネル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネル作成 4枚 ・県庁舎1Fエレベータホール掲示(1枚) 平成20年8月25日 ・県庁舎8Fエレベータホール掲示(1枚) 平成20年9月5日 | <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等での活用 |
| <p>■応援はっぴ及びたすき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成 7月末 各30組 ・活用 さんさおどり等貸出 はっぴ55件、延324枚(2009/3/31現在) たすき6件、延123枚(2009/3/31現在) <p>■県庁舎電子広告塔でのPR 「運動展開中」のテロップ表示 9/1～10/31</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域のイベント等への貸出し(随時) |
| <p>■「がんばろう！岩手」運動の市町村への協力依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村への通知：平成20年8月9日 | |

岩手県における復旧・復興支援

| | |
|--|---|
| <p>■「元気です岩手 キャンペーン 推進隊」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興部職員の応援Tシャツ着用運動（平成20年9月までの月、金） ・「元気です！いわての県北・沿岸」HPオープン9/10 ・アイーナ情報スクエアの活用（ポスター掲示） ・鉄道及びバス車両の広告利用（ポスター掲示） ・知事定例記者会見時のポスター掲示（広聴広報課へ提言） ・封筒、宅配便、会議資料へのシール貼付推進 ・イベントにおけるTシャツ、はっぴ、ポスターの活用、岩手県UIターンフェア、住まエネフェスタ、地域活性化セミナーほか | <ul style="list-style-type: none"> ・職員の個人的ネットワークを活用したPR（ふるさと納税、定住・交流を含む） ・ふるさと回帰フェア、ICTフェア等におけるTシャツ、はっぴ、ポスターの活用 |
| <p>■「元気です岩手」シールの作成、配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年12月8日作成、5万枚 | |
| <p>【参考】</p> <p>■県職員の自主的な応援Tシャツの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完売2,000枚：8月6日 ・追加1,140枚（9/20 完売） ・販売希望業者に係る生協への取次ぎ 2件（イオンスーパーセンター関店330枚、ジャスコ前沢店100枚） <p>■県職員の自主的な応援ジャンパーの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・520枚作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・応援Tシャツ義援金の寄付 9/25 日赤へ 340,600円 |

部局名 岩手県環境生活部

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|---|---|
| <p>1 水道施設の早期復旧に向けた指導・助言</p> <p>(1) 被害状況現地確認 (6/16、6/26、7/22 の 3 回実施)</p> <p>(2) 復旧計画策定に係る指導・助言(復旧工法、応急仮工事等)</p> <p>(3) 水道施設災害復旧費国庫補助金交付申請に係る指導・助言</p> <p>(4) 厚生労働省等関係機関との連絡調整</p> <p>(5) 災害査定の実施(10/27～10/30)</p> | <p>(1) 平成 20 年度事業(1 地区)については、工事完了</p> <p>(2) 継続分(3 地区)については、水道施設災害復旧費国庫補助金交付申請に係る助言指導</p> |
| <p>2 被災浄化槽の復旧支援</p> <p>(1) 被災浄化槽数 奥州市 19 基 金ケ崎町 6 基 計 25 基</p> <p>(2) 復旧工事完了(H21. 3)</p> | <p>特になし</p> |
| <p>3 栗駒国定公園(栗駒地区) 被害の対応</p> <p>(1) 須川ビジターセンターの復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧工事完了(H20. 9. 12)。 <p>(2) 須川岳登山道の点検補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落石、地割れ、通行不可能区間に係る情報をホームページに掲載するとともに、登山口や主要分岐点に注意標識を設置。 ・登山道調査実施(H20. 9. 12)。被害拡大無し。 <p>(3) 真湯キャンプ場の補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟の窓ガラス補修を実施。 | <p>(2) 雪解け、降雨等による登山道の状況変化について、情報収集及び点検補修に努める。</p> |
| <p>4 栗駒国定公園(焼石地区) 被害の対応</p> <p>(1) 焼石岳登山道の点検補修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼石岳北側ルート(夏油温泉～経塚山～金明水)の点検を行い、大きな被害が無いことを確認。 ・焼石岳南側ルート(中沼コース)の点検を行い、大きな被害が無いことを確認(H20. 9. 7)。 | <p>(1) 雪解け、降雨等による登山道の状況変化について、情報収集及び点検補修に努める。</p> |

部局名 岩手県保健福祉部

| 取組内容 | 今後の取組予定 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-----|-----|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|--------|---|---|---|
| <p>1 被災者住宅再建支援事業 市町村が被災者の早期の住宅再建を支援するための助成を行う場合に要する経費に対し補助するもの。</p> <p>(1) 予備費充用による措置（平成 20 年 7 月） 予算額 15,000 千円（対象世帯：5 世帯分）</p> <p>(2) 補助金交付要綱：平成 20 年 9 月策定</p> <p>(3) 平成 20 年度事業実績 1 世帯 3,000 千円（奥州市）</p> <p>(4) 平成 21 年度当初予算措置 予算額 9,000 千円（対象世帯：3 世帯分）</p> | <p>1 被災者住宅再建支援事業の今後の予定 奥州市及び一関市からの申請に基づき、補助金を交付していく。</p> <p>＜対象世帯＞</p> <table border="1" data-bbox="890 577 1374 757"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>奥州市</th> <th>一関市</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20 計画</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H20 実績</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H21 見込</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H20 計画の一関市 2 世帯のうち、1 世帯（復興支援住宅入居中）については再建の進捗状況により補正予算対応</p> | 区分 | 奥州市 | 一関市 | 計 | H20 計画 | 3 | 2 | 5 | H20 実績 | 1 | 0 | 1 | H21 見込 | 2 | 1 | 3 |
| 区分 | 奥州市 | 一関市 | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| H20 計画 | 3 | 2 | 5 | | | | | | | | | | | | | | |
| H20 実績 | 1 | 0 | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| H21 見込 | 2 | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 義援金の状況</p> <p>(1) 募金状況（平成 21 年 5 月 31 日現在） <u>29,725 件</u> <u>961,511,207 円</u></p> <p>(2) 義援金配分状況 ○市町村への配分済額 949,959,966 円（12 月 10 日受付分） うち一次配分送金額 437,452,784 円（8 月 12 日送金） うち二次配分送金額 448,988,108 円（10 月 31 日送金）（二次配分には北部地震対応配分額 41,300,000 円を含む） うち三次配分送金額 63,519,074 円（12 月 25 日送金） ○義援金未配分額 <u>11,551,241 円</u> 四次配分の実施（平成 21 年 6 月末を予定）</p> | <p>2 義援金に関わる今後の予定 募集期間について 義援金の受付は、平成 20 年 8 月 31 日で終了しているが、その後も寄せられている状況である。 当初は、平成 20 年度末をもって、義援金の受付を終了する予定であったが、「ゆうちょ銀行」では義援金受付口座を 1 年間としていたことから、平成 21 年 6 月中旬まで受付を継続する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|---|--|
| <p>3 被災した福祉施設等の復旧について</p> <p>(1)一関高等看護学院の復旧工事について 平成20年6月補正予算で措置の上、復旧工事を実施し、21年2月までに工事を完了した。</p> <p>・復旧事業費 11,162千円</p> <p>(2)福祉施設の復旧工事について 児童福祉施設（北上市）及び地域福祉センター（奥州市）の2施設の復旧工事に係る補助について、平成20年9月補正予算で措置し、21年3月までに、工事完了を確認の上、補助金の支出手続を行った。</p> <p>・復旧事業費 4,633千円 （補助額計1,899千円(県633千円、国1,266千円)）</p> | <p>3 被災した福祉施設等の復旧について</p> <p>（(1)、(2)ともに、復旧工事完了済み。）</p> |

部局名 岩手県商工労働観光部

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|---|--|
| <p>【中小企業者等への相談窓口の設置と巡回相談の実施】</p> <p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>ア 日時 平成20年6月16日(月)～9:00～17:30</p> <p>イ 開設場所 県庁経営支援課、県南広域振興局他関係機関内</p> <p>(2) 巡回相談 平成20年6月18日、20日に県庁経営支援課で現地調査等を実施し、被害を受けた事業者等に対して融資制度の紹介や経営指導を行った。</p> | <p>・ 中小企業者等からの日常の相談業務の中で対応する。</p> |
| <p>【金融支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風評被害等により経営が不安定な中小企業者に対して、「中小企業経営安定資金」などの利用を勧めるとともに、災害救助法の適用を受けた市町村区域において、被災した中小企業者が利用できる低利の「中小企業災害復旧資金」について、平成20年7月8日から取扱いを開始した。 ・ 平成20年7月8日から10日及び8月21日・26日・29日に県庁経営支援課職員が、災害救助法の適用を受けた市町、商工会議所・商工会、金融機関を訪問し、「中小企業災害復旧資金」の取扱い開始について、説明を行うとともに、被災中小企業者の資金需要等について聴取した。 <p>○融資済件数 12件 7,370万円</p> | <p>平成21年度は、融資を行った貸付金12件に係る保証料補給(約919千円)を行うこととしている。</p> |

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|---|---------|
| <p>(2) 県内旅館・ホテル等への誘客促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県観光協会を事業主体として「総額1億円1万人プレゼントキャンペーン」を実施 (H20.10～H21.2) <p>■事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県内の旅館ホテル等への宿泊客を対象に、宿泊料割引応募券 (80万枚) を配付。 ② 応募者 (約8万7千人) の中から抽選により1万人 (割引対象者2万人) に対し、宿泊割引券1万円相当 (5,000円×2名分) をプレゼント。 利用実績: 4,755枚 (割引利用券使用宿泊人数 9,510人) ③ 当選者による宿泊割引券の利用に際し、宿泊料から一人当たり5,000円を割引く。 ④ 宿泊料割引に要する経費は、県観光協会と旅館ホテル生活衛生同業組合事業者により各1/2 (2,500円) を負担。 <p>■事業実施主体 財団法人岩手県観光協会 (岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合)</p> <p>■事業実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応募券配付期間 平成20年10月1日 (水) ～平成20年12月31日 (水) ○宿泊割引実施期間 平成20年12月1日 (月) ～平成21年2月28日 (土) <p>(3) イベント等の活用</p> <p>■緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業者等による「旅フェア 2008」 (H20.6.19 横浜) や八戸市内におけるチラシ配布 (H20.6.29) ・「いわて・平泉観光キャンペーン」オープニングイベントでの知事の呼びかけ (H20.7.12 上野) ・うえの夏まつりにおける「盛岡さんさ踊り」出演等によるPR (H20.7.19) ・東北観光推進機構と連携した東北夏祭り緊急キャンペーンの実施 (H20.7.18～19、22～23) | |

| | |
|---|--|
| <p>■夏期対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「盛岡さんさ踊り」において知事が観光PRパレードを実施（H20.8.2） <p>(4) 知事等による旅行会社へのプロモーション</p> <p>■秋期対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おでんせ 観光王国いわて」における知事プレゼンテーション（H20.9.4 都内） ・東北観光推進機構と連携した関西地域の旅行会社に対する説明会 <p>(5) その他</p> <p>■緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏等の旅行会社への訪問・説明（H20.6.17～20） ・観光事業者等による都内主要駅等でのチラシ配布、旅行会社販売店キャラバンの実施（H20.7.12） | |
|---|--|

部局名 岩手県県南広域振興局

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|--|---|
| <p><6.14 震災復興対策支援事業> ※地域振興推進費</p> <p>1) 被災時の栄養食生活支援システムの構築【保健福祉環境部】</p> <p>①ガイドラインの作成</p> <p>②災害時の食生活支援に関するシンポジウム</p> | <p>・通常業務の中で、被災時の栄養食生活支援システムの定着を支援</p> <p>・配布したガイドラインを基に具体的な取組を関係機関に促していく予定。</p> |
| <p>2) 被災者の心のケアを支援 【保健福祉環境部】</p> <p>①心のケアのためのリーフレットの作成</p> <p>②リーフレットを活用した相談会</p> | <p>・通常業務の中で、ハイリスク者へ随時支援</p> <p>・胆沢ダム水資源を守る会（バス転落）の支援等。</p> <p>・自殺対策の強化</p> |
| <p>3) 地域農業復旧・復興支援 【農林部、農村整備室】 ※地域振興推進費</p> <p>①地域協働による農地・農業施設復旧対策</p> <p>②地域農業復興対策（新たな産地づくり支援）</p> <p>③復興運動の展開（地域の一体感醸成、首都圏イベント（観光と連携）、地元イベント）</p> | <p>①農地復旧対策</p> <p>補助事業対象外の小規模被害への復旧支援</p> <p>ボランティア作業実施後の状況確認</p> <p>②産地づくり支援</p> <p> リンドウ安定栽培技術の指導</p> <p>③復興運動の展開</p> <p>【県外】世田谷区用賀商店街との産地交流</p> <p>【県内】周辺産直が一体となった被災地集客力向上</p> |
| <p>4) 被災地域の観光風評被害の回復</p> <p>【経営企画部・農林部】</p> <p>復興運動の展開（首都圏イベント）</p> | <p>※ 3)の③と連携</p> |
| <p><6.14 震災復興対策支援事業> ※地域振興推進費</p> <p>5) 震災復興人材育成</p> <p>【土木部】</p> <p>①農林・土木関係職員の人材育成</p> <p>②防災意識啓発と地域の自主防災を担う人材の育成</p> | <p>農林部・土木部が連携して取り組む事業</p> <p>① 農業・土木施設等の復旧工事を通じて、職員の技術習得及び向上を図るため、今年度3回の研修会を開催</p> <p>ア 6/18「岩手・宮城内陸地震災害復旧技術研修会」</p> <p>イ その後の開催時期については、復旧工事の進捗状況に併せて検討</p> <p>② 管内の小・中・高生、一般住民を対象に、現場見学会等を4回開催</p> <p>ア 次の世代を担う小学生、中学生、高</p> |

岩手県における復旧・復興支援

| | |
|--|--|
| | <p>校生を対象に各1回（計3回） イ 一般住民を対象に1回</p> |
| <p>6) 今後の防災・被災対策のための記録編纂 【総務部】〔予算なし〕</p> | <p>今年度は、総合防災室の記録編纂に対する対応の結論を待って、県南局として協力できる事務について協議を進める。</p> |

部局名 岩手県医療局

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|---|------------|
| <p>【6.14平成20年岩手・宮城内陸地震】 県立胆沢病院ほか4病院、2地域診療センターにおいて発生した建物被害について、復旧工事を行った。（旧花巻厚生、北上病院を含む。） （実施状況）27,812千円（査定済額25,602千円、未査定額0、対象外2,210千円） ・県立胆沢病院（空調機械室配管、ダクト損傷等の修繕ほか：被害額25,602千円） ・旧県立北上病院（屋上看板の脱落復旧工事ほか：被害額990千円） ・県立花泉地域診療センター（案内板の脱落復旧工事：被害額800千円） ・県立遠野病院（高架水槽（一部）の水漏れ復旧工事：400千円）</p> | <p>無し。</p> |

部局名 岩手県企業局

| 取組内容 | 今後の取組予定 |
|--------------------------------|---|
| <p>胆沢第二発電所の復旧対応 復旧工事完了</p> | <p>20年度で全て終了した。</p> |
| <p>真湯測水所の復旧対応 未着手</p> | <p>現地での測水の再開が困難であることから、適地調査を進め、移設に伴う設計を行いながら、関係機関と協議を進める。</p> |

部局名 岩手県農林水産部

| 取組内容 | | 今後の取組予定 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|--|-----------|--|--|-----|-----|-----|----|----|----|----|---|-------|----|----|----|---|----------|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|---|----|-----|-----------|--|--|-----|-----|-----|----|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|
| 復旧対策 | <p>農地・農業用施設</p> <p>1 被災市町への人的支援 (1) 農業土木職員の派遣 (78名・日) (2) 職員ボランティアの労務提供 (15名)</p> <p>2 農地等災害復旧事業 (国庫補助) の実施 (1) 災害査定の実施 ア 岩手・宮城内陸地震 (平成20年7月31日～10月3日) イ 岩手沿岸北部地震 (平成20年10月6～9日) (2) 復旧工事の実施</p> | <p>2 復旧工事の実施 (農地等災害復旧事業) (1) 復旧工事が完了していない3箇所 (規模の大きい水路等) については、暫定通水等により耕作に支障がないよう対応中 (2) このうち、県営事業である衣川防災1号ダムは、22年6月中の堤体復旧、22年内の全体の工事完了を目指す</p> | <p>※農地等災害復旧事業 (県営、団体営) 豪雨、洪水、地震等異常な天然現象により被災した農地・農業用施設の復旧に要する経費を補助</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【岩手・宮城内陸地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">箇所数</th> <th colspan="3">21年6月1日現在</th> </tr> <tr> <th>発注済</th> <th>完了済</th> <th>未完了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>89</td> <td>89</td> <td>86</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境施設</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>141</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>【沿岸北部地震】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">箇所数</th> <th colspan="3">21年6月1日現在</th> </tr> <tr> <th>発注済</th> <th>完了済</th> <th>未完了</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 箇所数 | 21年6月1日現在 | | | 発注済 | 完了済 | 未完了 | 農地 | 53 | 53 | 53 | 0 | 農業用施設 | 89 | 89 | 86 | 3 | 農村生活環境施設 | 2 | 2 | 2 | 0 | 計 | 144 | 144 | 141 | 3 | 区分 | 箇所数 | 21年6月1日現在 | | | 発注済 | 完了済 | 未完了 | 農地 | 7 | 7 | 7 | 0 | 農業用施設 | 6 | 6 | 6 | 0 | 計 | 13 | 13 | 13 | 0 | <p>3 小規模農地等災害復旧事業 (県単) の実施 ・採択した全ての箇所 (128箇所) で完了済み</p> |
| 区分 | 箇所数 | | | 21年6月1日現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発注済 | 完了済 | 未完了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農地 | 53 | 53 | 53 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業用施設 | 89 | 89 | 86 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農村生活環境施設 | 2 | 2 | 2 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 144 | 144 | 141 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 箇所数 | 21年6月1日現在 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 発注済 | 完了済 | 未完了 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農地 | 7 | 7 | 7 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業用施設 | 6 | 6 | 6 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 13 | 13 | 13 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 林業施設 (治山) | <p>【岩手・宮城内陸地震】</p> <p>1 災害関連緊急治山事業 (県営事業) の実施 (1) 実施地区：奥州市衣川区3地区 一関市巖美町6地区 計9地区</p> <p>(2) 避難勧告が出された4地区 (奥州市1地区、一関市3地区) のうち、 ①奥州市については4月20日に勧告を解除 ②一関市の3地区については、人家への直接的な被害を防止する治山ダムの設置等を完了、専門家等による現地調査を実施し、安全を確認 (柵木立地区は1割日、市野々原、山王山の両地区は4月24日に市に対し安全を確認した旨通知済) ※6月1日現在、一関市の避難勧告は継続中 (解除は一関市の判断)</p> | <p>1 復旧工事の実施 (1) 災害関連緊急治山事業の全体の工事完了は、21年10月末頃の見込み (2) 21年度は、新たに復旧治山事業や地域防災対策総合治山事業等により、山腹等に堆積している不安定土砂の処理等を実施 (工事完了は23年度の見込み) (3) 避難勧告を継続している一関市に対し、監視体制の構築等を積極的に支援</p> <p>※避難勧告を解除する場合においても、異常を感知した場合の避難体制の構築等が必要との専門家からの助言を受け、県としても連絡体制の整備等により市への支援を行うもの。</p> | <p>※避難勧告継続地区 (3地区、3世帯・14人) ①一関市巖美町市野々原地区 (1世帯・8人) ② " 山王山地区 (1世帯・4人) ③ " 柵木立地区 (1世帯・2人)</p> <p>※避難勧告が解除されない理由 避難勧告事由となる①裏山の崩壊、②家屋の損壊のうち、①については治山ダムの設置等により解消されたが、②については未解消であるため。(一関市では避難者から家屋の修繕時期等についてヒアリングを実施)</p> <p>【参考】防災意識の高揚を図るためのイベント開催 ①6月14日「市民防災フォーラム」(一関市、岩手県、国交省岩手河川国道事務所主催) ②6月18日「岩手・宮城内陸地震災害復旧技術研修会」(県南広域振興局主催)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 取組内容 | | 今後の取組予定 | 備考 |
|------|---|--|--|
| 復旧対策 | 林業施設（治山） 2 直轄地すべり防止災害関連緊急事業（国直轄事業）の実施 (1) 実施地区：一関市巖美町市野々原地区 (2) 地すべり頭部の排土工を実施中 | 2 復旧工事の実施 (1) 工事は地すべり頭部の排土工を主体としており、工事完了は22年2月頃の見込み (2) 上記工事と並行し、21年度は隣接する荒廃地も現行の直轄事業計画区域に編入し、地すべり防止対策を実施する予定（現在、設計書作成のための測量調査を実施中） | ※(2)については、「直轄地すべり防止事業」で実施（工法等は今年度、調査等により検討・実施） |
| | 3 直轄治山施設災害復旧事業（国直轄事業）の実施 (1) 実施地区：一関市巖美町産女川、ニゴリ沢地区 (2) 被災した既存施設に替え、治山ダム及び集水井の新設を実施中 | 3 復旧工事の実施 (1) 工事完了は21年12月頃の見込み | |
| | 【沿岸北部地震】 1 災害関連緊急治山事業（県営事業）の実施 (1) 実施地区：一関市巖美町、宮古市刈屋、岩泉町乙茂地区 計3地区 | 1 復旧工事の実施 (1) 工事完了は21年10月末頃の見込み | |

| <p>木炭生産 施設</p> | <p>1 しいたけ等特用林産振興対策事業（県単）の拡充 (1) 実施地区：県内7市町村 (2) 被災した木炭窯35箇所のうち、19箇所の復旧を支援（21年3月事業完了）</p> <table border="1" data-bbox="374 311 994 434"> <thead> <tr> <th>震 災 名</th> <th>箇所数</th> <th>事業による復旧支援数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手・宮城内陸地震</td> <td>9</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>沿岸北部地震</td> <td>26</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> | 震 災 名 | 箇所数 | 事業による復旧支援数 | 岩手・宮城内陸地震 | 9 | 4 | 沿岸北部地震 | 26 | 15 | 計 | 35 | 19 | | <p>※残る16箇所のうち10箇所は復旧済、6箇所は21年中に復旧予定（いずれも自力での復旧）</p> |
|--------------------|--|------------|-----|------------|-----------|---|---|--------|----|----|---|----|----|--|---|
| 震 災 名 | 箇所数 | 事業による復旧支援数 | | | | | | | | | | | | | |
| 岩手・宮城内陸地震 | 9 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 沿岸北部地震 | 26 | 15 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 35 | 19 | | | | | | | | | | | | | |

| 取組内容 | | 今後の取組予定 | 備考 |
|------|--|--|----|
| 復興対策 | <p>地域農業の復興支援</p> <p>1 新たな産地づくり等に対する支援</p> <p>(1) 「農業復興支援チーム」の設置（奥州市、一関市）</p> <p>(2) 支援チームによるニーズ把握</p> <p>(3) 「地域農業復興プラン」の策定・提案</p> <p>(4) 集落ごとの「農業復興アクションプログラム」の策定</p> <p>(5) 「農業復興アクションプログラム」の実践支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばろう岩手新産地づくり緊急支援事業（県単）の実施 ①ソフト活動への支援（13 地区） <ul style="list-style-type: none"> 〔新規作目導入 （鑑賞用ほおずき[20a]、ウド[8.5a]、マコモダケ[30a]） 地力向上（土壌改良等）対策の実施 （枝豆[200a]、水稻[32.9ha]） 産直パッケージ等の作成（3産直）〕 ②ビニールハウス等の導入支援（2地区） <ul style="list-style-type: none"> 〔ピーマン用ビニールハウス導入3棟（奥州市胆沢区） 直売所菓子用オープン導入1台（一関市巖手地区）〕 | <p>1 新たな産地づくり等に対する支援</p> <p>(1) 「農業復興アクションプログラム」の実践支援</p> <p>①産地づくり活動への支援 新たな品目や各地域の重要品目の技術指導の徹底 〔りんどう、ピーマン、アスパラガス、マコモダケ、 鑑賞用ほおずき等〕</p> <p>②ビニールハウス等の導入支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がんばろう岩手新産地づくり緊急支援事業による支援（奥州市衣川区） <ul style="list-style-type: none"> 〔りんどう用ビニールハウス（2棟） フラワーバインダー（1台）等の導入〕 ・いわて希望農業担い手応援事業による支援 <ul style="list-style-type: none"> 〔野菜用ビニールハウスや、農産物加工機械等の導入 を支援予定〕 | |

部局名 岩手県県土整備部

| 取組内容 | | | | | | | | | | | | | 今後の取組予定 | | | | | | | | 備考 | |
|---|------|-------------|-----------|------------|------|------------|-----------------|------------------|------|------------------|-------|------------------|--|------------------|----------|------------------|------|------------------|-----|------------------|---|-----|
| 1 災害復旧工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 件数 | 決定額 (千円) | H20 年度実績 | | | | H21 年度の状況 | | | | | | | | H22 年度予定 | | | | | | | |
| | | | 発注済み | | 完了済み | | 実績(H21.5.31 現在) | | | | 今後の予定 | | | | 完了予定 | | | | | | | |
| | | | 発注済み | | 完了済み | | 発注済み | | 完了済み | | 発注予定 | | 完了予定 | | 発注予定 | | 完了予定 | | | | | |
| | | | 件数 | 発注率 (%) | 件数 | 完了率 (%) | 件数 | 累計 発注率 (%) | 件数 | 累計 完了率 (%) | 件数 | 累計 発注率 (%) | 件数 | 累計 完了率 (%) | 件数 | 累計 発注率 (%) | 件数 | 累計 完了率 (%) | 件数 | 累計 完了率 (%) | | |
| 県 | 河川 | 10 | 139,141 | 10 | 100 | 9 | 90 | 0 | 10 | 100 | 0 | 9 | 90 | 0 | 10 | 100 | 1 | 10 | 100 | 0 | 10 | 100 |
| | 道路 | 113 | 3,910,428 | 80 | 71 | 45 | 40 | 19 | 99 | 88 | 5 | 50 | 44 | 14 | 113 | 100 | 61 | 111 | 98 | 2 | 113 | 100 |
| | 橋梁 | 15 | 1,814,258 | 10 | 67 | 1 | 7 | 1 | 11 | 73 | 0 | 1 | 7 | 4 | 15 | 100 | 13 | 14 | 93 | 1 | 15 | 100 |
| | 砂防設備 | 4 | 110,257 | 4 | 100 | 1 | 25 | 0 | 4 | 100 | 0 | 1 | 25 | 0 | 4 | 100 | 3 | 4 | 100 | 0 | 4 | 100 |
| | 地すべり | 1 | 24,797 | 1 | 100 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 100 | 1 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 |
| | 下水道 | 1 | 45,451 | 1 | 100 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 | 0 | 1 | 100 |
| | 県工事計 | 144 | 6,044,332 | 106 | 74 | 57 | 40 | 20 | 126 | 88 | 5 | 62 | 43 | 18 | 144 | 100 | 79 | 141 | 98 | 3 | 144 | 100 |
| 市町村工事計 | 173 | 1,707,099 | 140 | 81 | 121 | 70 | 26 | 166 | 96 | 4 | 125 | 72 | 7 | 173 | 100 | 48 | 173 | 100 | 0 | 173 | 100 | |
| 合計 | 317 | 7,751,431 | 246 | 78 | 178 | 56 | 46 | 292 | 92 | 9 | 187 | 59 | 25 | 317 | 100 | 127 | 314 | 99 | 3 | 317 | 100 | |
| ※H22 年度完了予定箇所：一般国道 342 号 祭時大橋、須川の 6、茂庭沢(災害関連事業) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 土砂災害対策 (1) 砂防関係事業 ① 県事業 ・ 磐井川(板川)、産女川(岡山)：砂防えん堤の設置 ⇒ H20 年度：災害関連緊急砂防事業 ⇒ H21 年度：砂防激甚災害対策特別緊急事業 | | | | | | | | | | | | | 2 土砂災害対策 (1) 砂防関係事業 ① 県事業 ・ 磐井川(板川)、産女川(岡山) ：砂防えん堤の設置 ⇒ 砂防激甚災害対策特別緊急事業 ：H22 完了予定 | | | | | | | | ≪土砂災害防止事業≫ 砂防事業(国・県) 治山事業(国・県) 全体事業費 約 120 億円 | |

| 取り組み | 今後の取り組み予定 | 備考 |
|--|--|---|
| <p>② 国事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 磐井川(市野々原)：「せきとめ湖」対策、産女川(産女)：砂防えん堤からの除石 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ H20 年度：直轄砂防災害関連緊急事業 ⇒ H21 年度：直轄特定緊急砂防事業 (2) 土砂災害危険箇所緊急点検（震度5強以上観測市町村） （発災後に1,645箇所土砂災害危険箇所等の点検を実施） <p>① 危険度ランクA：9箇所(全て応急対策実施済み) 恒久的対策の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> 県単砂防事業で対応：2箇所(当部)発注済み 道路災害復旧事業で対応：1箇所(当部)発注済み 災害関連緊急治山事業で対応：4箇所 一関市による対応：1箇所 住宅所有者個人による対応：1箇所 <p>② 危険度ランクB：56箇所(再点検を2回実施) 再点検結果による再判定</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険度ランクB：13箇所 ⇒ 再調査結果を市へ情報提供 危険度ランクC：43箇所 <p>3 国道342号の復旧対策 復旧にあたっての基本方針 ≪須川～真湯間の復旧≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 現道ルートの基本とした1.5車線の整備(2車線改良、1車線改良並びに突角剪除及び待避所を組合せた道路整備) ⇒ H20.11：作業用道路全線確保 ⇒ H21.4.8：須川まで除雪車到達済み <p>≪祭時大橋の復旧≫ 仮橋：H20.11.30供用済み(現橋と新橋の間) ⇒ 真湯への交通を確保</p> <p>本橋：北側架橋ルート ⇒ 下部工工事発注済み(秋田側橋台A1、橋脚P1)</p> | <p>② 国事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 磐井川(市野々原)：「せきとめ湖」の恒久的対策 (槻木平)：砂防えん堤の嵩上げ 産女川(横森)：" ⇒ 直轄特定緊急砂防事業：H25完了予定 <p>(2) 土砂災害危険箇所</p> <p>① 危険度ランクA</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土整備部が恒久的な対策を実施する3箇所について、計画的な事業実施の推進 奥州市石生地区(急傾斜)：県単砂防事業 " 地区(土石流)：" (H20年度～H22年度) <p>※ 避難住民が早期に帰宅できるよう、住宅背後の山腹工について はH21.12までに完了予定</p> <p>一関市板川地区(地すべり)：道路災害復旧事業 (H20年度～H21年度)</p> <p>② 危険度ランクB</p> <ul style="list-style-type: none"> 梅雨期前に再点検を実施 ⇒ 当面、監視を継続 <p>3 国道342号の復旧対策 復旧作業</p> <p>≪須川～真湯間の復旧≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期開通を実現するため、現場間の工程調整を図りながら、数多くの工事を同時並行で実施(H22年度供用予定) <p>≪祭時大橋の復旧≫ 本橋：H22年度の供用を目指し、上部工工事の発注等、計画的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国有林の保安林解除に向けた取り組みの推進 ⇒ 下部工工事(一関側橋台A2)及び取付道路工事は現場の進捗状況を勘案しながら順次発注予定 ⇒ 上部工はH21～H22年の2ヶ年債務で発注予定 | <p>≪避難状況≫ H21.5.31現在 奥州市(9世帯27名) 石生：5世帯18名⇒砂防事業 下鹿合：4世帯9名⇒建物改修 一関市(3世帯14名) 市野々原：2世帯12名⇒建物改修他 (治山事業：人家影響部完了) 楓木立：1世帯2名⇒建物改修 (治山事業：人家影響部完了)</p> <p>≪交通規制の状況≫ ○全面通行止め 地震発生後：7路線11箇所 ↓ H21.5.31現在：2路線2区間 [(主)花巻衣川線] 奥州市衣川区大平 [国道342号] 一関市激美町真湯温泉口～須川温泉</p> <p>[国道397号] 奥州市胆沢区若柳字市野々～秋田県境 ⇒ 5月11日片側交互通行に規制緩和 (5/22から当面の間、一部夜間通行止め)</p> <p>≪祭時大橋の概要≫ 橋長：115m 形式：PC2径間Tラーメン箱桁橋</p> |

| 取り組み | 今後の取り組み予定 | 備考 |
|--|---|----|
| <p>4 被災者のための住宅対策</p> <p>(1) 災害復興住宅融資利子補給補助制度 被災した住宅復旧のための建設、増・改築、修繕・改修に要する住宅金融支援機構などから借り入れた場合の借入金利子相当額に対する補助 (対象世帯)：罹災証明書の発行を受け、被災日以降に住宅資金を借り受けた世帯 (補助内容)：利子補給期間5年、利子補給率は融資契約時における住宅金融支援機構の金利を上限、利子補給限度額300千円 (補助先)：市町村(補助率10/10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の制度要綱制定(H20.9.24) ・ 要綱制定市町村：奥州市、一関市、平泉町、西和賀町 ・ 融資実績：1件(平泉町) <p>(2) 住宅相談</p> <p>① 住宅相談窓口の設置 (特別相談窓口の設置、特別住宅相談会の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数：72件(H21.5.31現在) <p>② 専門家派遣制度(被災住宅への専門家派遣)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣件数：15件(H21.5.31現在) | <p>4 被災者のための住宅対策</p> <p>(1) 災害復興住宅融資利子補給補助制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者への制度の周知を推進 <p>(2) 住宅相談</p> <p>① 住宅相談窓口の設置</p> <p>② 専門家派遣制度</p> <p>⇒ 一般の住宅相談と同様の対応を行うものとし、引き続き実施</p> | |

出典：

「岩手・宮城内陸地震災害復旧・復興推進本部」会議資料(岩手県地域振興部)

(3) 栗原市で活用されている復旧・復興支援制度

【住宅の確保】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20 年度 実績 | H20 実績額 (千円) | 事業期間 (年度) |
|---------------------------------|--|----------------|--------------|-----------------|--------------|
| 被災者生活再建支援事業 | 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 | 財団法人 都道府県会館 | 42 件 | 38,625 | H20-H23 |
| 災害復興住宅融資 利子助成事業 | 被災住宅の建替え、修繕のため融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成 | 市 | 2 件 | 11 | H20-H23 |
| 被災者住宅再建相 談事業 | 被災住宅の再建のための相談会の開催 | 市 | 延べ 56 日 | | H20-H23 |
| 市営住宅一時使用 料の免除 | 住宅が被災し居住が困難な人に対し、緊急避難措置として市営住宅への一時入居の実施 | 市 | 1 件 | 123 | H20 |
| 被災者復興住宅整 備事業 | 住宅が被災した高齢者・低所得者など自力再建が困難な方を入居対象とした市営住宅を建設 | 市 | | | H21-H22 |
| 被災宅地（擁壁） 等復旧助成事業 | 住宅が半壊以上または被災宅地危険度判定において「要注意」以上の判定を受けた人の被災した宅地の復旧工事費用の一部を助成 | 市 | 39 件 | 27,359 | H20-H21 |
| 宅地背後地災害復 旧助成事業 | 被災した宅地の背後地の応急復旧費用の一部を助成 | 市 | 4 件 | 2,273 | H20-H21 |
| 小規模山地災害対 策促進事業 | 被災した宅地背後地、または、崩落の恐れがある危険箇所、土留工、落石防護柵工等による災害復旧事業 | 県 | | | H20-H21 |
| 木造住宅耐震診断 助成事業 | 耐震診断の実施に要する費用の一部を助成 | 市 | 60 件 | 8,128 | H20-H23 |
| 木造住宅耐震改修 工事助成事業 | 耐震診断の結果に基づく耐震改修費用の一部を助成 | 市 | 3 件 | 826 | H20-H23 |
| 家具転倒防止器具 取付助成事業 | 高齢者等の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付作業費用の一部を助成 | 市 | 21 件 | 86 | H20-H23 |
| 災害廃棄物処分料 無料化事業 | 市発行の「り災証明書」対象家屋の解体に伴い発生するがれき類、木くず類の処分料の無料化の実施 | 市 | | 68,027 | H20-H21 |
| 住宅応急修理事業 | 住宅被害を受け避難している人に対し、住宅への必要最小限の応急修理の実施 | 市 | 25 件 | 10,820 | H20 |
| 水道手数料・加入 金の免除 | 半壊以上の被害を受けた市の水道を使用している人の住宅再建に際し、給水装置工事に対する各手数料・加入金を免除 | 市 | 2 件 | 20 | H20-H23 |
| 下水道・農業集落 排水・浄化槽受益 者分担金の免除 | 半壊以上の被害を受けた人が、住宅再建に際し、新規受益者となる場合、分担金の全額を免除 | 市 | 6 件 | 1,100 | H20-H23 |

【社会生活基盤の復旧】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|---------------|--|------|-------|----------------|---------|
| 道路災害復旧事業 | 市道の災害復旧事業（市道馬場駒の湯線復旧工事、市道荒砥沢線道路災害復旧工事ほか） | 市 | 事業継続中 | | H20-H22 |
| 河川・橋りょう災害復旧事業 | 河川や橋梁の災害復旧事業（市道馬場駒の湯線冷沢橋橋梁災害復旧工事、市道耕英柳沢線柳沢橋橋梁災害復旧工事ほか） | 市 | | | H20-H22 |
| 農林業施設等災害復旧事業 | 農業用施設や農地、林道などの災害復旧事業（農業用施設、（農道、水路、ため池等）災害復旧事業、林道施設災害復旧事業ほか） | 市 | | | H20-H23 |
| 観光施設災害復旧事業 | 温泉施設や観光施設などの災害復旧事業（ハイルザーム栗駒災害復旧事業、温湯山荘災害復旧事業ほか） | 市 | | | H20-H21 |
| 上下水道施設災害復旧事業 | 水道施設や下水道施設などの災害復旧事業（水道施設災害復旧事業、簡易水道施設災害復旧事業、公共下水道施設災害復旧事業ほか） | 市 | | | H20-H22 |
| 教育施設災害復旧事業 | 学校施設や社会教育施設、体育施設などの災害復旧事業（学校施設災害復旧事業、社会教育施設災害復旧事業ほか） | 市 | | | H20-H21 |
| 病院施設復旧事業 | 病院施設などの災害復旧事業（病院施設補修事業、診療所施設補修等事業ほか） | 市 | | | H20 |
| その他公共施設災害復旧事業 | 庁舎や市営住宅などの災害復旧事業（庁舎等復旧工事、公営住宅災害復旧事業、民生施設ほか） | 市 | 事業継続中 | | H20-H21 |

【保険・医療・福祉の充実】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|--------------|---|-----------|-------|----------------|---------|
| 被災者健康管理支援事業 | ・専門医、看護職等によるメンタル相談や訪問指導の実施 ・生活習慣病などの予防や生活不活発病防止の健康相談、健康教育の実施 | 市 | | 186 | H20-H21 |
| 応急仮設住宅維持管理事業 | 応急仮設住宅の維持管理の実施 | 市 | | 680 | H20-H22 |
| 生活支援相談員設置事業 | 生活支援相談員による健康、生活支援相談の実施 | 市・社会福祉協議会 | 2名配置 | 1,572 | H20-H23 |
| 心のケア事業 | 保育所児 ・心のケアが必要な子どもの対応について相談を実施 児童・生徒 ・園児及び児童生徒にカウンセリングを実施 | 市 | | | H20-H23 |

栗原市における復旧・復興支援

| | | | | | |
|------------------|---|---|-----|--|---------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ子どもの心のケアの啓発と推進 ・専門相談窓口の開設と相談事業の拡充 | | | | |
| 教育相談事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・学力低下不安解消のための「学府くりはら塾」の開設 ・学力不安定化解消のための自宅学習の推進と定着 ・児童生徒及び保護者のための専門相談窓口の開設 | 市 | 10人 | | H21-H23 |
| 被災者生活相談事業 | 被災した市民の生活相談に対するワンストップサービスの実施 | 市 | | | H20-H23 |
| 災害援護資金貸付制度利子助成事業 | 被災者が生活の立て直しのために借り入れた災害援護資金貸付金利子の助成 | 市 | | | H23 |

【地域コミュニティの再生】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|-------------------|---|------|-------|----------------|---------|
| 被災集会施設復旧・耐震化等推進事業 | 被災した集会所の修繕費用を助成。併せて耐震化及びバリアフリー化を推進 | 市 | | 72,221 | H20-H23 |
| 住民自治活動助成事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域及び市内全域の自治会に対し、コミュニティ活動を支援するための助成金の交付 ・集落の高齢化によるコミュニティ機能の維持対策と防災対策の支援を実施 | 市 | | 9,743 | H20-H23 |
| 市民活動組織連携支援事業 | 地震災害に関わる広範な市民活動団体を支援するため、組織の連携や人材育成の支援を実施 | 市 | | | H21-H23 |
| 集落支援員設置事業 | 集落の現状を点検・把握しながら、地域が話し合う機会を提供し、集落再生の方策を検討するため集落支援員を設置 | 市 | | | H21-H23 |
| くりはらツーリズムアカデミー事業 | 自然環境に恵まれた地域条件を活かし、農林業体験等や伝統行事を通じた交流活動を推進 | 市 | | 306 | H20-H23 |

【観光の復興・情報発信】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20 実績 | H20 実績額 (千円) | 事業期間 |
|-----------------|---------------------------------------|------|----------|-----------------|---------|
| 市出資法人災害緊急対策助成事業 | 被災により営業休止を余儀なくされた市出資法人に対する助成 | 市 | 2社 | 154,000 | H20-H21 |
| 観光施設リニューアル事業 | 観光復興に向けた市有温泉施設等のリニューアル整備 | 市 | ハイルザーム栗駒 | 200,000 | H20-H22 |
| 栗駒山登山道等復旧事業 | 栗駒山登山道や遊歩道の災害復旧 | 市 | | | H21-H23 |
| 温泉宿泊施設等再建助成事業 | 温泉宿泊施設等の再建のため融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成 | 市 | | | H21-H23 |
| 観光復興イベント開催事業 | 震災復興と集客力回復に向けたイベントやキャンペーン等の開催 | 市 | | | H21-H23 |
| 田園観光都市創造事業 | 交流型観光の実現に向けた地域資源の調査や地域リーダー研修などの実施 | 市 | | 5,309 | H20-H23 |
| 栗駒山麓渋滞対策事業 | パークアンドライド方式による栗駒山麓の交通渋滞対策 | 市 | | | H21-H23 |
| ジオパーク検討事業 | 被災地域の一部保存とジオパークとしての活用の検討 | 市 | | | H22-H23 |

【生業・地域産業の再生・復興】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|---------------------|--|------|-------|----------------|---------|
| 農地災害復旧事業 | 国庫負担による農地の災害復旧に係る分担金の減免 | 市 | 4地区 | 8,682 | H20 |
| 農地小災害復旧事業 | 国の災害に復旧事業に該当しない農地の小規模災害に係る分担金の減免 | 市 | 13箇所 | 4,177 | H20 |
| 小規模農地災害復旧助成事業 | 震災により被災した農地等の復旧に要する費用の一部を助成 | 市 | 151箇所 | 8,857 | H20-H21 |
| 被災地営農助成事業 | 耕作する水田や営農施設が立入規制された区域内にあり、規制区外の者に、水稻の乾燥調製を委託及び水稻苗を購入した費用の一部を助成 | 市 | 14人 | 379 | H20-H21 |
| 園芸施設災害復旧助成事業 | 園芸の振興と産地復興のため、園芸関係施設の復旧に要する費用の一部を助成 | 市 | | 21,444 | H20-H21 |
| 園芸種子等購入助成事業 | 震災により被害を受けた農業者が園芸作物の種子等を購入する場合の購入費用の一部を助成 | 市 | | | H20-H21 |
| 畜産施設災害復旧助成事業 | 震災により被害を受けた畜産施設の復旧に要する費用の一部を助成 | 市 | 7件 | 1,351 | H20-H21 |
| 森林作業路復旧助成事業 | 国・県の補助事業に該当しない、山林内作業道の復旧に要する費用の一部を助成 | 市 | 2件 | 1,000 | H20-H22 |
| 内水面漁業施設災害復旧助成事業 | 震災により被害を受けた養魚場施設の復旧に要する費用の一部を助成 | 市 | 1箇所 | 175 | H20-H21 |
| 内水面漁業成魚等購入助成事業 | 震災により被害を受けた漁業者が採卵・孵化に鷹する成魚等の購入費用の一部を助成 | 市 | | | H20-H21 |
| 農林業施設・機械災害復旧助成事業 | 震災により被害を受けた共同利用施設・機械の修繕に要する費用の一部を助成 | 市 | 3箇所 | 1,084 | H20 |
| 農林漁業災害復旧対策資金利子助成事業 | 被災農林漁業者が早期経営再建及び経営の維持回復並びに復旧を図るため融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成 | 市 | 4件 | 10 | H20-H21 |
| 平成20年農業災害対策資金利子助成事業 | 被災農林漁業者が早期経営再建及び経営の維持回復並びに復旧を図るため融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成 | 市 | 6件 | 10 | H20-H23 |

栗原市における復旧・復興支援

| | | | | | |
|----------------------|---|---|-----|-------|---------|
| 中小企業災害復旧融資利子助成事業 | 被災事業所が復旧のため融資機関から借り入れた資金の借入利子の一部を助成 | 市 | 53件 | 1,462 | H20-H23 |
| 森林育成助成事業 | 自然景観の回復を図るための造林、下刈り、除・間伐、枝打ち等の森林施策について、事業費の一部を助成 | 県 | | | H20-H23 |
| みどり豊かな森林再生助成事業 | 国・県の補助事業に該当しない山林内の流木や土砂の撤去等に要する費用の一部を助成 | 市 | | | H21-H23 |
| くりはらツーリズムアカデミー事業【再掲】 | 自然環境に恵まれた地域条件を活かし、農林業体験等や伝統行事を通じた交流活動を推進 | 市 | | 306 | H20-H23 |
| BCP（事業継続計画）策定促進事業 | 緊急事態において、被害を最小化する危機管理力向上のためのBCP（事業継続計画〈Business Continuity Plan〉）策定の普及と促進 | 市 | | | H20-H23 |
| 深山牧場使用料の免除 | 深山牧場使用料の免除、家畜運搬車使用料の免除 | 市 | | 152 | H20 |
| 栗駒山麓地域再生事業 | 栗駒山麓の地域の農産物等のブランド化や販売推進と、雇用機会の拡大 | 市 | | | H21-H23 |

【雇用機会の創出・失業者への対応】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|----------------|----------------------------------|------|-------|----------------|---------|
| 栗駒山麓地域再生事業【再掲】 | 栗駒山麓の地域の農産物等のブランド化や販売推進と、雇用機会の拡大 | 市 | | | H21-H23 |

【災害時の情報伝達手段の確立と交通手段の確保】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|--------------|-----------------------|------|-------|----------------|---------|
| 防災行政無線統合整備事業 | 防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化 | 市 | 4地区 | 701,579 | H20-H23 |

栗原市における復旧・復興支援

| | | | | | |
|--------------------|--|---|-----|-------|---------|
| 衛星携帯電話整備事業 | 災害時の通信確保・情報伝達手段として、衛星携帯電話を配備 | 市 | 10台 | 2,352 | H21 |
| (仮称)災害情報ホットライン整備事業 | 大規模な災害が発生した際に、ライフラインが途絶した被災地との情報通信を可能にするシステムである「(仮称)災害情報ホットライン」の整備 | 市 | | | H20-H23 |
| 携帯電話の不感地域解消事業 | 携帯電話事業者に対し不感地域解消を要望 | 市 | | | H21 |
| ヘリポート確保事業 | 緊急輸送するヘリコプターが安全に離着陸できる場所の確保 | 市 | | | H21 |
| 災害時情報伝達確保事業 | 災害時の情報伝達のため、アマチュア無線団体等との災害時支援協定の締結の推進 | 市 | | | H21-H23 |
| ブロック塀等除却・生垣等設置助成事業 | 主要道路に接するブロック塀、門柱などの除却と、これに代わる生垣等設置に要する工事費用の一部を助成 | 市 | | | H21-H23 |

【自助・共助・公助、関係機関などとの連携】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20実績 | H20実績額 (千円) | 事業期間 |
|------------------------|----------------------------------|------|-------|----------------|---------|
| 木造住宅耐震診断助成事業 【再掲】 | 耐震診断の実施に要する費用の一部を助成 | 市 | 60件 | 8,128 | H20-H23 |
| 木造住宅耐震改修工事助成事業 【再掲】 | 耐震診断の結果に基づく耐震改修費用の一部を助成 | 市 | 3件 | 826 | H20-H23 |
| 家具転倒防止器具取付助成事業 【再掲】 | 高齢者等の世帯に対し、家具転倒防止器具の取付作業費用の一部を助成 | 市 | 21件 | 86 | H20-H23 |
| 自主防災組織設立育成事業 | 自主防災組織設立の支援と育成 | 市 | | | H20-H23 |
| 防災訓練実施事業 | 自主防災組織等を中心とした市民参加による防災訓練の実施 | 市 | | | H22-H23 |

栗原市における復旧・復興支援

| | | | | | |
|----------------|---|---|--|--|---------|
| 防災対応マニュアル作成事業 | 迅速な災害対応のためのマニュアル作成 | 市 | | | H21-H23 |
| 災害時応急生活物資等確保事業 | ・災害に備えての保存食料品等の備蓄 ・流通による必要物資が確保できるように業者、団体等との災害時支援協定締結の推進及び訓練の実施 | 市 | | | H20-H23 |
| 災害ボランティア団体登録事業 | 災害ボランティア団体及びその構成員の事前登録体制とネットワークの構築及び育成 | 市 | | | H21-H23 |
| 災害時医療物資等確保事業 | 災害拠点病院に指定されている栗原中央病院の敷地内に、災害時用物資を適正に管理するための備蓄倉庫を建設 | 市 | | | H22 |

【災害記録の有効活用】

| 事業名 | 事業概要 | 事業主体 | H20 実績 | H20 実績額 (千円) | 事業期間 |
|-----------------|---|------|--------|-----------------|---------|
| 震災記録作成事業 | 震災発生及び復興に関する写真や記録、市民の体験談等を収録した記録集の発行やDVDの作成及び情報発信 | 市 | | | H21-H23 |
| (仮称)「栗原市震災の日」事業 | 市民の防災意識の高揚又は震災復興のアピールを目的とするイベントの実施 | 市 | | | H21-H23 |
| 震災資料館整備事業 | 既存施設を活用した震災資料館の整備 | 市 | | | H23 |
| ジオパーク検討事業【再掲】 | 被災地域の一部保存とジオパークとしての活用の検討 | 市 | | | H22-H23 |

(4) 奥州市で活用されている制度

| 別種 | No | 減免の対象項目 | 減免の対象者 | 減免割合等 |
|-----|-----|-------------------|------------------------------------|------------|
| 市税 | 1 | 個人市民税 | 家屋の半壊世帯 (損害割合: 3/10 以上~5/10 未満) | 1/2 |
| | 2 | 国民健康保険税 | 家屋の半壊世帯 (損害割合: 3/10 以上~5/10 未満) | 1/2 |
| | 3 | 固定資産税 | 家屋の半壊世帯 (損害割合: 2/10 以上~4/10 未満) | 4/10 |
| 使用料 | 4 | 農業集落排水施設使用料 | 衣川区の農業集落排水使用者全員 | 20% |
| | 5 | 市営浄化槽使用料 | 衣川区・胆沢区の浄化槽使用不能者 | 免除 |
| | | | 衣川区の浄化槽使用世帯全戸 (浄化槽使用不能者除く) | 20% |
| | 6 | 水道料金及びメーター使用料 | 避難勧告世帯 | 免除 |
| | | | 一時断水世帯 (衣川区のみ) | 1/2 1/4 |
| | 手数料 | 7 | 一般廃棄物埋立て処理の手数料 | 被災市民 |
| 8 | | 粗大ごみ収集、運搬及び処分 | 被災市民 | 免除 |
| 9 | | り災証明書手数料 | 被災市民 | 免除 |
| 10 | | 建築確認申請及び完了検査申請手数料 | 家屋の半壊世帯 (り災証明書の交付を受けたもの) | 免除 |
| 負担金 | 11 | 介護保険料 | 家屋の半壊世帯 (損害割合: 3/10 以上~5/10 未満) | 1/2 |
| | 12 | 国民健康保険一部負担金 | 家屋の半壊世帯 (損害割合: 3/10 以上~5/10 未満) | 1/2 |

<その他の支援策>

| 種別 | 支援対象施設 | 支援の対象者 | 料金 |
|-----|------------------------|-------------|----|
| 使用料 | 前沢温泉保養交流館 (舞鶴の湯) | 被災市民 (断水家庭) | 無料 |
| | 衣川いきいき交流館 (国見平温泉) | 被災市民 (断水家庭) | 無料 |
| | 衣川高齢者コミュニティセンター (黒滝温泉) | 被災市民 (断水家庭) | 無料 |

出典:

「平成 20 年 (2008 年) 岩手・宮城内陸地震 震災誌」(平成 21 年 6 月、奥州市)

(5) 国が特に講じた支援措置

1) 局地激甚災害の指定

- ・「平成 20 年岩手・宮城内陸地震による岩手県奥州市等の区域に係る災害」を局地激甚災害に指定し、岩手県奥州市、一関市及び宮城県栗原市（一部は旧市町村のみ）について、「公共土木施設」及び「農地等」の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等を適用（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定、7 月 9 日公布）
- ・「平成 20 年における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」において、「公共土木施設」の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等の適用対象区域に秋田県雄勝郡東成瀬村を追加し、宮城県栗原市に係る「農地等」の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の適用対象区域を旧鶯沢町及び旧花山村から栗原市全域に拡大（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定、3 月 18 日公布）

2) 普通交付税の一部（6,018 百万円）を繰り上げ交付（平成 20 年 6 月 23 日）

〈岩手県〉北上市、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町

〈宮城県〉栗原市、大崎市

3) 直轄事業

| 区分 | 事業名 | 事業主体 | 概要 | 事業期間 |
|----|--|-----------------------|---|---------|
| 砂防 | 直轄砂防災害関連緊急事業 | 国（国土交通省） | ○河川、砂防溪流の河道閉塞（天然ダム）による氾濫及び浸水を防ぐ応急対策事業 6地区7現場 ・迫川（浅布地区、小川原地区、温湯地区、湯ノ倉地温泉区、湯浜地区） ・三迫川（沼倉地区〈2現場〉） | H20～H21 |
| 砂防 | 直轄特定緊急砂防事業 | 国（国土交通省） | ○応急対策に引き続き、計画の一部の砂防設備を国が実施する事業 ・迫川（小川原地区、河原小屋沢〈合流〉地区、湯ノ倉地区、湯浜地区） ・三迫川（沼倉裏沢地区、沼倉地区） | H21～H25 |
| 治山 | 国有林野内直轄治山災害関連緊急事業 | 国（林野庁） | ○国有林内における山地災害の復旧・一迫川流域（水無沢、河原小屋沢、湯ノ倉上流ほか）・二迫川流域（荒砥沢、シヅミクラ沢、ヒアヒクラ沢、マダラ沢、小野松沢ほか）・三迫川流域（栗駒ダム下流、放森、日影森、柳沢、裏沢、行者滝、岩ノ目沢、ドゾウ沢ほか） | H20～H21 |
| 治山 | 国有林野内直轄治山施設災害復旧事業 | 国（林野庁） | ○国有林内における治山施設の復旧 ・一迫川流域（河原小屋沢） | H20～H21 |
| 治山 | 直轄治山災害関連緊急事業 | 国（林野庁） | ○民有林内における山地災害の緊急復旧 ・耕英区域 ・日影森・洞万区域 ・温湯区域 ・浅布・本沢軽井沢区域 | H20～H21 |
| 治山 | 民有林直轄治山事業 | 国（林野庁） | ○民有林内における山地災害の復旧 ・耕英区域 ・日影森・洞万区域 ・温湯区域 ・浅布・本沢軽井沢区域 | H21～ |
| 林道 | 林道災害復旧事業 | 国（林野庁） | ○国有林林道の復旧 ・河原小屋林道、ヒアヒクラ沢林道、マダラ沢林道 ・大荒沢林道、岩ノ目林道ほか | H20～H21 |
| ダム | 直轄災害復旧事業（農林水産省 東北農政局） 公共土木施設災害復旧事業（宮城県） | 国（農林水産省 東北農政局） 宮城県 | ○荒砥沢ダムの災害復旧 ・農業用貯水機能復旧 ・洪水調節機能復旧 ・ダム施設復旧 ○小田ダム災害復旧並びに川台幹線水路災害復旧 | H20～H22 |

IV. 生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

1. ヒアリングの概要

(1) ヒアリングの趣旨・対象者の属性

住宅被害を受けた被災者、風評被害を受けた事業者を含む被災事業者等に対し、被災の状況や、被災後の生活再建、事業再建等のために講じた手立てや活用した支援措置、今後の課題などについて、ヒアリングを実施した。

ヒアリング対象者のプロフィール

| 住宅再建・事業再建の別 | ヒアリング対象者のプロフィール |
|-------------|---|
| 住宅再建 | <p>◎自宅は、大規模半壊、集落内の別の場所に新築することができた。</p> <p>◎自宅は一部損壊だが未だに避難解除にならず仮設住宅にいる。職場は営業中止のまま回復していない。</p> <p>◎自宅は半壊後、取り壊し、資金面の問題から再建のめどは立ちそうにない。</p> |
| 事業再建 | <p>◎自宅は、一部損壊で済んでいるが、経営している会社は風評被害から立ち直れずにいる。</p> <p>◎会社の所有するバスが被災、乗客に負傷者が出てその保障に追われた。</p> <p>◎経営するスーパーマーケットが被災、修復資金の資金繰りに追われた。</p> <p>◎イチゴ栽培を経営。自宅は一部損壊ながら農業施設が損壊、復旧の資金繰りに苦勞する。</p> <p>◎経営する保養施設が被災、修復計画と資金繰りに追われた。</p> |
| 住宅・事業両方の再建 | <p>◎住宅は、一部損壊であったが、民宿経営という生活基盤が失われ、その回復までは助成はなく、コミュニティの外へ出ざるを得なくなっている。</p> <p>◎民宿経営のため生活回復の助成金では不足がちである。</p> <p>◎旅館経営のため事業回復の資金が必要。しかし、市には旅館支援の制度がなく苦勞する。</p> <p>◎農業の傍ら蕎麦屋を経営。自宅は全壊し、店も一部損壊。10年返済の借金を背負って再建中。</p> <p>◎農業の傍ら蕎麦屋を経営。店舗兼住宅が一部損壊。店の再開にあたり店の什器等の助成がみつからず苦勞。</p> |

(2) ヒアリング項目

今回の被災地域の性格として、生活基盤と事業基盤が一体化しているケースが多く、住宅再建と事業再建を並行して実施する必要があるケースが多い。したがって、そのようなケースに特有の課題に焦点を当ててヒアリングを実施した。加えて、地域の被災者に共通する問題関心や、地域の被災者が連携した対応が求められた課題を引き出すなどにより、地域コミュニティの再建に向けて必要な取組について知見をいただけるよう配慮した。

| ヒアリング項目 | 内容 |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 被災前の状況 | 家族構成、仕事内容、近隣との関係、(事業者の場合) 事業形態 |
| 当日の状況 | 被災時に居た場所、被災直後の対応 等 |
| 被災後の生活や事業の状況と、生活や事業の再建に向けて取り組んだこと | 避難所生活の状況、住宅補修、(事業者の場合) 設備補修 等 |
| 生活や事業の再建のために活用した支援措置 | — |
| 支援措置に関する意見、感想 | — |
| 生活や事業の再建の現状 | — |
| 今後の展望や課題 | — |

2. ヒアリングの結果

A. ヒアリング対象者：A氏（保養施設支配人）（住所：奥州市胆沢）

○日時：平成22年1月6日(水)12:30～13:25

○場所：奥州市内

1. 被災時の状況について

- ・8時の朝礼後、事務室にいる時、下から突き上げるような揺れを感じた。これまでにない揺れに、事務室からロビーへ従業員とともに出た。
- ・当日は、宿泊棟に宿泊客10名がいたことから、揺れの続く中、宿泊棟へ行って、外へ出るように誘導した。幸い、宿泊客は全て1階に居たのでスムーズに外へ誘導することができた。外へ出た宿泊客はバスで待機をしてもらった。

2. 被災直後の対応について

①情報の把握

- ・施設自体の電話は外とつながらず、公衆電話に頼る状況となった。
- ・情報のやりとりは、公衆電話を通じて行った。
- ・日帰り団体客には、説明して帰っていただいた。仲間で山に行き帰って来ないという方も居て心配したが、3時頃まで待っていると、山から帰ってきたので、そこで帰っていただいた。
- ・また、既に次の宿泊客がこちらに向かっていたので、キャンセルの連絡をとった。また、宿泊を予約されている客へのキャンセルの連絡も、公衆電話を通じて行った。この連絡は公衆電話しか使えなかったのが大変であった。

②インフラの状況

- ・電気、ガスが使用できない状況であった。
- ・周辺の道路は使用できた。駐車場は一部隆起した。

3. 被害状況について

①ハードの被害

- ・被災直後の目視による確認によると、温水機のパイルがずれて、温水があふれている状況で、自販機なども転倒し、屋内はひどい状況であった。
- ・その後の調査で、源泉や温泉はそれほど被害がなかったため、早期復旧が可能となった。
- ・しかし、浄化槽には大きな被害が発生した。

②業務上の被害

- ・2か月間営業停止した。観光シーズンに向けて早期復旧に取り組み、何とか2か月で営業再開にこぎつけた。

- ・風評被害はあった。特に、近くに魅力的な山があり、登山客（夏は登山、秋は紅葉が目的。）が登山基地としてこの温泉を活用しているが、登山道が崩れたこともあり、マスコミでの災害報道が影響し、集客が2～3割落ちている。
- ・現時点（平成22年1月6日）でも、2つの道路のうち、1つの道路しか復旧していない。一方、地元の客については、状況が良く分かっていることもあり、風評被害は無い。

4. 復旧について

①被害状況調査

- ・当組織は、半分以上が市の出資による第3セクターである。被害状況調査と復旧作業については、市の財産をどう復旧するかという問題となる。
- ・このため、被災対応の予算措置を行うことが必要となり、その手続きにかなりの労力を割くこととなった。
- ・浄化槽の規模が大きいこともあり、特注の浄化槽を使っていたが、それが断層部分にあたったことから、どんな地盤条件になったのか掘り起こさないと把握できず、この調査に時間（15日程度）を要した。

②復旧作業の内容等

- ・各所で被害が発生したため、業者にも無理をお願いし、2か月で復旧作業を実施した。
- ・ハードの復旧費は8,500万円（浴場のろ過機、浄化槽等）となった。そのうち、奥州市負担額は7,000万円となった。営業被害を含めると1億円の被害額となった。

5. 支援策の活用状況について

①活用した支援策

- ・地震被害見舞金（奥州市）の申請を出したが、第3セクターなので、実質的に行政であるということで、民間への資金提供を優先させるべきとの意見を踏まえ、支援策の申請を取り下げた。

②支援策活用にあたっての課題

- ・旅館業などは、早期に営業に戻ることが死活的に重要である。このため、発災直後の被害を早期に復旧させる資金を、短期間に提供する方策を考えていただけると助かる。

6. その他（要望等）

①風評被害対策

- ・被害が発生した場所については、マスコミが一斉に報道するが、復旧した個々の事業や場所のPRが十分ではない。風評被害を軽減するためにも、具体的にどこが復旧し、元気になったか、PRをしてほしい。

②協力会

- ・早期復旧を目指す中で、施設に係わりを持つ業者の協力の機運が高まり、70の企業

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

が参加する協力会が8月に立ちあがった。営業再開したオープニングイベントへの協力を始め、節目節目のイベントで手伝い・応援をして頂いている。

B. ヒアリング対象者：B氏（運送会社社長）（住所：奥州市胆沢）

○日時：平成22年1月6日(水)14:00～14:50

○場所：奥州市内

1. 被災時の状況について

- ・当日の朝は、樺（ブナ）の原生林を守る会のメンバー20名を乗せたマイクロバスには同乗せず、隣家の方を歯医者へ届けて戻ったところに地震が起きた。
- ・一方、被災したマイクロバスは、7時半ごろ、樺の原生林を守る会のメンバー20名（運転手も含む）を乗せて出た。
- ・発災時、バスは道路に止まったが、がけ崩れに押されるように崖淵の路肩まで押されるような形でバスの屋根上まで土砂が来ている状況になった。そこで、バスの運転手が、窓からバスの上に出て避難するよう、乗客に呼びかけ、14名までがバスの外へ避難したところ、余震でバスが滑落し、バスの中に居た6名が負傷することとなった。
- ・負傷した方に対しては、樺の原生林を守る会のメンバーの中にエベレスト登山の経験者があり、バスのカーテンを引きちぎって、体を保温するなどの応急措置をした。
- ・地震では本社営業所には被害がなかったが、地震が起きて1時間半たった頃、バスがなだれに巻き込まれて、ダムに落ちたという情報をラジオで聞いて、急きょ現場に向かった。

2. 被災直後の対応について

①情報の把握

- ・現場に向かったところ、現場へつながる道路はがけ崩れで寸断されており、現地へ行くことができなかった。そこで、通行止めになっている現場に居る警察や市役所の方に話を聞いたが、全く情報が掴めなかった。
- ・各方面に問合せをするものの、結局、警察が救出情報を発表した午後4時までは全く情報は入らなかった。
- ・その時点で、20名全員が救出されたことが分かり、3か所の病院に収容されている人が人を見舞いに行くこととなった。
- ・午後2時頃、携帯電話が通じるようになった。AU、DOCOMOが通じたところもあったようだが、携帯電話が通じないと聞いていたので使うことをあきらめた。
- ・一方、バスから脱出したメンバーの一人は、自力で現場から施設まで踏破し、公衆電話を使って被災した連絡を入れた。その後、被害状況の連絡を入れた方は自力で現場に戻った。

②インフラの状況

- ・本社営業所については、電気、ガス、水道ともに問題はなかった。

3. 被害状況について

①家屋の被害

- ・本社営業所は、特に被害はなかった。

②業務上の被害

- ・一番心配であったのは、マイクロバスに乗った乗客の安否と、けがをされた乗客の手当てであった。
- ・運転手が3か所骨折をした。また、負傷者のうち1名は血圧が下がり、容体が不安定になったものの、翌日は血圧も回復し、乗客に死亡者がでなかったことに安堵した。
- ・運転手は、足をひきずってはいるが、仕事に復帰できた。
- ・風評被害はなかった。

4. マイクロバスの被災対応について

①乗客対応

- ・天災の場合は、自賠責保険が適用されない。負傷された方の治療費がどうなるか、心を痛めた。最終的に、金融庁までかけあったが、結局、自賠責保険が適用されず、負傷者の方（運転手を除く）には、行政からの地震被害見舞金以外には、バス協会にお願いして集めた寄付金総額20万円と、身銭を切った見舞金しか出すことができなかった。

②従業員対応

- ・運転手には労災が適用できた。これで入院費等の費用を賄うことができた。
- ・また、乗客の命を優先させ、避難させたことを顕彰してもらうように、国土交通省にお願いしたが、先例がないと断られた。

③転落したマイクロバスの措置

- ・転落したマイクロバスについては、これを引き上げるのに多大な費用を要することから、産業廃棄物として現場に置いたまま、これに土砂をかぶせることはできないかと、森林管理事務所に問合せところ、先例はないということで返事を待っていたところ、樺の原生林を守る会から、このバスが命を守ってくれたので自力で引き上げたいという要請があった。引き上げたマイクロバスは、樺の原生林を守る会に寄付し、処分してもらう形となった。
- ・樺の原生林を守る会は、ロックライミングの補助金や、寄付等を活用し、3か月かけて、マイクロバスを引き上げた。

5. 支援策の活用状況について

①活用した支援策

- ・地震被害見舞金（奥州市）の申請を出し、平成12年3月に見舞金90万円をいただいた。

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

- ・国民金融公庫で、当初3年の返済の猶予、返済期間を7年から10年に長くした災害の特別の融資枠を活用し、融資を受け、新たなマイクロバスを購入した。これは大変助かった。

②支援策活用にあたっての課題

- ・なし

6. その他（要望等）

①自賠償保険での対応を

- ・某保険会社では、発災時にも生命保険を出したと聞いている。天災については、自賠償は適用にはならない。お客様あつての商売なので、お客様が被災した場合の入院・治療の経費をどうするかということは、きちっと対応して欲しい。

②義援金の適切な活用を

- ・最終的に残った1億円ほどのうち、一部はドッジボールを買うということになった。こうした義援金の使い方は、義援金の趣旨に反するのではないか。*
- * 奥州市ホームページによれば、元気な子供たち応援事業（154万円）としてサッカーボールとドッチボールを購入し、市内小中学校の全学級に配布。

C. ヒアリング対象者：C氏（商店主）（住所：奥州市胆沢）

○日時：平成22年1月6日(水)15:00～16:30

○場所：奥州市内

1. 被災時の状況について

- ・発災時は、商店の中に居て、6名の客が居た。
- ・棚が倒れかかるのを支えながら、お客様を建物の外へ避難誘導した。その後、必要な商品をお客様に売った。

2. 被災直後の対応について

①情報の把握

- ・電話が一日、通じなかった。

②インフラの状況

- ・電気、ガス（プロパン）、水道も問題なかった。

3. 被害の状況について

①家屋の被害

- ・重量鉄骨構造の建物なので、窓が一部破損した程度で、壁にひびが入り、外壁が剥落する被害が出た。建物全体の構造には問題が生じなかった。

②業務上の被害

- ・店舗の中は、翌日から片付け、1週間、7、8人で問屋さんにも手伝ってもらって、整理した。結局、使えない商品は軽トラで4台分くらい燃やした。
- ・店舗の売上は、商店街の空洞化もあり、最盛期の1/20程度まで落ち込んでいる。
- ・卸と直結して靴を手広く販売しており、こうした広域的な営業面で靴の売上が大きく減り、1週間で営業再開したが、直後は、売上げが1/3程度に減った。
- ・現在は、ほぼ震災前の売上げに戻っている。

4. 復旧について

①店舗の修復

- ・店舗の修復には120～130万円の費用を要した。特に、外壁の剥落は店に来るお客様に被害が出る可能性があるため、早期にサイディングを貼る修復を実施した。
- ・修理は3か月程度を要した。

②住宅の修復

- ・修復費用は、住宅部分も含めて600万円を要した。

5. 支援策の活用状況について

①活用した支援策

- ・地震被害見舞金（奥州市）の申請を出し、12万円の資金をいただいた。

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

- ・また、農協の保険に入っていたので、23万円をいただいた。農協については、阪神・淡路大震災の際、支払い過ぎて破たんしかかったため、通常時の10%の支給に止まっている。
- ・それ以外は、全て自己資金でまかなった。これは偶然、年金の調査で230万円の厚生年金が戻ってきたことが大きかった。

②支援策活用にあたっての課題

- ・なし

6. その他（要望等）

- ・高齢者のケアを第一に大切にしたい。
- ・今回の災害が発生した際も、兄弟愛が助けになった。介護施設での世話も手分けして行った。マスコミの報道では、こうした目に見えにくい部分の支援を取り上げて欲しい。

D. ヒアリング対象者：D氏（観光関連組織）

E氏（観光関連組織）

○日時：平成22年1月5日(火)11:00~13:00

○場所：大崎市内

1. 風評被害の概況について

①平成19年度と比較対照して考える風評被害の概況

- ・地震の発生した平成20年6月14日以降、N温泉が受けた風評被害は以下のように表現できる。
- ・JR東日本のDC（デスティネーションキャンペーン）が、平成20年10月から12月まで実施され、本来、その影響により、平成19年度の同月比より2割増しで集客があっても良かったが、その時期のツアー企画の設計時期である6月に地震が起きたことの影響が最も大きかったと言える。
- ・平成19年度の同月に対する集客率（入湯客数）は以下のような展開であった。

平成20年4月 114.3%

平成20年5月 109.7%

平成20年6月 88.4%（地震発生）

平成20年7月 97.7%（ホームページや大崎市役所の努力で安全性をアピール）

平成20年8月 98.1%

（DCリゾート列車みのり展示会）

平成20年9月 94.5%

平成20年10月 92.8%

平成20年11月 96.9%

平成20年12月 108.2%

平成21年1月 92.4%

平成21年2月 90.1%

平成21年3月 89.8%

平成21年4月 89.8%

平成21年5月 105.3%

平成21年6月 112.3%

平成21年7月 126.7%

平成21年8月 111.5%

平成21年9月 119.5%

平成21年10月 101.1%

本来、高集客が予想された時期
（JR東日本デスティネーションキャンペーン、紅葉シーズン）

温泉番付横綱キャンペーン

2. 風評被害に対する対応活動について

①キャンペーンの形態

- ・むやみに「風評被害はない」と連呼することは得策ではなく、通常の集客キャンペーンを積極的に繰り返すことが重要である。今回の地震で言えば、9月14日に東京駅で行われたDCリゾート列車みのり展示会がそれに該当する。
- ・通例、県内のお客様が6割、紅葉などのハイシーズンは他県から、特に関東からのお客様が増える。将来は外国人観光客を視野におく必要を感じている。
- ・マスコミ報道に留意を望むのは最初の報道の時、及びその後のフォロー報道の時に、「〇〇は大丈夫である」という一言を加えてもらいたい。周辺被災地の苦勞を考えると、自分から「大丈夫」と言いにくい時期があるからである。

E. ヒアリング対象者：F氏（民宿経営）（住所：栗原市耕英）

○日時：平成22年1月24日(日)16:00~18:00

○場所：栗原市内

○被害状況：家屋被害：自宅 半壊（民宿 自宅兼用）、被害額：1600~2000万円、人的被害：かすり傷程度（ご夫婦2人世帯）

1. 被災時の状況について

- ・ゴミの収集日で、駒ノ湯十文字にいた。ゴミを収集車に載せ、出発するところだった。2t車が浮き上がってあばれていた。四つん這いで、居合わせた人に車と建物（小屋）から離れるよう指示。
- ・携帯電話は通じず、停電。自宅に帰りながら阿部、高倉、大槻、尾山を経て、途中自宅に寄り、妻と家の無事を確認し、岩渕に寄った後、軽トラが横転しているのを発見。知人宅も落ちた道路の向こうでいけない。山脈ハウスに戻る。

2. 被災直後の対応について

- ・10時ごろ、山を下りる人を山脈ハウスに集めた。そのうち13時30分頃に警察のヘリがきて、避難要請。その日のうちに半数が自衛隊ヘリで下山。その後、一時帰宅したかったが、ヘリでしか戻れず、天候に左右されるので、思うようにならなかった。

3. 避難所生活について

- ・なし

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・なし

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

- ・義援金配分 3回に分け270万円（後になって修繕金が出た）。観光宿泊施設等休業見舞金（最大2,000万円）400万円。
- ・半壊以下は、生活再建支援法に基づく支援がでないので、義援金配分委員会に要望し、半壊や一部損壊にも修繕金を配分していただくようにした。
- ・借入れをしたくないので、調達できる範囲で最低限の補修などを行い、何とか今年の連休（22年5月）から再開できるようにしている。

6. 課題

- ・宿泊していただくためには、1,600~2,000万円かかる。義援金は備品や宅地の亀裂修復などには使えないので、枠を広げることができないか。
- ・個人の復興が地域の復興であるので、個人の復興がポイント。被災の状況は人それぞれなので、できるだけ個々の実情にあった柔軟な支援をお願いしたい。

7. その他

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

- ・家屋を再建しても、仮設に居住（21年7月13日が期限）しているのは、高齢者がかかえ、震災後に認知症が進むなどの理由である。耕英ではヘルパーがなかなか来てくられず、デイサービスなどを受ける機会がない。都会の生活を味わってしまった、デイにも通えるという利便性からなかなか戻れず、冬を越すまで仮設で過ごすというのが大きな理由である。
- ・今までの規模（5部屋で年間500人ぐらい）まではいかないだろうが、あまり欲を出さず夫婦でできる範囲で営業していきたい。
- ・被災者として主張するつもりはないが、せめて市営住宅を貸してくれるなどの措置をしていただけないか。

F. ヒアリング対象者：G氏（温泉施設運営・イワナ養殖、イチゴ・ダイコン生産農家）

（住所：栗原市耕英）

○日時：平成22年1月24日（日）16：00～18：00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅全壊

1. 被災時の状況について

①当日の様子

- ・耕英地区は、実質36世帯（住民基本台帳では41世帯）で、そのうち全壊は4軒。
- ・当日は、温泉施設で朝から東京の市場関係者と懇談していた。話がはずんでいる中、突き上げるように強い振動とその後の大きな揺れがあった。

②被害の状況

- ・温泉施設の建物に損傷はなく、食器は一部落ちて壊れた程度。電気は止まったが、水は貯水タンクから自然流下で出ていた。すぐに自家発電機をもってきて最低限の電気供給を行った。付属施設は、イワナ孵化場のサッシがはずれたぐらい。
- ・自宅は全壊であったが、子どもが軽い打撲をした程度であった。農地は、特に異常なし。
- ・集落の湧水が涸れ、そこから引いていた用水が止まった。平成21年10月まで水道料金免除だったので水道水を使ったが、これから水道水を使うわけにはいかない。

2. 被災直後の対応について

- ・集落の方々の安否を確認し、山脈ハウスがしっかりしているので、集落住民のうち、36人が残ることになり、それ以外の高齢者と女性約100人が14日午後のヘリで避難所の「暮らしの伝承館（公民館）」へ移った。
- ・ハイルザーム栗駒（公営温泉宿泊施設）や民宿などの観光客約100人もヘリで下りてもらう。
- ・15日は残った方々で、捜索隊の炊き出し（自前）に追われた。
（捜索隊のうち自衛隊は自炊するが、ハイルザームとキャンプ場のコテージに滞在していた消防（100人はいた）の方々の食料が不足していた。）
- ・16日朝10時に市の次長クラスが来て、避難命令を受けるが、生業が維持できないので納得できないということで応じなかった。13時に再度収入役と市議が来て、14時まで問答し、市が生活支援をすることや毎日ヘリを飛ばすという言葉信じ、下りることを決定した。16時30分に最終ヘリが出るというので、慌てて準備して飛び乗る。

3. 現在の状況

- ・組合で養殖しているイワナは、まだ出荷を再開していない。
- ・平成20年は、出荷なし。一時帰宅の時に自家消費分のダイコンの種を蒔き、放置して

いたイチゴを収穫してジャムを作ったり、生き残ったイワナを焼いたりして、各地のイベントで振る舞った。カンパもいただいた。

- ・平成 21 年はイチゴを栽培したが、通えなかったので本格的にできず、生産は通常の 1 / 4 である。

(イワナを育てている他の 2 軒のうち 1 軒は、孵化場が損壊し、補助金で再建した。もう 1 軒も孵化場が被災したが、再建せず稚魚の仕入れに変更した)

4. 避難所生活について

- ・なし

5. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・なし

6. 復興・復興に関する支援策活用の状況

①山脈ハウス

- ・義援金 50 万円支給

②自宅

- ・被災者生活再建支援金 全壊で再建 300 万円
- ・平成 21 年は、園芸作物の種子等購入費助成（県、市で 3/4 助成）でイチゴの苗購入。
- ・義援金は、三回に分けて総額約 480 万円程度
- ・不十分にせよ、生活再建支援はあるが、事業の営業補償がないので、全村避難となると不安である。
- ・避難勧告の際に、生活支援をするということで耕英を離れた。抽象的な話ばかりだったので、もっと具体的な話をしてほしい。今考えれば、行政も支援内容を理解せずに話をしていたようだ。
- ・り災証明*は、居住者の立会いの下ではあるが、一時帰宅の数時間の間に確認を行ったので、中をちゃんと見ずに判定していたように思える。

*住家の被害認定のことと推測される。

7. 課題

- ・集落への唯一の道路である市道耕英開拓線は、平成 20 年 8 月に通れるようになったが、工事車両を優先させるために開放せず、その後ハイルザームのオープンに合わせて 11 月 30 日に一般車両も通行させた。これを 10 月に開放していれば、紅葉の客を山脈ハウスに集客でき、復興に貢献できた。今後の展望として来シーズンにやっと本格的に事業を再開できるので、何とか頑張っていきたい。復興計画の内容をちゃんと実行してもらいたい。

G. ヒアリング対象者：H氏（イチゴ生産、切り花生産農家）（住所：栗原市耕英）

○日時：平成22年1月24日(日)16:00~18:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅 一部損壊、農業施設 農業倉庫が大規模半壊

被害額：建物：数十万円、倉庫300万円（その他、水路が壊れ水道を引き
150万円程度）、人的被害：なし

1. 被災時の状況について

- ・当日は、切り花の苗を植え終わって、山脈ハウスに行き、食事をとって休んでいた。ドンという衝撃で2mほど飛ばされた。敷地内のイワナのいる池に水柱がたっていた。自宅は小さいこともあって一部損壊で済んだ。

2. 被災直後の対応について

- ・尾松地区で栽培しているハウスイチゴは出荷済みだった。しかし、耕英地区に車を乗り入れられないので、資材を下に運べないことからハウスは放置したままの状態であった。耕英の花、野菜も放置せざるを得なかった。
- ・平成21年12月から少しずつ出荷できるようになった。
- ・避難勧告を受けて農業ができなくなり、また自宅に機材があるため、別の地区にある農地に被害がなくても生産活動ができないという状況下では、どちらにせよ営農補償のような支援がないのでどうしようもない。被災中は親の年金でどうにか暮らしていたことがつらかった。今後は付加価値の高い切り花に力を入れ、借金を早く返済し、元の状態に戻したい。

3. 避難所生活について

- ・なし

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・なし

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

- ・義援金は見舞金で最初5万円、その後の配分で修繕。長期避難見舞金として数十万受け取った。
- ・どの支援も種は買えるが、苗は不可ということで、農協から借金して苗と肥料を購入した。

6. 課題

- ・なし

H. ヒアリング対象者：I氏（宿泊施設勤務）（住所：栗原市栗駒沼倉）

○日時：平成22年1月24日(月)16:00~18:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅一部損壊

1. 被災時の状況について

- ・被災時は、宿泊施設に出勤しており、朝膳を出し、昼膳の準備をしていた。ゴミ収集当番をしていたため、ゴミ収集場で区長さんたちと7人ぐらいで被災した。区長さんは周囲の様子を見ながら帰宅し、自分はゴミを収集しながら10分後に帰宅、車で5分で自宅に着くが、庭で家族が無事に集まっていたのを確認し、再び会社へ戻った。

2. 被災直後の対応について

- ・施設では、山の水を引いていた管路が損傷し、入り口の道が崩れるといった損壊もあり、宿泊客に予約キャンセルを促す電話連絡に努めた。その後、他の施設（当該施設から3km程度）に集まった区長さん達と、今すぐ食べられるものをすべて集める努力をした。
- ・駒の湯の被災を聞き、最初躊躇したが、生存者がいることが確認されたため、ソリを使って現場へ接近した。
- ・最初は、宮城県沖地震と思っていたため、被害の大きさから海辺は大被害だろうと思っていたが、自分たちの地域が震源であることが後から分かってきた。
- ・自宅では電気もガスも使用できたため、食べ物さえあれば何とかなると考えた。

3. 避難所生活について

- ・避難所の生活は1か月程度（20年7月20日あたりまで）であったが、小学生が学校へ通いにくいのが難点であった。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・耕英地区の41世帯の多くは、地区外に家を持っていた。仮設住宅に居住している方は12世帯ほどである。多くは養殖業（イワナ）、農家（イチゴ、ダイコン、花）である。養殖場は避難勧告中でもメンテナンスを行った。
- ・仮設住宅と自宅は30km程度の距離であるが、昨年11月から通行証があれば通れるようになった。自分の場合、仮設住宅の生活は今でも続けているが、暮らしに支障はない。

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

- ・自宅の損傷は、南側のサッシがすべて飛んでしまい、その修復が必要となった。修復費は市へ一部破損として請求・申請し、残りは地震保険に入っていたため、それで賄えた。部落で全壊は2件あった。復旧資金は保険か、親族の協力による自己資金が多

かった。

- ・見舞金、義援金は10月中旬に配布された。一時解雇の退職金もあり、自分としては急いで資金を必要とする状況ではなかった。
- ・今後、避難勧告が解除された場合、自宅には戻れるが勤務先が回復しないと完全復旧していない感じがある。

6. 支援制度に関する意見・課題

- ・助成制度について、不特定支出に拠出できる予算は、多いに越したことはなく、特に高齢者に無条件に支給される助成はいくらあっても良い。

7. 今後の展望について

- ・現在は他の施設で勤務しているが、登山客、温泉客の流れをもう一度回復させたいと考えている。施設の復活は難しいと感じている。

1. ヒアリング対象者：J氏（農業）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日(月)10:00~11:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅半壊

1. 被災時の状況について

- ・祖母、母、自分の女3人暮らしであったが、被災時は自宅に居た。
- ・下から突き上げる感じの揺れで初めての体験だった。四つんばいで自室から出てきた祖母を肩で担って安全な場所へ連れて行った。その間、揺れは続いており、家具は散乱、テレビは床へ転がり、地震の揺れは非常に長く、地鳴りも長時間していた。通常の電話は通じなかったが、自分は消防団員であったし、元々、携帯電話は通じない場所であったので、消防団の消防車の無線で連絡をした。
- ・農業を営み、かつては勤務もしていたが、被災後、水田は水路が回復していないので今でも再開していない（畑は耕作できている）。

2. 被災直後の対応について

- ・被災後は近所の皆さんと集会場に集まり、集会場が避難所ようになった。集落の皆さんの安否のチェックも集会場で行うことができ、やがて公民館（避難所）へ移った。
- ・その後、自分は消防団の詰め所で、生き埋め現場へ行く方々の対応などに追われた。男性団員は生き埋め現場に出払い、自分が残り、集落の高齢者の面倒を見る形となった。

3. 避難所生活について

- ・公民館が避難所となり、自分が高齢者の世話役となっていた。1か月程度であったが、元々気心の知れた集落の中のことで、それなりに運営はできたと考えている。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・仮設住宅を出るためには、市営住宅でかつ花山に住める環境が見つかる必要があり、そのためには新たな市営住宅が必要である。現在、そういった市営住宅が建設されるのを仮設住宅で待っている状態である。

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

- ・集落全体は元々10軒であったが、1軒全壊、1軒大規模半壊、3軒半壊という被害であった。
- ・自宅は半壊判定を受けたが、実際には全く居住できず9月に解体した。解体を急いだのは一定期間内であれば、市から取り壊し助成（瓦礫の撤去費用の負担）がもらえたことによる。ただし、それ以上の住宅復興は自己資金の関係で手つかずになっており、事実上、住宅再建の助成は得られないでいる。

6. 支援制度に関する意見・課題

- ・祖母は80歳代、母は定年退職直後であり、自分も収入不安定で、住宅再建の見通しはなかった。
- ・自分の場合、全建設費用が100%公的助成でやっと再建できる経済状態であり、全壊判定をもらえなかったことが、金銭面で非常に重い負担となった。
- ・半壊判定は、あくまでも「修復修理」で再居住可能という位置付けであるため、自己資金が全くないと事実上、住宅再建に入れない。半壊判定の後、市役所と税務課が損害額の判定をするにあたり、半壊判定のせいで助成金が少なく、いよいよ苦しい状態になった。しかし、何度も判定をやり直すと半壊が一部破損になることもあると言われ、それも怖かった。判定の細かい基準も大切であるが、みなしの判定で損壊を全壊とみなす制度はできないものかと思う。

7. 今後の展望について

- ・仮設住宅の家財の助成金には厚みが薄いし、冠婚葬祭などの日常生活の費用がどうしても重くのしかかるようになる。
- ・新しい融資制度が生まれることが望まれる。そもそも、旧町営住宅が市営住宅に変わり、町税が市税に変わり、高負担な環境になっていた。
- ・宅地が更地になると固定資産税も増えるし、何とか特例の税制措置はないのだろうか。

J. ヒアリング対象者：K氏（元民宿経営・ホームヘルパー）（住所：栗原市耕英）

○日時：平成22年1月24日(水)16:00～18:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅が一部損壊

1. 被災時の状況について

- ・ヘルパーの仕事で利用者さんのお宅（平地にある）へ伺っていた。仕事が一段落しかかった頃、地震があった。ひどく揺れたが、これまでは平野部より山の揺れが小さかったもので、大した被害は出ていないと思っていた。

2. 被災直後の対応について

- ・その後、職場に戻り、自宅に居る義理の母（80歳代）に電話をかけたが、つながらない。次の仕事を終えて、自宅に帰ることにした。しかし、自宅に向かったところ、途中で自宅に行けないことが分かり、職場に戻った。
- ・お昼ごろ、携帯で近所付き合いをしている方とつながって、その方が母を避難場所となったやまなみハウスに連れて行っていただいていることが分かり一安心した。
- ・家には帰れない状況なので、2日間は、近くの友達の家にお世話になった。山の被害が大きいことは夕方になってテレビで分かった。

3. 避難所生活について

- ・高齢者と子どもは午後の早い段階で、やまなみハウスから避難所となっている伝承館に運ばれていたため、私は伝承館へ行き、そこで、起居をともにすることとなった。
- ・避難所は、耕英地区の普段から集まっているメンバーだけで、14世帯だけだったので、スペースの余裕があり、気兼ねがあまりなかった。むしろ、避難所に来ていない方は、水や食料を自前で確保しなくてはならないので、気の毒なほどだった。
- ・母は、子どもたちが走りまわって落ち着かないとしきりに言うので、2日後に、実家に移り、その後、娘が東京に連れていった。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

①仮設住宅での生活について

- ・仮設住宅に住みながら、ヘルパーの仕事が続いている。
- ・仮設住宅に移って1か月ほどして、東京の実の娘宅に身を寄せていた母が戻って来て二人住まいとなった。
- ・震災のショックから認知症の症状が進行して介護の手間が増え、ヘルパーの仕事以上に負担がかかる状況になっている。

②自宅の復旧について

- ・収入がない状況で生活をするには、働かなくてはならない状況であり、土日に時間が

とれるようになったら、片付けに行くという状態で、いまだに自宅を片付けきっていない。

- ・栗原市の方針として、片付けを手伝ってもらうのは顔の見える人（知り合いの人）に限るという方針があること、また、経済的な状況から定期的に片付けに行けないため、自力で片付けざるを得ない状況であり、いまだに片付いていない。
- ・耕英地区には 30 年ほど前に、民宿経営をするため、夫とともに移り住んだ。震災の 3 年前に夫が亡くなり、民宿経営が困難となり、休業状態となり、生活のためのヘルパーをしている。しかし、義援金の支給対象が増え、修復費が一部出ることが分かり、できれば民宿を復活したいと考え、一部損壊した建物を修復することを決めた。

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

①積雪対策について

- ・冬季の積雪へ対応するため、地元の大工に依頼し、雪囲いを行った。これについては自己資金で行った。

②民宿への修復について

- ・平成 21 年の秋ごろ、畳をフローリングにし、壁を貼り替え、水道管を配管してもらった。市の義援金の配分と、り災証明を受けたもらった一部損壊の支援費を充当した。
- ・しかし、民宿を再開しようとした時に問題が発生した。夫が亡くなって、民宿の名義を継承する届けを出していなかったため、民宿は旅館業法上、一度廃業したことになっており、民宿を再開するためには、新設の民宿と同様の施設水準を求められ、風呂を二つにすることを要請された。しかし、改修には 100 万円を大きく超える金額が必要となり、とても工面することができず、結局、民宿を復活させることを断念した。

6. 支援制度に関する意見・課題

①地区全体としての支援について

- ・一部損壊と半壊の落差がありすぎる。どうしても必要であった補修の一定比率ぐらいは、支援をして欲しい。
- ・建物のり災状況に関する調査は、専門家がヘリコプターで来て短時間で済ましてしまう。その後の見直しは可能であるが、当初の段階で実感としてはほとんど差のない建物のり災状況で支援の差がつくことで、区内のコミュニティが相当ぎくしゃくした。地区全体でり災を評価するということも考えて欲しい。

②復旧対策に関する相談と対応について

- ・生活に追われる中で、色々な相談に乗ってもらう機会があると助かる。

7. 今後の展望について

- ・平成 22 年 7 月には、仮設住宅を出ていかななくてはならない。しかし、認知症の症状が進んだ義母を抱え、生活費を確保するために必死で働かなくてはならない状況で、民

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

間のアパートを借りる余裕はない。しかし、自宅に戻っても、特に、山にある自宅へのデイケアの送迎は、10kmを超えると有料になり活用が困難で、デイケアサービスも受けられない状況である。

- ・このため、何とか安い公営住宅に住むことができないか、市にお願いをしているところである。自宅があるからと言っても介護の状況を考えると、住居に関する支援はどうしても必要である。
- ・耕英地区は亡き夫のふるさとであり、お互いに助け合ってきた仲間もいるので残りたい気持ちもあるが、介護の問題、経済的な状況を考えると、山を降りることを選択せざるを得ないと考えている。

K. ヒアリング対象者：L氏（農業）（事業所所在地：栗原市栗駒沼倉）

○日時：平成22年1月24日(日)16:00~18:00

○場所：栗原市内

○被害状況：ビニールハウス14棟及び現地に自宅が一部損壊。人的被害はなし。

1. 当日の状況

- ・妻は、中野田町の家に住いたので被害はなかった。
- ・父は、病院に行くため、自動車ですり下りたところであったため被害がなかった。
- ・母は、現地の自宅で食事の準備中であったが、けがはなかった。
- ・自分は、8時頃からハウスの修理作業を行っており、その最中に被災した。イチゴの栽培棚（高さ1m、延長6,000m）がほとんど倒壊した。このまま8月まで地表面で育てようかと考えたが、後日、停電と避難でメンテナンスができずに全滅した。

2. 被災直後から避難所生活の間、生活事業再建に向けて取り組んだこと

- ・麓に自宅があり、避難所にはいかず、4日目に山を降りた。
- ・イチゴの苗は、自家で生産していたが、使えなくなったので、同業の知人から購入し、麓の家の近くのハウスを借りて苗を管理した。
- ・自分は、現地でハウスのメンテナンスなどを対応した。
- ・20年12月から半年ぐらいは復旧作業、被災後1年目からは例年の半分ぐらいの生産を再開した。
- ・電気復旧まで3か月かかり、水道は遅かった。ハウスには給水と電気が必要。
- ・8月までは、車で外部に出られなかった。自分は、父と娘が麓にいたので、上に2台、下で2台使用でき、不便はなかったが、避難した従業員は新たに買った者もいた。車がないと大変不便な場所である。
- ・個人宅の除雪作業は認められなかったが、地区内の除雪隊として常駐させてもらった。

3. 復旧へ向け導入した助成などの支援

- ・会社として園芸施設等災害復旧事業（上限3,000万、1/3補助）を受けた。自己負担は500~600万円。融資は受けず、預金から出した。
- ・生活再建事業は、住民票が麓の家にあつたので交付されなかった。
- ・義援金は、200万円弱を3回ぐらいに分けて貰った。小規模事業所への義援金分配が50万円、自宅は一部損壊で5万円。
- ・近々、最後の義援金配分がある予定。100万円くらい。

4. 支援や助成で使いやすかったこと、使いにくかったこと

- ・市の農産園芸課は、面識があつたので書類作成をやってもらった。
- ・助成は1/3なので、先に代金を支払い、領収書を提出した後、お金が入る。工期が

半年かかり、3月末と6月末の2回に分けて支払いを受けた。先に全額を用意するのが大変だった。これは自己の預金で対処した。市が実情をよく見ていたので、助成の許可がすぐに下りた。

- ・ハウスは、仮設型ではなく基礎と鉄骨を有するため、固定資産税がかかる（約100万円）。生産ができないので減免を希望したが、認められなかった。
- ・事業収益がないのに、固定資産税を徴収されるのは理不尽な感じがした。

5. 現在の復旧・復興の状況

- ・21年6月2日より出荷が始まり、21年は例年の50～60%である。
- ・直接客と取引しているので、客を失いたくない。昨年は一部失った。復旧作業の費用がかかっている中で、収穫が5～6割なのできつい。早く取り戻したい。
- ・いい苗を元に戻すには、あと3年から4年かかる。

6. 生活（事業）再建の感想

- ・本当は働きに出て外貨を稼ぎたかったが、1年間は、外に働きに出ることもできなかった。
- ・蓄えは、ほとんどなくなった。

7. 今後の展望

- ・借入金が大きくなったので、事業計画を見直す必要が出てきた。3年から5年で回復できないと辛い。

8. その他

- ・災対本部は築館にあるが、自宅は栗原支所管内なので支所が窓口である。支所は板ばさみで声が通らない。
- ・事業で例年やっていることを進めていいのか、いつになったら避難解除の指示が出るのかも言って貰えない。計画を出さない。ハウスの再建をやらないわけにはいかないので見切り発車で進めた。
- ・時間を決めて入らせて貰うようになったが、融通がきかない。公共復旧工事業者はフルに入っているが、会社が発注している業者は定時で退去させられる。それなのに日当は1日分かかる。割高になった上、工事は進まない。
- ・許可証を受けて入るが、だんだん緩くなってきて、1か月まとめて出せるようになった。
- ・個人発注の業者には厳しく、公共工事の業者には緩い。
- ・被害者生活再建支援金については、住民票がなくても、実質居住のケースには半額ぐらゐの支給が欲しい。
- ・義援金配分が難しいのは分かるが、家屋が収入の元である。事業者には税の減免はあるが収入がないので生活できない。

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

- ・道路復旧は、思ったよりも早かった。
- ・避難解除は、雪解け時が妥当だと思う。6月に解除するのは無意味である。
- ・地震保険は5割でなく8～9割出るのが欲しい。保険料が高い。7割ぐらい出れば、もう一度やろうという気になる。もし、今回の被害が5,000万円だったらやる気にならなかったかもしれない。
- ・ボランティアに除雪をやってもらって助かった。市はボランティア受け入れに否定的で、二次災害の責任がでるので不可との話だった。親戚が手伝うのは良いという。それでは親戚が怒る。ボランティアとは、地震後1年ぐらいは交流があった。
- ・栗原農業改良普及センター（合同庁舎内）が農水省の研究成果実用化促進事業への応募を勧めてくれた。イチゴの床を暖めるヒートポンプ施設で応募、3件採用された中に入ることができた。2,000万円で100%補助であった。
- ・避難勧告は全部ではなく、安全なところは除外して欲しかった。半年たってやっと復旧作業にかかれたが、その間、温度管理ができず放置された。
- ・栽培棚6,000m分が倒壊して発泡スチロールやフィルムなどのごみが大量に出た。住宅被害は災害ゴミとして行政が処分してくれるのに、これらのごみは処分してもらえない。産業廃棄物として自分で処理しなさいということだった。結局、個人で発注した復旧工事業者に有料（約100万円）で処分してもらった。
- ・分配には不満が残った。ある程度の差はやむを得ないが、ほかの部分で配慮が欲しい。
- ・被災当時の5名の従業員は、現地の寮に宿泊していた。その日のうちにヘリで下山し、6月11日付けで解雇した。被災離職者手当50万円が行政から従業員に交付された。全員がパート採用なので、離職上のトラブルはなかった。今は、全員別の仕事をしている。
- ・父が農政関係の仕事をしていたこともあり、延べ300人ぐらいの支援があった。
- ・新しく従業員を雇ったのは翌年2月からである。去年は13人。冬場は帰して、今は4人。起業してまだ5年なので固定した従業員はいない。
- ・損害保険の更新に当たり、除雪していないハウスの保険更新を保険会社が受けないというトラブルがあった。市に証明書を発行して欲しいと掛け合ったが、市は出してくれず、結局、保険会社が応じてくれた。
- ・災対本部と住民、支所に温度差があった。あとは支所でやるようにという姿勢が見られた。支所の現場担当は4～5名、本部は40～50名ぐらい。
- ・県の動きはあまり見られなかった。生活再建は半分が国、半分が県のはずだが、県の人はあまり見ていない。県の支援があまり感じられなかった。災対本部にも県の人は見えなかった。

L. ヒアリング対象者：M氏（交流施設勤務）（住所：栗原市花山）

○日時：平成 22 年 1 月 25 日(月)10：00～11：00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅が一部損壊、店は無事

1. 被災時の状況について

- ・私は、被災当時、道の駅の常務取締役兼店長であった。また、自宅ではコンビニのオーナーでもある。道の駅店内で被災し、震災後、道の駅の社長に就任した。
- ・被災直後、建物はヒビが入った程度でひとまず無事であった。水は断水したが、給水車の水で営業を行うことができた。道の駅は、自衛隊の駐屯地となるとともに、消防や警察の休息場所にもなり、一般の人はほとんど使用できない状態であった。
- ・散乱した商品を戻すことはすぐに完了し、営業の再開を行うことができた。しばらくは、消防と警察の職員に対してのみ食事を出したが、水を使わないメニューに限定した。上水が再開しても、しばらくは濁っており、1か月以上飲めなかった。
- ・道の駅は、3年かけて企画・建設し、地元の農産物や商品の販売を目的として、平成7年に開業したものである。物産と飲食があり、6軒の商店が入居している。各商店に共益費を支払ってもらい、全体運営を行っている。中小企業振興機構と栗原市が各5千万円、入居6商店等で1,250万円を出資した。総事業費1億8千万円で、不足金は県経由で、中小企業振興機構が融資した。営業支出に関しては、銀行融資を受け、これを返済中であった。

2. 被災直後の対応について

- ・風評被害を払拭する意味も含めて道の駅で「復興市（ふっこういち）」を8回開催し、売上回復を図ってきた。
- ・復興市は、風評被害を払拭することや、農家の支援を目的としていた。第1回目は、被災後の7月第1週に行い、3軒の蕎麦屋さんが参加、3種類の蕎麦をそれぞれ一杯500円で提供した。今後、復興感謝市へ移行する企画を検討中である。
- ・また、自宅のコンビニでは、震災後2～3日で食品会社から総合支所へ支援物資を持っていき、被災者に提供した。

3. 避難所生活について

- ・自宅は一部損壊であり、避難所の生活は短いものであった。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・自宅は一部損壊であり、仮設住宅には入っていない。

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

- ・道の駅では、震災で営業実績が5割以下になったため、返済猶予を県に求め実施して

もらう予定である。400万円程度の補助金を市から受け、返済に充てている。義援金はそれぞれの店に対して50万円出た。

- ・自宅のコンビニでは、商品が散乱し、住居は一部損壊であった。市役所の助成を受けることも可能であったが、保険に加入していたため、保険金のみで修復した。

6. 支援制度に関する意見・課題

- ・被災後、山古志へ視察に行ったが、中越地震より支援金の種類が増えていることが分かった。戸数の差も義援金の種類が増えた理由かもしれない。そのため、商店には利子補給も出た。
- ・被災規模が小さかったことが理由と思うが、結果的に中越地震の被災者よりは支援面で有利であったと考えられる。
- ・今後の行政支援は、産業の復興に対する助成が重要であると考えている。

7. 今後の展望について

- ・地震が過疎化を進展させた。一人暮らしのお宅は、この機会に自宅を離れたケースも多い。元来、ふるさと団地（1区画100坪、150万）は、5年以内に建物を建てる条件で完売していたが、その条件を満たさずに返却された区画に被災者が住み、過疎化に対抗し、被災者を定着させた例として示せる数少ない例といえる。
- ・通常、春や秋は観光客が多いが、(国道)398号線が完全開通していないため、売り上げは従来の3分の1の状態である。398号線の今夏開通が待望されるし、ツアー企画の再開が必要であり、新たなアイデアを期待している。地震を契機とした産業の衰亡につながらないように努力していきたいと考えている。

M. ヒアリング対象者：N氏（旅館支配人）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日(月)11:00~12:00

○場所：栗原市内

○被害状況：旅館の審査はなかった、自宅は半壊

1. 被災時の状況について

- ・宿泊客1名が登山で外出しており、旅館には私と妻のみが居た。
- ・朝食が終わって、犬が自宅にむかって吠えていて、どうしたのかと思って、玄関先に出たところで、地震が起きた。
- ・地震が起きて、立ってられなかった。厨房の食器が割れる音が凄かった。
- ・妻も居間から出て、外を見ていたため、居間の家具の転倒に巻き込まれず、けがをしなかった。
- ・地震直後、温泉は出ていた。しかし、夕方には、内風呂の源泉が止まっていた。
- ・構造については、大丈夫であったが、厨房等の被害が大きかった。
- ・元々、自家発電で、水道も自家水道なので、それほど周辺に大きな被害が発生しているとは思わなかった。電話も衛星電話で普通に通じていた。3日間程度で、元に戻るイメージだった。
- ・10時40分頃に、通行人から生き埋めの人がいるので、救助要請して下さいという依頼があったので、花山総合支所へ連絡した。
- ・私は、山岳救助隊に属していたこともあり、11時頃に現場に行った。車に閉じ込められた人が居たので、その救助作業を行った。その後、11時半頃、仙台市消防局のヘリが来た。
- ・その時点で、道路が寸断されている状況について認識した。
- ・西に行く方面（秋田県方向）は通行可能だったので、知人2人、登山客1人の3名を車に乗せて、道の駅こまちまで送迎した。帰る時は、通行止めになっていたが、事情を説明して帰った。
- ・栗原市などからは一切、避難指示がなかった。
- ・宿泊予定の客への連絡を入れ、宿泊は無理である旨を伝えた。
- ・その日の夕方4時半に、秋田県振興局の人が来て、周辺の状況を伝えてくれた。その際に避難すべき状況であることが分かった。
- ・一端、山の下に降りようという話になった。振興局の人が先導して、山を降りた。
- ・一迫（いちほさま）に冬住まいがあるので、避難することにした。夜の9時に着いた。そこも大きな被害はなかった。

2. 被害対策について

①避難勧告について

- ・翌日、状況を把握するために、花山総合支所と避難所（コミュニティセンター）に秋田県側から入ることができるので、車で迂回して行った。
- ・しかし、翌々日から、道路が封鎖されて、旅館に戻るために許可証が必要となったが、栗原市に問い合わせると、秋田県振興局から貰うようにと言われ、やむを得ず、個人で秋田県振興局に行ったところ、秋田県の問題ではないので許可証は発行できないと言われた。そこで、再度、栗原市に問い合わせても回答がないので、花山総合支所に行って、支所の判断で通行許可証（朝8時から夜6時）を出すことにしてもらった。その代わりに、出入りの際に連絡を入れると約束した。

②被害復旧について

- ・毎日、車で通い、少しずつ片付けなどを進めていた。
- ・しかし、内風呂の源泉が完全に湧き出なくなって、営業が困難ではないかということが分かった。
- ・これでは生活できないので、9月から妻がアルバイトに出るようになった。
- ・森林管理署に行って、国有林内の源泉を引くにはどうしたら良いか相談したところ、11月3日には、内湯に温泉を入れることができた。源泉を350m引いた。温度と水量が足りないものの、湯を温め直すことで、平成21年の5月から営業再開できるかという話を考えていた。
- ・避難勧告区域が継続すると、建物の中に人が入れないので、営業再開できないという状況であったが、平成21年3月に、避難解除が23年3月になるという発表が栗原市からあって愕然とした。
- ・その後、第3セクターである湯めぐりが再開するので、同時に再開してもよいという話になった。平成21年の9月に避難勧告解除する予定で、10月から第3セクターである湯めぐりと同時に、温泉旅館を再開しても良いということであった。
- ・ところが、ここでも問題が発生した。従来は、湧水を飲料水として使っていた。しかし、湧水が止まったので、川からの水を簡易水道で引いて生活していた。しかし、旅館を再開するにあたっては、保健所の許可を得た水道施設がないと駄目ということになった。
- ・簡易水道の水質検査に1か月を要し、その結果を踏まえて申請するので、2か月要した。保健所も配慮していただき、10月17日には許可が下り、仮オープンすることができた。
- ・秋田県側からのルートしかないで、通常よりも3時間以上時間がかかる。仮オープン後の秋期宿泊数は、親戚が25名、一般の宿泊者が13名という結果であった。

3. 支援について

①支援の状況

- ・経済支援として、親戚と栗原市観光振興課から義援金をもらった。住宅半壊 150 万円、営業補償、義援金に各 300 万円、それ以外に 350 万円の支援を受けた。

②支援に関する要望

- ・温泉旅館を維持するには、営業していなくても月 25 万円の維持費が必要となる。この維持費をどう捻出するかが課題である。
- ・このため、国民生活金融公庫の融資を活用し、利子補給を受けようと考えたが、平成 20 年 9 月一杯で締め切られており、その制度は活用できていない。
- ・被災した現場での営業活動の再開は、被災の状況等の置かれた条件が異なるので、時期を区切らず、柔軟に活用できるようにしてほしい。
- ・また、宮城県としても、融資制度について旅館への支援を検討していると聞いている。他市では、旅館の修復にも義援金による支援が行われているが、栗原市では、旅館の被害に関しては一切支援がない。地元地方公共団体からの支援がない場合には、県が支援するなど、市、県、国が相互に役割分担をして、落ち度のない支援を行ってほしい。

N. ヒアリング対象者：〇氏（飲食店経営）（住所：栗原市花山）

○日時：平成 22 年 1 月 25 日(月) 10:00~11:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅全壊、店舗一部損壊、人的被害なし

○対象者

- ・従業員は、家族のみ
- ・家族は、本人のほか、両親、妻、子供二人

1. 当日の状況

- ・被災時、両親は自宅、娘も自宅で野菜出荷の準備中。私は、店の蕎麦打ち小屋で蕎麦打ちをしていた。息子は、蕎麦打ちの交代待ちで椅子の上で寝ていた。妻は、店の前で車から降りたところであった。すごい音がして外に飛び出した。息子は、椅子から弾き飛ばされた。両親と娘は、自宅で柱にしがみついていた。
- ・被災直後、自宅に行けなかったが、娘が両親を連れて店に来た。

2. 被災直後から避難所生活の間、生活事業再建に向けて取り組んだこと

- ・自宅は、全壊で取り壊し、7月下旬に避難所から仮設に移った。
- ・店は、ガラスもなく、戸も曲がっていたり倒れたりしていて取り壊すしかない状況。
- ・2週間ぐらいして一時帰宅が可能となったが、マイクロバスで集合場所まで行って15分ぐらい歩いて帰宅するが、集合時間が1時間後なので30分ぐらいしか居られない。片付けまではできなかった。
- ・私は、以前サラリーマンだったが、娘が就農することになり、5年前に花山に戻ってきた。
- ・店は、昨年6月以降、業者に依頼して修理した。
- ・昨年10月26日に仮設住宅を出た。民家の避難解除は普通5月頃だが、8月になった。自宅の場所は危険ではないが、裏山の一部が崩落し、隣家で死者が出たからだろう。
- ・店も同様に昨年8月1日に避難解除になり、店を先に修理した。8月上旬から営業を再開することができた。客が心配で、ゲートまで送迎していた。1日10人ぐらい来た。仕入れ原価とトントンの状態で、集客はメディアによる情報によるもののみである。
- ・最初は、山に働きに行っていたが、古川の持ち家を仮店舗として営業を始めた。通常は、設備等の条件があり許可にならないのだが、仮店舗として本年2月末まで営業が許可されている。
- ・両親が古くからの知人の多い花山を離れたがらないので、娘と両親は、3人用の仮設住宅に入居し、夫婦と息子は、古川の家に住むことになった。本当は6人で仮設住宅に入りたかった。

3. 復旧へ向け導入した助成などの支援

- ・被災者生活支援金については、市に減損届を提出した時に 100 万円、工事契約書を提出して 200 万円交付された。
- ・義援金は、仮設住宅にいた時に、市から 150 万円貰った。また、県から 300 万円を家に対して交付された。
- ・初めは一部損壊の判定であったが、後日、再検査で全部損壊となった。
- ・生活費の義援金は 1 軒当たり 30 万円、家族 1 人当たり 40 万円であり、合計額は約 350 万円であった。
- ・事業所再建の補助はなかったが、店に対して、市から商工会を通じて、義援金 50 万円、什器などの被害に対して 30 万円が交付された。

4. 支援や助成で使いやすかったこと、使いにくかったこと

- ・助成金は難しいことはなかった。市が内容を把握していたのでスムーズに受給できた。
- ・家を建てる時は大変だった。規模を縮小して家 1,600 万円、物置 300 万円。合計 1,900 万円のうち 600 万円は農協の融資を受けた。現状では収入がなく、貸すことはできないと言われた。花山に来る前に住んでいて空家になっていた家を担保にすることで交渉したが、担保にする家の価値が小さすぎるとのことで断られたものの、1 週間ぐらゐの交渉の結果、結局無担保で融資が受けられた。

5. 現在の復旧・復興の状況

- ・店は 30 万円で直すこともできたが、蕎麦打ちの部屋が奥にあり、避難するのに 3 つの扉を通らねばならなかったのが、避難経路確保のため場所を移した費用がかかった。
- ・その後、10 月は 1,300~1,400 人ぐらゐ来客。10 月にゲートが開いた時に見舞いに来てくれた客は同じぐらゐ。古川で再開した時は見舞客が多かったが、今は 1/3 ぐらゐ。
- ・花山の 4 箇所の温泉のゲートが開いていない。今年 10 月に秋田までのルートが開通するが、その後でないと客の回復は分からない。期待している。
- ・今年も冬は古川で仮営業している。昨年 12 月 1 日~本年 2 月 28 日まで。特別許可なので今年だけである。仮設住宅なので、県税は免除されている。古川は、店舗兼住宅。
- ・自宅の借入金 600 万円は、10 年返済。
- ・蕎麦だけでなく、リンゴ、きのこ、野菜の注文販売をしている。リンゴは一時心配したが、大体助かって 100 本ぐらゐ。
- ・農地は、今 4 反歩強。きのこ（マイタケ）が大きくなっているが、例年通りの作柄ではない。
- ・昨年からは菌の仕込みがあまりできていない。古川で店をやっているため作業ができず、1/3 ぐらゐしかできていない。来年 1 月からでないと元に戻せない。

生活再建・事業再建等に関するヒアリングの結果

- ・リンゴは、娘1人の作業でも大丈夫。
- ・きのこ目当ての客もいるが、平年は1.2kgの箱が300～400ケースできていたが、今年は50ケースぐらい。
- ・マイタケの床は、現時点で3反歩。今年工事が入ったので4反歩増える。
- ・ハウスでナメコ、ヒラタケの菌床栽培もやっていた。
- ・復興の金が入らず、独断で進めた。金を待っていては間に合わなかった。だから直接やってよかった。

6. 生活（事業）再建の感想

- ・再建の過程で家族がバラバラに住むことになり、生活再建は少ししんどいと感じている。

7. 今後の展望

- ・なし

8. その他

- ・相談は、花山現地災対本部が対応し、駄目な時は花山支所に掛け合った。
- ・栗原市は、築館に災対本部があるが、花山現地災対本部とはつながっていない。築館の災対本部には、現地の状況を見て欲しかった。

○. ヒアリング対象者：P氏（飲食店経営）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日（月）11：00～12：00

○場所：栗原市内

○対象者について：本人62歳 妻60歳

○被害状況：店舗兼自宅が一部損壊、人的被害：妻が逃げる時に負傷

1. 当日の状況

- ・店は、土日営業。被災した平成20年6月14日（土）は、営業準備中。私は蕎麦打ち中であり、妻も準備作業中であった。蕎麦を打ち終って包丁に手を伸ばした時に被災した。打ち終わった蕎麦が部屋の隅まで飛んでいった。

2. 被災直後から避難所生活の間、生活事業再建に向けて取り組んだこと

- ・隣家が崩れて3人が亡くなった。当日は、広場に出て車の中で一晩過ごした。翌日15日に避難した。
- ・その後、避難所が平成20年7月1日に廃止され、7月24日に賃貸住宅（仮設等）へ入居した。
- ・初めは市のマイクロバスで現地へ行った。集合場所から歩いて自宅に行ったが、片付け程度しかできなかった。私は集合場所から近かったが、2kmも歩く人がいた。しばらくして、車も入れるようになった。
- ・窓が飛んでいて、冬を越すのにブルーシートをかけた。雪の前に業者に頼み、窓を入れた。
- ・避難解除が昨年5月20日。それから業者を入れて3か月ぐらいで店と住宅を同時に直した。昨年7月末に住宅の修理が完了。8月末に店の修理が完了。
- ・一般車両が入れるようになった。ゲートから100mぐらいのところに店があるので見物がてら来る客があった。
- ・農業もやっているが、自家消費程度。畑は1年間放っておいたので駄目になった。まだ全部は戻っていない。今年は、耕作が半分もいかない。

3. 復旧へ向け導入した助成などの支援

- ・受給したのは義援金のみ。住宅は一部損壊で合計30万円（1、2回目は5万円。3回目は20万円）貰った。
- ・戻ってから、小規模事業所長期休業で60万円、長期避難として1戸当たり80万円の助成金が出た。妻がアルバイトをしていたので、離職者支援金として50万円が交付された。
- ・避難所にいる時に申請書が送られたので、その後、申請を行った。
- ・義援金のメニューと受給資格が公表されていない。配分は、市が情報を得て判断して

申請書を送ってくる。送付されない人は、なぜ該当しないのか分からず、疑心暗鬼になり、避難時の結束が崩れた。

- ・義援金にはいろいろなメニューがあるが、被災者生活再建では一部損壊の金額が少ない。1%の違いで金額が明らかに違う。被害は見かけとは違うのだが、これは仕方がないかとも思う。
- ・問題は義援金の方もそれに引っ張られた感じがあること。一部損壊はなしという点は訴えたい。
- ・住宅は、新築の時に義援金が最大100万円出るようになった。修繕の場合、最大100万円で1/2給付。領収書を持って請求。私は、135万円の工事費用で65万円の給付を受けた。
- ・自宅の一部損壊の程度は、10%ぐらいだったと思う。
- ・自前で再建できる人はいい。
- ・役所は大変とは思いますが、裁量で出来る部分はあると思う。り災証明を発行する時に甘くするとか方法があると思う。

4. 支援や助成で使いやすかったこと、使いにくかったこと

- ・現在、店を始めたが、店の什器に対する支援がないことが大きい。食器、冷蔵庫を取り換えた。その支援があってもいいと思う。
- ・家財は申告補助対象で税金控除になるが、元々税金を払っていないので効果なし。
- ・小屋や蔵に対して補助がない。
- ・支援72項目の手引があるが、適用できたのは1項目のみだった。
- ・水道料金の3か月免除はあったが、税関係も半壊以上のみが対象だった。対象になるのは150戸ぐらいで、それ以外の1,500戸は該当しないと思う。

5. 現在の復旧・復興の状況

- ・事業再開に費用がかかっているため、今年中にマイナスを取り戻せるか分からない。利益が出せるのは数年先だろう。

6. 生活（事業）再建の感想

- ・奥の区の32戸のうち、戻るのは9戸のみ。残った人たちで何とかしなくてはならないと思う。これからどうするかが大きい。集会所周りの清掃など共同作業の負担がある。
- ・国道は一本道なので除雪してもらえるが、家の前の除雪が大変である。一晩置くと凍ってしまう。市が除雪車を貸し出しているが、これを軽トラで移動するのが大変である。
- ・戸数が減って大変なのは集落内の役を引き受けなければならないこと。誰でも何か役を引き受けなければならない。

7. 今後の展望

- ・なし

8. その他

- ・行政への希望だが、あてはまらないという時のものの言い方が悪い。相談窓口が栗原市に出来たが、相談に行っても蹴られるだけだから、相談に行った人はもう行かないと言っている。他にあるかもしれないと探してくれるとか、何か対応があるだろう。
- ・住民は、地震の被害を受けている。花山支所の人には権限がない。ここに本部を置くか、現地に担当者を置くかすべき。ここでは判断できないと言われるのでは役に立たない。
- ・市の復興計画を作るのに私も加わった。復興住宅（市営賃貸）を作ること、集落支援員制度を活用することの2点を取り入れてもらった。
- ・4回の会議の最後に支援法改正の申し入れを国に行うよう、住民と市に対して呼びかけたが、市は既にやっていると応じてくれなかった。

P. ヒアリング対象者：Q氏（無職）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日(月)10:00~11:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅が大規模半壊

1. 被災時の状況について

- ・家族3人。3人とも自宅に居た。
- ・妻と母親が自室、私は居間に居た。茶箆筥が倒れてきた。障子が一枚はずれて、飛んできた。縁側のサッシがはずれて庭に飛んで行った。
- ・立ち上がることもできなかった。潰れるのを待つしかないという心境であった。
- ・建物が傾き、飛び出した妻と母親が居間を越して、玄関まですべっていった。
- ・宮城県沖地震かと思った。電気や一般電話は切れて、携帯も繋がらない。(携帯の中継基地は近くにあったものの、電源がないと動かないので、電気が切れた結果、携帯も機能しなくなった。)
- ・隣人も道路に出てきた。一人で、上流部に歩いて行って、そこで大規模崩落の現場を見て大変な状況になっていることが分かった。
- ・地震発生してから、2時間経過して、車のラジオを通じて事の重大さが分かった。

2. 被災直後の対応について

- ・温湯（ぬるゆ）山荘（市営の宿泊施設）の人が来て、お客さんが歩いてくるので、車で行けるところまで、送って欲しいとの希望があり、何十人の人を松野原まで（約4、5km）をピストン輸送した。お客さんは、そこから自力で山を越え、帰っていった。この時点で孤立していることが分かった。
- ・食料はあるので、とりあえず救援隊が来るのを待とうと考えた。
- ・その日の午後7時頃、消防団の人が、水と食料を背負って来てくれた。
- ・自宅の倒壊が心配だったので、3人で2台の車に分乗して寝た。
- ・翌日は、自宅のトイレへ行く通路を確保して、何とか使えるようにした。片付けも始めた。
- ・その後、12時半ごろ、警察官と消防員が来て、避難準備をしてくれという指示を受けた。そして、午後4時頃に、ヘリコプターで避難所に移った。

3. 避難所生活について

- ・1か月間の避難所生活となった。その後、仮設住宅に移った。
- ・雑魚寝状況、回りも騒がしく、明るいこともあって、眠れなかった（1週間程度）。
- ・コミュニティセンターの避難所（2階建て）の2階に30人前後居た。
- ・医者が頻繁に巡回してくれた。自衛隊の医者は24時間居てくれたので、安心だった。

- ・ボランティアの支援も助かった。自衛隊のサポートは本当に助かった。
- ・対策本部の許可があった日時に限定して、自宅へ様子を見に行くことがあった。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

①生活の状況

- ・これからどうしようか。生活の不安はあったが、民謡大会、お笑いの会などのイベントで、心を癒すことができた。

②自宅の復旧について

- ・自宅を修復して戻るべきか、別な場所に新築すべきか、悩んだ。解体の経費も大きい。
- ・結局、自宅を修復するには新築以上の費用がかかりそうなこと、また、災害の危険も心配なことから、約1年後、新築することに決めた。場所探しをして、1、2か月で同じ花山に残ることにして、場所を決めた。平成21年12月28日に仮入居を果たした。

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

①支援について

- ・り災の程度に応じた現金の配分があり、親戚等の応援も含めると1,000万円近くいただいた。10回ぐらいに分かれて貰った。
- ・全国の人たちからの物資は役立った。特に、山古志からの米は大変役立った。

②支援策の要望について

- ・1か月経って、復興の会が立ち上がった。要望をまとめる組織が出来た。窓口が一本化されたことは大きく、その後、スムーズに行政と話をすることができた。

6. 課題

①支援に関して

- ・支援が段階的に、なし崩し的に出てきたので、早い段階でどの程度の支援があるかについて情報があれば、生活再建の判断はしやすい。
- ・り災のランク付けへの不満が大きかった。不平不満が非常に大きかった。4段階の評価ではあまりに大雑把ではないか。その不満のために、地域の和が崩れるのは問題である。

②行政に対して

- ・10町村の合併でできた栗原市なので、職員が違う地域から集まっており、花山村であった職員とそれ以外の職員では対応が大変違って、温度差があった。
- ・役所は住民から距離があり、職員が家庭訪問するぐらいのことをやっても良いのではないか。住民の細かいことまで聞くことができる。

Q. ヒアリング対象者：R氏（旅館経営）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日(月)10:00~11:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅が一部損壊 旅館全壊、被害額：約6,000万円、人的被害：なし

1. 被災時の状況について

①被害の状況

- ・私は、フロントに居た。ロビーでは、客一人がコーヒーを飲み、3人が釣りの準備をしていた。駐車場には湯治客が一人で車の中で待っていた。突然ドンという音で建物が激しく揺れた。物が全て動き回った感じ。お客と従業員（5人）は、けががなかった。

2. 被災直後の対応について

- ・当日の午後、急ぐという客1人がヘリで下山。それ以外は残り一晩過ごした。平成20年6月15日に突然避難指示が出て、30分で準備して客とヘリに乗った。花山ダムに下りて、その後足がないので、通りかかった役所の知り合いの軽トラを借り、客をくりこま高原まで送った。
- ・一時帰宅はヘリだったため、中止になることが多く、なかなか片付け作業ができなかった。平成20年6月末にやっと車を出すことができた。5本の温泉が止まる。協同栓も止まった。

3. 避難所生活について

- ・1か月程度で避難所を出た。

4. 仮設住宅での生活期間での状況について（なし）

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

①支援策について

- ・支援金なし。ゴミも事業ゴミ扱い。り災証明なし。被災証明のみ。
- ・義援金の観光宿泊施設等休業見舞金で1,000万円ほどになった。その他事業所の休業補償として、80万円を3回、従業員の休業補償として50万円/人出してもらったが、営業再開の目途が立たなかったため、その後、従業員を解雇せざるを得なくなった。

②支援や助成で使いやすかったこと、使いにくかったこと

- ・事業に関するものはないので、使えるものがない。

③現在の復旧・復興の状況

- ・維持費などで営業しないまま、1,500万円かかった。旧館と本館のうち、3部屋を使えるようにして最低限の状況にして再開した。
- ・道路は1月開通予定だったが、4月に延期された。温湯山荘の共同井戸を再掘削して

配湯してくれることになったので、利用する予定である。

6. 課題

- ・解体及び処分費用は出して欲しかった。

R. ヒアリング対象者：S氏（イワナ養殖、販売、商店経営）（住所：栗原市花山）

○日時：平成22年1月25日(月)10:00~11:00

○場所：栗原市内

○被害状況：自宅：一部損壊（自宅兼店舗）、自宅兼商店：一部壊、養殖場：亀裂入り一部水抜け（被害額：約2,000万円）、人的被害：なし（4人世帯）

1. 被災時の状況について

- ・温湯山荘にイワナの配達を終えて、コーヒーを飲んで休憩したところ、ドンという縦の衝撃で、突然コーヒーカップが飛び、窓のガラスが割れて飛んできた。戸や襖ははずれたが、家具は倒れなかった。ちょうど孫がいたものの、からくも人的な被害はなかった。

2. 被災直後の対応について

- ・携帯電話と固定電話とも不通で、直接近所と安否の確認を相互に行った。
- ・下（花山湖方面）へも上（上流）へも、崖崩れで行けないので、徒歩でイワナ養魚場に行った。池は湧き水利用のため濁っていて、池の中が見えなかった。数百匹が池から飛び出され、ひからびていた（池は3.6m×19mほどのものが15池あり、全体で10万匹はいるので被害は僅少）。
- ・平成20年6月15日に突然ヘリが来て、避難所の石楠花センターに入り、7月に仮設住宅に入居した。平成21年8月1日までは、月2回ほどバスで時間制限付きで戻ったが、雨が降れば崩壊箇所が危険ということで中止になることがしばしばでイワナの面倒がみられずきつかった。

3. 避難所生活について

- ・なし

4. 仮設住宅での生活期間での状況について

- ・なし

5. 復興・復興に関する支援策活用の状況

①支援策の活用の状況

- ・内水面漁業の1/3支援があったが、持病もあり、これから借金はしたくないので受けなかった。平成21年9月に一旦廃業した。再開の打診があったり、知人から稚魚の提供を受けられるというメドもあり、また、温湯山荘も再開して納品の打診があったりしたので、少しずつ再開することにして現在に至っている。

②支援や助成で使いやすかったこと、使いにくかったこと

- ・復興費の2/3に自己資金をかける自信がない。孵化はせず、友人から稚魚を譲り受けて事業に取り組むことを考えている。

③現在の復旧・復興の状況

- ・建物はできるだけ節約して修復し、義援金で8割ほどになるように費用を工夫して再開した。池は手作業で亀裂を塞いだ状態で使っている。

④生活（事業）再建の感想

- ・借金をしてまで事業をしたくはないので、負担分があるものについては使える気にならなかった。
- ・再開しても、景気も悪くなって今まで通り旅館が買ってくれるか見えないので、様子を見ている。餌の価格も上下しているが、売値は変えたくない。
- ・平成21年8月1日の道路開通で一瞬人が来てくれて、直売所は一瞬売り上げがあったが、すぐ売れなくなった。震災前の1割ほどである。今年うまくいっても6割ではないかとみている。

⑤今後の展望

- ・かつて紅葉シーズンの時に2,000匹を焼いて冷凍してストックしたこともあるが、そのようなことは今後期待できない。
- ・体のこともあるので、様子を見ながらじっくりやっていきたい。

5. 課題

- ・なし

V. 復旧・復興対策の分析

1. フォローアップ調査の視点

平成20年岩手・宮城内陸地震フォローアップ調査において、関係地方公共団体及び被災者等へのヒアリング及び現地調査を整理・分析するに当たって、有識者意見交換会の指摘を踏まえ、以下の視点を設定した。

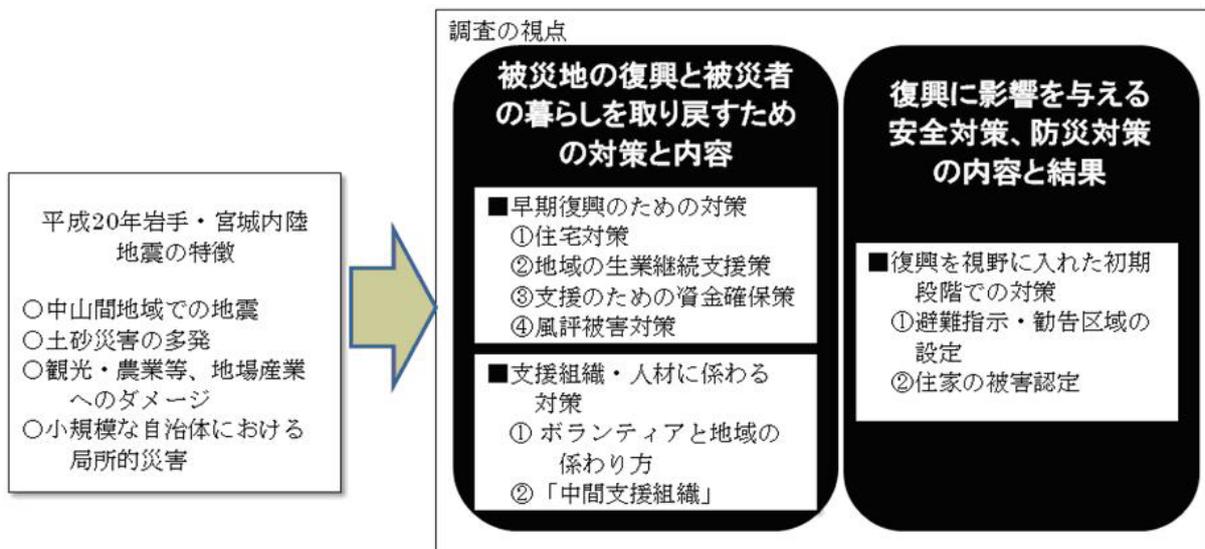


図 調査の視点

(1) 被災地の復興と被災者の暮らしを取り戻すための対策と内容

平成20年岩手・宮城内陸地震の震源が、切迫性が指摘されている宮城県沖地震とは異なり、内陸の中山間地域であったため、荒砥沢ダム上流の大規模な山林崩壊等、山間部の土砂被害が中心であり、震源付近の道路が各所で寸断されることとなった。

震源周辺の地域は温泉地などの観光産業や農林水産業が産業の柱となっていることもあり、地域経済や被災者に大きな影響を与えた。こうした地域特性を踏まえつつ、被災地の復興と被災者の暮らしを取り戻すために実施された対策の内容とその結果について、発災後1年6か月後の時点での状況について、以下の視点から整理・分析した。

- 早期復旧のための対策
 - ① 住宅対策
 - ② 地域の生業継続支援策
 - ③ 支援のための資金確保策
 - ④ 風評被害対策

■支援組織・人材に係わる対策

- ①ボランティアと地域の係わり方
- ②中間支援組織

(2) 復興に影響を与える安全対策、防災対策の内容と結果

平成 20 年岩手・宮城内陸地震は、新潟県中越地震のケースと同様に、各所に発生した土砂災害によって道路が寸断され、集落が孤立することとなった。このため、被災住民は避難後、避難指示・勧告区域に設定された地域にある住まいに自由に戻ることができない状態となった。

こうした、中山間地域特有の状況を踏まえ、復興に影響を与える安全対策、防災対策を以下の視点から整理・分析した。

■復興を視野に入れた初期段階の対策

- ①避難指示・勧告区域の設定
- ②住家の被害認定

2. 対応施策の分析

(1) 早期復興のための対策について

1) 住宅対策

①行政等による主な対応策

- ・宮城県は、栗原市において、花山地区 43 戸、栗駒地区 20 戸、一迫地区 2 戸（合計 65 戸）の応急仮設住宅を建設した。そのうち、花山地区、栗駒地区では、コミュニティ形成支援の観点から、談話室が各一棟建設された。また、岩手県は、奥州市において、下鹿合地区 4 戸、石生地区 4 戸（合計 8 戸）の応急仮設住宅を建設した。
- ・岩手県及び宮城県ともに、社会福祉協議会等を通じ、応急仮設住宅に関する相談等、避難所から応急仮設住宅入居までの支援、入居後のコミュニティ支援を実施した。
- ・宮城県は、全戸とも寒冷地・積雪地仕様で、強風対策として玄関脇の袖壁又は風除室を設置しており、家族の身体状況等を踏まえ、希望する世帯は高齢者仕様としたほか、被災者間のコミュニケーションが維持できるよう従前の居住集落に近い場所に建設した。さらに、高齢者、障がい者及び乳幼児がいる世帯から優先的に入居を決定した。（『平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて』宮城県、平成 21 年 12 月による）

表 平成 20 年岩手・宮城内陸地震における応急仮設住宅建設状況

| | 地区 | 第 1 次 | 第 2 次 | 第 3 次 | 計 | 世帯 | 人 |
|------------|-----|-------|-------|-------|----|----|-----|
| 岩手県 奥州市 | 下鹿合 | | | | 4 | 4 | 9 |
| | 石生 | | | | 4 | 4 | 17 |
| | 計 | | | | 8 | 8 | 26 |
| 宮城県 栗原市 | 花山 | 4 | 23 | 16 | 43 | 42 | 112 |
| | 一迫 | - | 2 | - | 2 | 2 | 9 |
| | 栗駒 | 6 | 12 | 2 | 20 | 17 | 42 |
| | 計 | 10 | 37 | 18 | 65 | 61 | 163 |
| 総 計 | | | | | 73 | 69 | 189 |

※第 3 次 18 戸（計 65 戸）の内、2 戸は談話室（花山地区、栗駒地区）

出典：平成 20 年岩手・宮城内陸地震の被害の状況（岩手県総務部総合防災室）

平成 20 年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて（宮城県、平成 21 年 12 月）

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『（応急仮設住宅では）これからどうしようか。生活不安はあったが、民謡大会、お笑いの会などのイベントで、心を癒すことができた。』（ヒアリング概要 P）等、応急仮設住宅に対する不満は少なく、行政の対応を評価する声が大きかった。
- ・『平成 22 年 7 月には、応急仮設住宅を出ていかななくてはならない。しかし、認知

症の症状が進んだ母親を抱え、生活費を確保するために必死で働かなくてはならない状況で、民間のアパートを借りる余裕はない。しかし、自宅に戻っても、特に、山にある自宅へのデイケアの送迎は、10kmを超えると有料になり活用が困難で、デイケアサービスも受けられない状況である。』（ヒアリング概要J）等、高齢者世帯での住宅対策に関する切実な要望があった。

③被災者の現状等から見た課題

- ・過疎化と高齢化の進む中山間地域において、『地域としての存続を考えた場合、高齢者世帯の暮らしの再建に対する支援が不可欠であり、それはできるだけ元の形を復元することが望ましいが、それと同時に地域の将来を担う世代の存在は不可欠であり、これらの世代が被災後も当該地域にとどまるためには、そこで将来に向かっての新たな展望を描くことができる必要がある。』（新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査、平成20年3月、内閣府）と同様の課題があるものと考えられる。
- ・したがって、新潟県中越地震のケースと同様に、地域の復興に向けて、高齢者世帯の住宅へのきめ細かな支援とともに、地域の将来を担う次世代が生活を続けていけるような配慮が重要と考えられる。

2) 地域の生業継続支援策

①行政等による主な対応策

- ・宮城県は、相談窓口設置、中小企業者への低利融資や利子補給、種苗等の廉価引渡し、特産品開発支援など（県の経営安定資金・災害復旧対策資金、農林水産関係事業等による）を実施中である。
- ・また、栗原市では、栗原市震災復興計画を策定し、交流型観光に向けた地域資源調査・地域リーダー研修、被災地域の一部保存・ジオパークとしての活用等を進めている。



荒砥沢ダムの大崩落の現場（出典：栗原市震災復興計画）

- ・岩手県は、相談窓口設置等の中小企業支援策に加えて、全県あげて『がんばろう！岩手』運動を実施するとともに、集落ごとの「農業アクションプログラム」の策定と実践支援、アグリビジネス等の立ち上げなどソフト活動への支援策を実施している。（下表参照）

表 地域の生業継続支援策

| | |
|-----|---|
| 栗原市 | 復興計画（“生業・地域産業の再生・復興”＝被災農家への生業再建等の支援、特産品の情報発信、特産品開発） |
| 奥州市 | <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物風評被害対策事業として、被災地で生産された農畜産物の消費拡大及び安全・安心 PR 活動等の実施 ・被災地域での「がんばろう奥州園芸産地力強化運動」の支援 ・菌床しいたけ・りんどう農家、養殖イワナ魚家への被災見舞 |
| 大崎市 | ・道路水道等インフラ復興 |
| 宮城県 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を中心とするチームで県内土砂災害危険箇所総点検。さらに被災地の避難解除に向け国の研究機関による調査実施、対策工事を進めている。 ・農林水産業への支援（種苗等の廉価引渡し、養殖施設等への資金低利融資、林道等復旧工事着手など） ・相談窓口設置、中小企業者への低利融資・利子補給等実施（県の経営安定資金・災害復旧対策資金、中小企業金融対策資金による）、個人事業税の減免措置（経済商工観光部） |
| 岩手県 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県とほぼ同様の施策実施 ・震災復興人材育成（農業・土木施設等の復旧工事を通じて職員への技術研修、及び小中高生・一般住民を対象とした現場見学会実施（＝防災意識啓発、自主防災を担う人材育成）） ・『がんばろう！岩手』運動の実施（予備費の活用や補正予算による復旧・復興関連予算を「がんばろう！岩手」予算と位置づけ、各種事業を実施。 ・集落ごとの「農業振興アクションプログラム」の策定と実践支援（りんどうの規模拡大のための土力向上（奥州市）、高齢者でもできる山菜等特用作物の導入（一関市等） ・がんばろう岩手新産地づくり緊急支援事業（県単）による「農業復興アクションプログラム」の実践支援（アグリビジネス等立ち上げなどソフト活動への支援等） |

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『被災後、山古志へ視察に行ったが、中越地震より支援金の種類が増えていることが分かった。戸数の差も義援金の種類が増えた理由かもしれない。このため商店には利子補給も出た。被災規模が小さかったことが理由と思うが、結果的に中越地震の被災者よりは支援面で有利であったと考える。』（ヒアリング概要L）、『半壊以下は被災者生活再建支援法に基づく支援金が出ないので、義援金配分委員会に要望し、半壊及び一部損壊にも修繕金を配分していただくようにした。』（ヒアリング概要E）等、被災者のニーズに応じた支援施策の充実化については、被災者の評価が見られる。

- ・一方で、『宿泊していただくためには、1,600～2,000万円かかる。義援金は備品や宅地の亀裂修復などには使えないので、枠を広げることができないか。個人の復興が地域の復興であるので、個人の復興はポイント。被災の状況は人それぞれなので、できるだけ個々の実情にあった柔軟な支援をお願いしたい。』（ヒアリング概要E）、『温泉旅館を維持するには、営業をしていなくても月25万円の維持費が必要となる。この維持費をどう捻出するかが課題である。このため、国民生活金融公庫の融資を活用し、利子補給を受けようと考えたが、平成21年9月一杯で締め切られており、制度を活用できていない。被災した現場での営業活動の再開は、被災の状況は置かれた条件が異なるので、時期を区切らず、柔軟に活用できるようにして欲しい。』（ヒアリング概要M）等、民宿経営者や農家側では、早期の生業への復帰の途をつけるための支援対象の拡大や支援の柔軟化への期待も見られた。

③被災者の現状等から見た課題

- ・県、市が協力して実施した、被災者のニーズに応えたきめ細かい支援策については高く評価されている。
- ・一方、中山間地域における地震災害特有の避難期間の長期化について、その実情を踏まえ、支援策の支援時期、支援対象の柔軟化・拡充等、被災者の潜在的なニーズに応える柔軟な支援を求める声が多い。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・生業の継続ができるよう、通行禁止区域を迂回、アクセスする道路整備の実施等、復旧事業の工夫をする。
- ・被災地を観光資源にする。
- ・自立型経営の多い地域での被災に対して、生業支援に関わる保険を創出し、民間による被災復興事業の後押しをする。

3) 支援のための資金確保策

①行政等による主な対応策

- ・栗原市、奥州市、大崎市とも原資が少ないことなどから復興基金は作らず、県の交付金＋市の対策費＋義援金の形で、必要な費目に分配された。(下表参照)
- ・県及び各市の災害義援金の配分に関しては、3市とも、被災住民等の意見を踏まえ、行政・地区の区長・地元新聞社関係者・県担当者等で構成される「災害義援金配分委員会」に諮った上、市議会や被災住民の意見を基にきめ細かく義援金の配分が行われた。(次頁表参照)
- ・義援金の性格上、当初の段階では資金規模の見通しが見つからないことから、栗原市では3段階に分けて義援金の支払いが行われている。(次頁表参照)

表 栗原市における災害義援金配分対象

| 名称 | 支給概要 |
|---------------------|---|
| 被災世帯見舞金 | 応急仮設住宅入居世帯及び避難指示・勧告対象世帯 |
| 死者・行方不明者見舞金 | 災害が原因で死亡・行方不明となった者 |
| 重傷者見舞金 | 災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受ける必要のある者 |
| 住家被害見舞金 | 全壊 |
| | 大規模半壊 |
| | 半壊 |
| 一部破損世帯見舞金 | り災証明書において「一部破損」と判定された世帯への見舞金の支給 |
| 宅地被害見舞金 | 地震により宅地(のり面・擁壁・宅盤・宅内排水路)に中被害以上の被害を受けた宅地所有者に対し、見舞金を支給する |
| 宅地背後地被害見舞金 | 地震により宅地の背後地にある裏山等に、A, B判定の被害を受けた所有者に対して、修復等を行う場合見舞金を支給する |
| 長期避難世帯等見舞金 | 岩手・宮城内陸地震による避難指示、避難勧告等の事情により、被災前まで居住していた住家から、仮設住宅や賃貸住宅等へ避難し、その期間が2ヶ月以上となる世帯に対する見舞金の支給 |
| 高齢者非課税世帯見舞金 | り災証明書において「一部破損」以上と判定された世帯の内、高齢者世帯(一人暮らし含む)であり、なおかつ住民税が非課税である世帯に対する見舞金の支給 |
| 離職者見舞金 | 震災の被害により、失業した世帯への見舞金の支給 |
| 被災自動車見舞金 | 被災により廃車を余儀なくされた方、又は長期間にわたり被災地に放置を余儀なくされた方への見舞金の支給 |
| 観光宿泊施設等休業見舞金 | 栗駒・花山地区において、被災により長期間にわたり休業が余儀なくされた栗原市内の観光宿泊施設等(商店・飲食店も含む)へ見舞金を支給する |
| 小規模事業所被災見舞金 | 栗原市に事業所を有し従業員が20人未満で、施設及び製品等の被害が30万円以上の災害被害を受けた小規模事業者へ見舞金を支給する |
| 観光宿泊施設納入業者見舞金 | 被災した観光・宿泊施設が休業したため、食材や物品などの納入が著しく減少した、栗原市内の事業者へ見舞金を支給する |
| 観光施設被災見舞金 | 震災前に営業を行っており、被災により、廃業になると地域の観光産業に著しい影響がある栗原市内の観光宿泊施設に見舞金を支給する |
| 風評被害対策支援金 | 地震により、ホテル・旅館のキャンセルなど風評被害を受けた地域の観光産業の復興活動を行う団体等への支援金を支給する |
| 集落共用施設等維持管理見舞金 | 地震により避難所となった施設を管理する団体及び避難指示等により集落共用施設が利用できなくなった団体への見舞金を支給する |
| 社会福祉協議会ボランティア活動等支援金 | 被災者支援のために活動した(している)社会福祉協議会への支援金を支給する |
| 非住家被害見舞金 | 岩手・宮城内陸地震により非住家(納屋、作業場等)が被災し、調査した結果非住家が「半壊」以上と判定された世帯に対する見舞金を支給する |
| 生活再建支援金 | 長期避難世帯で避難指示・勧告解除後に住宅に戻る世帯に対する支援金を支給する |
| 集落再生住宅再建支援金 | 長期避難世帯のうち、住家がり災証明において一部破損以上の被害を受け、当該地域内に新築・修繕を行う世帯に対する支援金の支給 |

出典：栗原市資料

*上記以外に社会福祉協議会事務費を支出している

表 奥州市災害義援金配分委員会の構成

(任期：平成20年8月25日～義援金配分完了日)

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|---------|----------------------|-----|
| 岩井 憲 男 | 奥州市副市長 | 会 長 |
| 中 田 英 彦 | 社会福祉法人奥州市社会福祉協議会常務理事 | |
| 安 彦 公 一 | 株式会社胆江日日新聞社取締役編集長 | |
| 宮 澤 正 人 | 岩手県南広域振興局保健福祉環境部長 | |
| 桜 田 昭 史 | 胆沢区長 | |
| 浦 川 福 一 | 衣川区長 | |
| 黒 沢 公 男 | 胆沢区行政区長協議会理事 | |
| 塚 本 康 雄 | 衣川区行政区長協議会理事 | |
| 井 上 馨 | 奥州市総務部長 | |
| 菅 原 英 記 | 奥州市市民環境部長 | |
| 井 内 努 | 奥州市健康福祉部長 | |

出典：平成20年岩手・宮城内陸地震震災誌（奥州市、平成21年6月）

表 栗原市・宮城県(栗原市分)災害義援金受払い状況

| | 義援金受入額 | 支払額 | | | | 差引残高 |
|--------|---------------|-------------|-------------|-------------|---------------|------------|
| | | 第1次 | 第2次 | 第3次 | 合計 | |
| 栗原市義援金 | 269,222,773 | 129,075,000 | 44,100,000 | 28,984,244 | 202,159,244 | 67,063,529 |
| 宮城県義援金 | 1,118,342,756 | 785,784,000 | 232,793,000 | 99,765,756 | 1,118,342,756 | 0 |
| 合 計 | 1,387,565,529 | 914,859,000 | 276,893,000 | 128,750,000 | 1,320,502,000 | 67,063,529 |

※栗原市義援金の受入額は平成21年11月26日現在

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『支援が段階的に、なし崩し的に出てきたので、早い段階でどの程度の支援があるか情報があれば、生活再建の判断はしやすい。』（ヒアリング概要P）と、義援金等の分配やその他の支援策について、段階的、かつ小分けで出てくるため、生活再建の目途が立てにくいことが指摘されている。
- ・義援金の配分については、その趣旨が十分に理解されておらず、配分のあり方に問題を感じている被災者も見られる。

③被災者の現状等から見た課題

- ・早期の生活再建に向けて、支援策の方針や内容（義援金の配分を含む）を、被災者に早期に提示していくことが有効と考えられる。
- ・奥州市では、被害状況や応急対策から復旧・復興支援までの各段階で関わった人々（消防団、社会福祉協議会、町会等）の発言等を、記録集として冊子でまとめており、こうした災害記録の取組みは将来への教訓継承の観点から有効と考えられる。
- ・義援金の配分プロセスやその結果については、誤解を招かないよう、透明性を一層確保していくことが必要と考えられる。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・ 義援金の柔軟な活用
- ・ 義援金の使い方、配分ルールを第三者機関（中間支援組織等）の介在により、住民の納得が得やすい形で決める
（例：集落単位で分配し、各世帯への分配方法は集落内で住民自身が決める等）
- ・ 保険制度や復興基金の活用
- ・ 一時的雇用、支援金付きスキルアップ研修

4) 風評被害対策

①行政等による主な対応策

- ・ 宮城県、岩手県、栗原市、奥州市、大崎市は、関係団体と協力し、ホームページ・メルマガ・政府広報番組・TV・新聞・ラジオ・電車中吊り・フリーペーパー等を使った最新情報の発信、旅行者・交通事業者等への営業情報提供、首都圏等に出向いての広報・誘客キャンペーン活動、政府首脳への旅館女将等訪問など、多様な手段による広報・PR、誘客キャンペーンを実施した。
- ・ 栗駒自然学校や耕英地区の復興支援の一環として、NPO法人エコツーリズムセンターの主催による被災地見学ツアー（「くりこま復興支援ツアー」）が開催されるなどの取組みが見られた。

表 平成20年岩手・宮城内陸地震における2県、3市の風評被害対策

| | |
|-----|---|
| 栗原市 | 復興計画（“観光の復興・情報発信”＝イベント、キャンペーン等の開催） |
| 奥州市 | ・奥州市キャラバン隊派遣事業 （「震度6強 へこたれません」を組織、東京駅等でPR実施） |
| 大崎市 | ・被災地生産の農畜産物の消費拡大及び安全・安心PR活動 etc. ・観光地の風評被害対策 ・行政の会議等での鳴子温泉の使用促進 |
| 宮城県 | ・県内主要宿泊施設営業状況の情報を主要旅行会社、航空会社、JR等に提供 ・主要観光地、宿泊施設に関する情報を県ホームページに掲載 ・「岩手・宮城内陸地震観光関係者会議」設置（主催：東北運輸局・東北観光推進機構・東北6県・観光関連業者） ・首都圏誘客キャラバン実施（岩手県等との連携による） ・緊急誘客キャンペーン実施 ・東北観光推進機構、東北6県旅館女将代表12名が国交省大臣訪問 ・首相訪問（両県の旅館おかみ会代表） |
| 岩手県 | ・情報媒体活用による正確な情報発信 （ホームページによる情報提供、NHKニュース等TV番組でのPR、政府広報番組へのいわておかみ会出演、全国紙・電車中吊り広告・ラジオ広告・フリーペーパー広告） ・イベント・キャラバン等による情報発信 （観光キャンペーン、首都圏等の旅行代理店への訪問、東北観光推進機構との連携に |

| | |
|----|--|
| | よる観光キャンペーン、いわておかみ会の首相訪問と都内キャラバン、「盛岡さんさ踊り」での知事による観光PRパレード、首都圏イベントでの観光 PR等。 ・グリーンツーリズム対策 (県内外観光事業者への説明、いわて交流サポーターズクラブ員等へのメルマガ等によるPR) ・復興PRを兼ねた県産農林水産物の販売促進対策(県内スーパーでの被災地の移動産直実施 etc.) ・中小企業災害復旧資金による低利融資 |
| 民間 | ・くりこま復興支援ツアー(NPO エコツーリズムセンター主催:これまでに計5回開催) ・鳴子温泉のおかみさんによる東京での安全性PR活動 |

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

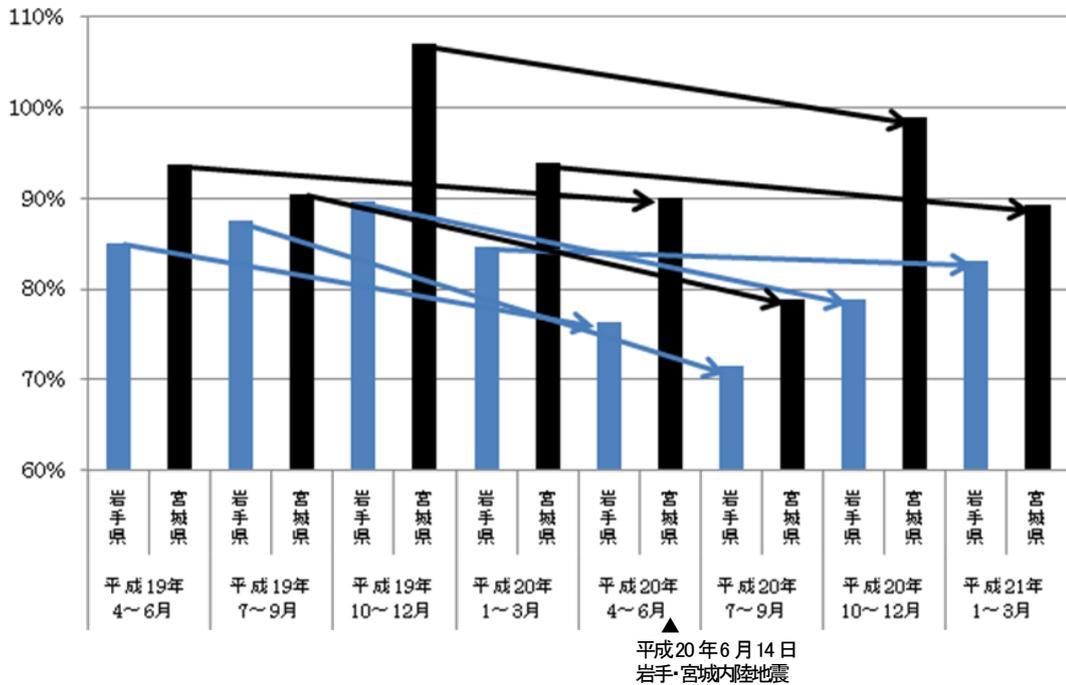
- ・『風評被害はあった。特に、近く魅力的な山があり、登山客（夏は登山、秋は紅葉が目的。）が登山基地としてこの温泉を活用しているが、登山道が崩れたこともあり、マスコミでの災害報道が影響し、集客が2～3割落ちている。』（ヒアリング概要A）、『被害が発生した場所については、マスコミが一斉に報道するが、復旧した個々の事業や場所のPRが十分ではない。風評被害を軽減するためにも、具体的にどこが復旧し、元気になったか、PRをしてほしい。』（ヒアリング概要A）等、早期に風評被害の防止からや被害回復のための対策への期待が見られた。
- ・『風評被害を払拭する意味も含めて道の駅で「復興市（ふっこういち）」を8回開催し、売上回復を図ってきた。復興市は風評被害を払拭することや、農家の支援を目的としていた。第1回目は、被災後の7月第1週に行い、3軒の蕎麦屋さんが参加、3種類の蕎麦をそれぞれ一杯 500 円で提供した。今後、復興感謝市へ移行する企画を検討中である。』（ヒアリング概要L）といった、民間の自発的な取り組みもなされた。

表 5 地区旅館組合連絡協議会による岩手・宮城内陸地震によるキャンセル状況調査結果（平成20年8月21日現在）

| | 6月 | | 7月 | |
|----------|-----|-------|-----|-----|
| | 件数 | 人数 | 件数 | 人数 |
| 鳴子温泉 | 585 | 2,912 | 68 | 342 |
| 東鳴子温泉 | 79 | 448 | 26 | 84 |
| 鬼首温泉 | 68 | 319 | 30 | 96 |
| 中山平東鳴子温泉 | 148 | 617 | 27 | 129 |
| 川渡温泉 | 68 | 202 | 18 | 47 |
| 5地区総合計 | 948 | 4,498 | 169 | 698 |

出典：大崎市資料

図 四半期別に見た観光目的宿泊者数が50%以上の宿泊施設における
 定員稼働率の岩手県及び宮城県と全国の比較*（平成19年4月～平成21年3月）
 *全国を1として計算



データ出典：宿泊旅行調査
 （国土交通省観光庁）

③被災者の現状等から見た課題

- ・首都圏等に出向いての広報・誘客キャンペーン活動等、既存手法を活用して実施することは、地方公共団体等において活発に取り組んでいるものの、比較的被害の少なかった岩手県側が一時的に宮城県側よりも大きく観光宿泊施設の稼働率を落すなど、風評被害の大きな影響を受けている。
- ・支援組織と連携して実施されている「被災地ツアー」のような試みを、地域の早期復興に役立てることが考えられる。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・観光客、支援組織などに対して、鉄道会社等交通機関による運賃割引を行う。
- ・旅行業者と連携し、観光客誘致、被災地でのイベント開催をコーディネートする。
- ・国民運動としての生業復興支援のしくみづくり、応援団づくりを進める。
- ・風評被害から被災地を守るNPOを設立し、機動的に風評対策支援ができるようにする。
- ・被災地観光による早期の観光業復興支援を行う。

(2) 復興を視野に入れた初期段階での対策について

1) 避難指示・勧告区域の設定

①行政等による主な対応策

- ・地域の生活再建・復興のため、被災地の避難指示・勧告解除に向けた土砂崩れ等危険区域の調査実施及び緊急対策工事を実施中であり、また、一時帰宅に対応し、一部で仮設道路建設と地盤変動監視センサー設置、車の通れる通路確保などが行われている。
- ・行楽シーズンなどには一般車両通行規制の緩和を行っている。

表 避難勧告区域における早期復興に向けた工夫

| | |
|-----|---|
| 栗原市 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部道路で通行止め、または一般車両通行止めが続くが、観光対応等での通行を検討 ・被災地の復興ツアーについては、避難勧告区域への立ち入りを認め、柔軟な対応を行った |
| 宮城県 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を中心とするチームで県内土砂災害危険箇所総点検。さらに被災地の避難解除に向け国の研究機関による調査実施、対策工事を進めている。 ・一部で仮設道路建設＋地盤変動監視センサー設置、車の通れる通路確保等を実施(一時帰宅等に対応) |

出典:平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて(宮城県、平成21年12月)

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『避難勧告は全部でなく、安全なところは許可して欲しかった。半年たってやっと復旧にかかれたが、その間、温度管理ができず放置された。』(ヒアリング概要K)、『勧告区域が継続すると、建物の中に人が入れないので、営業再開できないという状況であったが、平成21年3月に、避難解除が23年3月になるという発表が栗原市からあって愕然とした。』(ヒアリング概要M)等、避難指示・勧告区域設定及びその解除のあり方について、被災者、特に観光事業者や農家の生活再建・生業継続への配慮が不足しているという指摘がなされた。

③被災者の現状等から見た課題

- ・被災者ニーズを踏まえ、特に観光を中心とした生業継続に向けて早期の復旧が要請されることから、民間の自助・共助による早期復興に向けて、避難指示・勧告区域内での道路復旧整備と、避難指示・勧告区域への立ち入りに関して柔軟な対応が必要との意見がある。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・被災者自身が居住、生業継続の場所へのアクセス路を作り、自己責任で立ち入ればよい。
- ・避難指示・勧告区域の設定の仕方を柔軟に、地域住民のニーズを汲み取って行う。(被災者の生活・生業継続が可能な範囲に限定するなどきめ細かく設定するなど)
- ・(災害による山崩れ等で立入禁止になると生業継続等ができなくなる) 中山間地の営業被害に対応する保険制度を作る。

2) 住家の被害認定

①行政等による主な対応策

- ・住家の被害認定については、いずれの地方公共団体も、職員が周辺地方公共団体や専門家（建築士会等）の協力を得て行っている（外観目視調査及び内部立ち入り）。（下表参照）
- ・奥州市では、一部損壊の被害認定の区分を細かく6ランクに分けて、被害認定を実施するなど、よりきめ細かく、被災程度に応じ細分化された支援を実施した。（次頁の表参照）
- ・栗原市及び大崎市では、国の被害認定基準に則りつつ、被災者からの被害認定の見直しの申し出に対しては、数次に渡る申し出にも丁寧に対応し、被害認定及びり災証明の手続きを進めた。

表 栗原市内*において住家被害認定を行った専門家の所属別人員数

| 応援団体名 | 現地 | 本部 | 計 |
|--------------------------|-----|----|-----|
| 東北地方整備局 | 8 | 0 | 8 |
| 宮城県土木部 | 51 | 16 | 67 |
| 仙台市(特定行政庁) | 30 | 0 | 30 |
| 塩竈市(特定行政庁) | 12 | 0 | 12 |
| 石巻市(特定行政庁) | 9 | 0 | 9 |
| (社)宮城県建築士会 | 216 | 1 | 217 |
| (社)宮城県建築設計事務所協会 | 65 | 0 | 65 |
| (財)宮城県建築住宅センター | 15 | 0 | 15 |
| (社)日本建築構造技術者協会(JSCA)東北支部 | 16 | 0 | 16 |
| (社)日本建築家協会(JIA)東北支部 | 25 | 0 | 25 |
| その他(一般) | 8 | 0 | 8 |
| 合計 | 455 | 17 | 472 |
| 班構成 | 191 | | |

出典：栗原市資料

*市域全域を対象として被害認定を実施

表 奥州市における岩手・宮城内陸地震災害義援金個別配分金執行額

| 被害区分 | | 県単価(円) | 市単価(円) | 対象 | |
|-------------|--------------------|---------------|------------|---------------------------------|------|
| 人的被害 | 死亡 | 5,000,000 | | 1人 | |
| | 最重傷者 | 2,500,000 | 100,000 | 6人 | |
| | 重傷者 | 500,000 | 50,000 | 1人 | |
| | 事故軽傷者(バス事故、保育所事故等) | 5,000,000 | 10,000 | 25人 | |
| 住家被害 | 全壊 | 3,500,000 | 500,000 | 3戸 | |
| | 半壊 | 1,250,000 | 350,000 | 1戸 | |
| | 一部損壊 | 損壊率 15%～20%未満 | 1,000,000 | 125,000 | 9戸 |
| | | 損壊率 10%～15%未満 | 750,000 | 100,000 | 14戸 |
| | | 損壊率 5%～10%未満 | 500,000 | 75,000 | 95戸 |
| | | 損壊率 3%～5%未満 | 200,000 | 50,000 | 133戸 |
| | | 損壊率 2%～3%未満 | 100,000 | 20,000 | 102戸 |
| 損壊率 1%～2%未満 | | 10,000 | 111戸 | | |
| 個別配分金額 | | 234,425,000 | 21,992,500 | 死亡・重傷 8人 軽傷 25人 損壊家屋 468戸 | |

※貸家は1/2単価

出典：平成20年岩手・宮城内陸地震震災誌（奥州市、平成21年6月）

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『自宅は半壊判定を受けたが、実際には全く居住できず9月に解体した。解体を急いだのは一定期間内であれば、市から取り壊し助成（瓦礫の撤去費用の負担）がもらえたことによる。ただし、それ以上の住宅復興は自己資金の関係で手つかずになっており、事実上、住宅再建の助成は得られないでいる。』（ヒアリング概要I）、『一部損壊と半壊の落差がありすぎる。どうしても必要であった補修の一定比率ぐらひは、支援をして欲しい。建物のり災状況に関する調査は、専門家がヘリコプターで来て短時間で済ましてしまう。その後の見直しは可能であるが、当初の段階で実感としてはほとんど差のない建物のり災状況で支援の差がつくことで、区内のコミュニティが相当ぎくしゃくした。地区全体でり災を評価するということも考えて欲しい。』（ヒアリング概要J）等、短期間に実施される住家の被害認定に関して不満を持つ被災者が見られる。
- ・観光地という特徴から、民宿経営を行っている事業者も多く、『支援金なし。ゴミも事業ゴミ扱い。り災証明なし。被災証明のみ。義援金の観光宿泊施設等休業見舞金で1,000万円ほどになった。その他事業所の休業補償として、80万円を3回、従業員の休業補償として50万円/人出してもらったが、営業再開の目途が立たなかったため、その後、従業員を解雇せざるを得なくなった。』（ヒアリング概要Q）等、事業所については支援が不十分であることに対する不満があった。

③被災者の現状等から見た課題

- ・迅速かつ公平・公正な被害認定の実施のための地方公共団体の体制確保、被災者

の納得感を得るための十分な説明、被害程度の即したきめ細かな支援の実施等が求められる。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・住家の被害認定がもともと都市型・火災対応の制度であり、中山間地での災害の実態と必ずしも合わない。
- ・被害認定結果が支援制度とリンクしているため、被災者の関心が高い。
- ・地方公共団体自らが、地域性などに即して認定する方法もある。

(3) 支援組織・人材に係わる対策について

1) ボランティアと地域の係わり方

①行政等による主な対応策

- ・栗原市では、災害ボランティアセンターを立ち上げなかったものの、栗原市社会福祉協議会が、宮城県社会福祉協議会の支援を受け、被災地での個別訪問調査を開始し、被災地のニーズ調査等を実施した。各避難所に相談窓口が開設され、被災住民のニーズ把握とボランティア活動の調整が行われた結果、「清掃」、「子どもたちの遊び相手」、「癒しの足湯の提供」などの様々なボランティア活動が行われた。(下表参照)
- ・奥州市の災害救援ボランティアセンターでは、「心のつながり」を基本に据え、ふれあいサロン運営、見守り訪問による生活福祉ニーズの聞き取り、給水、入浴送迎、屋内外の片付けや引っ越し等の手伝いが実施された。また、岩手県奥州保健所を通じて、『災害時心のケアチーム』が派遣され、集落単位に展開されている高齢者等のふれあいサロン会場において、専門家医、臨床心理士、保健師等の専門家による個別相談等が実施された。(平成20年岩手・宮城内陸地震 震災誌)

表 栗原市におけるボランティアの活動状況

| ボランティア | 主な提供者 | 支援内容 |
|------------|---------------|---------------|
| 訪問入浴 | 市内介護事業所 | 避難所、個人宅へ入浴車派遣 |
| マッサージ・足湯 | マッサージ協会、大学生 | 避難者への支援 |
| 送迎 | 自動車学校、市民 | 買物・用事等の送迎 |
| 介護 | 社会福祉協議会 | 避難者の介護(宿泊含む) |
| 調理・配膳等 | 日赤奉仕団、婦人防火クラブ | 避難者や救援者への炊き出し |
| | JA 女性部、栄養士会 | 避難所での調理・配膳等 |
| 清掃・片付け | 市内ボランティア | 避難所の清掃、家屋の片づけ |
| 物品の配送 | シルバー人材センター | 必要物品の配送 |
| 遊び相手 | 市内ボランティア、大学生 | 子どもたちとの遊び |
| 理美容 | 理美容組合 | 避難者の理容 |
| 温泉・食事招待・娯楽 | 温泉業者、市内食堂 | 避難所の方を温泉等へ招待 |
| | 各種娯楽団体 | 各種イベント |

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『医者が頻繁に巡回してくれた。自衛隊の医者は24時間居てくれたので、安心だった。ボランティアの支援も助かった。自衛隊のサポートは本当に助かった。』（ヒアリング概要P）に代表されるように、被災者は、ボランティア活動を含む各機関の支援について、感謝し評価していた。
- ・また、『ボランティアに除雪をやってもらって助かった。（中略）ボランティアとは、地震後1年ぐらいは交流があった。』（ヒアリング概要K）と、ボランティア活動をきっかけとした交流も見られる。



図 被災者への足湯、肩モミのボランティア支援の様子
（出典：栗原市資料）

③被災者の現状等から見た課題

- ・人的被害が比較的軽微だった奥州市で災害支援ボランティアセンターが立ち上げられる一方、多くの死者を出した栗原市では災害ボランティアセンターが立ち上げられないなど、地方公共団体の対応にばらつきが見られた。
- ・災害が局所的であったことから、栗原市は地域外のボランティア受け入れを制限したが、被災者ニーズへの対応では、十分なニーズの掘り起こしができていないという指摘や、被災地域で従来から活動している様々な支援組織と十分な協力関係が構築できていなかったという支援者側からの意見もあり、行政区域を超えたボランティアの受け入れのあり方について、検討することも考えられる。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

- ・栗原市では、今回、ボランティアセンターは立ち上げなかった。それでも入った支援者もいたが、支援が要らないということはなかったはずだし、支援は対人だけでなくいろいろな内容があり、外からの支援をどう受け入れるかも考えておく必要がある。

2) 中間支援組織

①行政等による主な対応策

■復旧・復興における中間支援組織の係わり

- ・奥州市では、社会福祉協議会胆沢支所内に、6月14日から7月31日までの約1か月半、災害救援ボランティアセンターが稼働した。
- ・栗原市、奥州市、大崎市ともに、県レベルの専門家組織を通じて、被災建物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、砂防ボランティア協会会員、看護師、スクールカウンセラー等の専門家人材派遣支援が行われた。(平成20年岩手・宮城内陸地震の復興に向けて(宮城県、平成21年12月)、及び岩手県資料)
- ・栗原市で災害ボランティアセンターが設置されなかった理由は、地震の規模に比べて被害が局所的であり、家屋の被害件数が少なく、地元の社会福祉協議会ボランティアセンターのネットワークを活用することにより被災住民のボランティアニーズへの対応が可能であったこと、大きな被害にあった被災地への交通が寸断されていたこと、被災住民から地域コミュニティによる支え合いを大切にしたいとの声があったことによる。(平成20年岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて、平成21年12月、宮城県)
- ・栗原市においては、社会福祉協議会が中心となって被災者支援活動を実施しており、災害ボランティアセンターは設置されなかったものの、被災者に対して手厚い支援を行っている。
- ・栗原市の復興計画策定(平成21年3月)に当たっては、市民検討会が設けられ、耕英地区や花山地区の復興組織が参画している。(栗原市震災復興計画、平成21年6月、栗原市)

②被災住民・行政ヒアリング等から判明した被災者ニーズ

- ・『栗原市の方針として、片付けを手伝ってもらうのは顔の見える人(知り合いの人)に限るという方針があること、また、経済的な状況から定期的に片付けに行けないため、自力で片付けざるを得ない状況であり、いまだに片付いていない。』(ヒアリング概要J)、『役所は住民から距離があり、職員が家庭訪問するぐらいのことをやっても良いのではないか。住民の細かいことまで聞くことができる。』(ヒアリング概要P)等、被災者によっては、行政が潜在的ニーズに十分対応しきれていないとの指摘もある。

③被災者の現状等から見た課題

- ・地域住民の潜在的なニーズを掘り起し、地域の復興を進めるため、中間支援組織などの新たな人材・支援組織の関与のあり方について検討することが考えられる。

【参考】「第1回有識者意見交換会」での有識者からの主な提案事項

・新潟県中越地震では、中越復興市民会議が集落復興支援に大きな役割を果たした。以下の視点から、中間支援組織を効果的に活用する仕組みが必要である。

- ①行政だけではできない細かい支援を行う
- ②行政と被災者のコーディネート役（被災者ニーズの把握、問題点の整理、政策提言等を行うこと）
- ③全国に情報発信（義援金が期待される）
- ④全国の知恵が集まる

Ⅵ. まとめ ～平成 20 年岩手・宮城内陸地震から得られた知見～

1. 小規模地方公共団体における局所的地震災害対応の新たな工夫と可能性

平成 20 年岩手・宮城内陸地震は、大都市ではない中小規模の地方公共団体において局所的に発生した災害である。災害の規模が小さく十分な支援額を確保する規模の復興基金を設立することが困難なこともあり、災害義援金を活用するなど、様々な支援の工夫を行った。

(1) 被害認定に関する丁寧で細やかな対応・対策

奥州市では、国の被害認定基準に加えて、一部損壊の被害認定の区分を独自に 6 ランクに分けて、被害認定を実施した。また、栗原市では、被災者からの被害認定の見直し要請に対して、被災者の納得のいくまで見直し作業を行うといったように、被害認定に関して、丁寧で細やかな対応を行っている。

こうした、被害認定に関する被災者への丁寧な対応のあり方は、今後発生する被災地方公共団体の参考となるものである。

(2) 災害義援金を活用した柔軟な生業支援

災害規模が小さかったため、基金による支援を行うことはできなかったものの、被災者への直接分配金以外の災害義援金については、その用途が地方公共団体に任されているところから、栗原市では、離職者見舞金、観光宿泊施設等休業見舞金、小規模事業所被災見舞金、観光宿泊施設納入業者見舞金、観光施設被災見舞金、風評被害対策支援金、非住家被害見舞金、生活再建支援金、集落再生住宅再建支援金等の生業支援に災害義援金を活用した。また、奥州市では、風評被害対策（被災地で生産された農畜産物の消費拡大及び安全・安心 PR 活動の実施等）に災害義援金を活用するなど、地域の実情に応じ、災害義援金を被災者のために柔軟に活用したことは、特筆すべき取組みである。

(3) 積極的な風評被害対策の実施

被災地には、風光明媚な観光地も含まれ、温泉も数多くあることから、発災直後から、被害の軽微であった被災地周辺まで風評被害が及んだ。このため、岩手県、宮城県、奥州市、大崎市、栗原市とも、積極的に風評被害対策に取り組み、イベント、有名人による PR、IT の活用等、徹底的な風評被害対策を行っている。また、岩手県では、「がんばろう！岩手」運動のロゴマークを作成し、全県挙げて冠プロジェクトを実施するなど、縦割りの限界を超えた早期復興への取組みを実施した。これらの対策は、今後の参考になる取組みである。

(4) 観光地の早期復興に向けた新たな取組み

平成 20 年岩手・宮城内陸地震では、荒砥沢ダム上流部において、山が動いたとされる程の大規模な山林崩壊が発生した。こうした大規模災害の被災現場を見る視察ツアーが NPO 法人により実施されている。

また、中山間地域での土砂災害を中心とする局所的な地震災害では、避難指示・勧告が出されて以降、避難指示・勧告解除まで地域の生業継続が著しく困難となる。地方公共団体の判断により、こうした観光事業者等の再建支援につながる被災地視察ツアーが実現されたことは評価すべきであり、今後の中山間地域における早期復興へのヒントとなる取組みである。

(5) 被災記録及び応急対策・復旧対策の記録集の作成

平成 20 年岩手・宮城内陸地震では、奥州市が『平成 20 年岩手・宮城内陸地震 震災誌』を、震災発生 1 年後の平成 21 年 6 月に作成している。

この震災誌には、災害の発生プロセス、被災状況、復旧対策の内容と現状、応急・復旧対策に携わる方々の声が掲載されており、復旧・復興対策の現状を市民に伝える機能も果たしている。

2. 今後の検討課題

(1) 被災者の住まいと暮らしの復興

①集落単位での支援の枠組みづくり

- ・ 発災後、集落住民間での被害・支援金の格差がつき、過疎化・高齢化の著しい集落を支えている集落内コミュニティのつながりにひびが入り、その後の集落復興に影響する問題が発生するケースがある。早期復旧・復興に向けて、被災状況調査、被災証明の一連のプロセスへの住民参画等を通じて、いかに集落の復興の機運を高めていくかを検討することが課題となる。

②早期の生活再建に向けての雇用促進

- ・ 農林水産業や観光業（民宿など）等、地場に根差した産業に従事している住民は、施設の被災や避難指示等の継続等により、事実上収入を得ることができなくなり、生計をどう立て直すかが課題となる。応急対策段階から、新規雇用に向けた研修・職業案内等の実施、離職期間中の雇用創出（例えば行政による災害復旧・復興関連業務への従事）等により被災者の生活再建をいかに迅速化するかが課題となる。

③住宅再建への支援

- ・ 被災地の復興のためには個々の被災者の住宅再建が不可欠であるが、長期避難等の影響による物理的な制約に加え、再建に必要な資金が十分に手当てできないこと（農林水産業用施設の併設等により都市部に比較して相対的に規模の大きな住宅が多く、被害金額に比べ公的支援が限られるケースや、高齢者世帯であるため融資が受けられないケースがある）等により、住宅再建が困難なことが多く、こうした中山間地域特有の地域の状況に即した支援のあり方を検討することが課題となる。

④被災後の集落再建の必要性

- ・ 中山間地等の集落では、一度応急仮設住宅等に避難して安住すると元の集落へ戻る気力を失う被災者が多く、被災を機に利便性の高い市街地へ移転するケースが多い。元々人口減少、少子高齢化が進み、限界集落又はそれに近い状態になっている集落を、道路等の復旧、土砂災害の再発防止等に多額の予算を費やしてまで再建する必要があるのかという議論がある。こうした地域については、必ずしも原形復旧を前提としない復興のあり方を検討することが課題となる。

(2) 地場産業の再建による地域経済の復興

①観光産業の再建

- ・観光産業（温泉旅館、民宿等）では、施設そのものが被災して営業できなくなる場合に加え、大規模な土砂災害等の発生により広域的に避難指示・勧告が出され、営業が一定期間不可能となる場合がある。特に温泉施設など場所を代えての営業が事実上不可能な業態が多く、早期営業再開に向けた避難指示・勧告のきめ細かな実施・解除や、休業期間中の営業・雇用継続支援をいかに実施するか検討することが課題となる。

②農林水産業の再建

- ・農林水産業（例えば栗原市におけるイチゴ栽培、イワナ養殖等）でも、農地や施設そのものが被災して事業継続できなくなる場合に加え、大規模な土砂災害等の発生により広域的に避難指示・勧告区域が設定され、事業継続が困難となる場合がある。避難指示・勧告期間中の一時帰宅、施設等の復旧やメンテナンス、資源（苗木、稚魚等）や代替施設（養殖場等）の確保、他業態での事業実施（農家民泊等）など、事業の再建や継続に必要な支援のあり方を検討することが課題となる。

③風評被害対策の実施

- ・中山間地域の地震災害では、被災後安全性が確保された段階になっても被災前の観光客数水準が回復しないなど、風評被害による影響が大きく、観光客の減少が見られ、経営にも影響が出る。避難指示・勧告解除時の観光PR、マスコミの災害報道のあり方、被災した観光客へのケアの充実等、風評被害の軽減に向けて事業者・行政・マスコミその他関係機関等が一体となった取組みのあり方を検討することが課題となる。

④事業継続のための融資等の支援

- ・農林水産業など財政基盤の弱い零細事業者は、復旧・復興に当たって融資等の支援が必要となるケースが多く、また地域経済が復興する上でも地元事業者の再建は重要な要素となる。このため、政府系金融機関等による融資、利子補給、信用保証供与等の実施や相談体制の確保など適切な支援措置が必要であり、特に被災事業者が円滑に事業再建できるようなシームレスな支援が課題となる。
- ・店舗等でも設備や備品等への支援が薄く、事業再建の障害となるケースがある。本来は営利事業の再建は保険や融資で対処すべきものであるが、それのみでは事実上再建が困難な場合もあり、地域振興の観点等から新たな支援を検討することも課題となる。

(3) 復興を支える被災地方公共団体等の態勢

①早期復旧・復興に向けた被災地方公共団体の支援

- ・中山間地域の規模の小さな地方公共団体では、大規模災害からの復旧・復興に必要な職員の確保（特に公共土木施設の災害復旧工事等、専門性の高い分野）が困難な場合が多く、国、都道府県、周辺市町村等からの応援態勢、技術支援が課題となる。
- ・地方公共団体の災害対策本部が被災地から離れ、被災者の状況やニーズを正確に把握していない、支所等では権限がないこと等により要望に迅速に対応できず、結果的に被災者が対応を冷たく感じる、といった問題も起こりうるため、被災地・被災者に密着した地方公共団体の態勢づくりが課題となる。

②中間支援組織の活動環境づくり

- ・中山間地域の災害では、復興に役立つ様々なスキルを持つ人材が不足している場合が多く、復興プロセスに貢献できる専門家やボランティアを外部から受け入れる必要があるが、中間支援を担う組織や人材を受け入れる体制がないため、こうした組織・人材を活用する機会を逸するケースも考えられる。復興プロセスを支援する中間支援組織が活躍できる環境整備をいかに行うかが課題となる。

③災害義援金の効果的活用

- ・平成 20 年岩手・宮城内陸地震では、小さな地方公共団体で発生した局所的災害であったこともあり、災害義援金を重要な支援財源として活用し、生業復興支援等、被災地の状況を踏まえた独自の支援を行い、成果を挙げた。今後、各地方公共団体が実施した、こうした地域独自の支援の工夫をいかに発展・継承していくかが課題となる。